

第1編 こども計画



第1編 こども計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景・趣旨

わが国の出生数の減少は予測を上回る速度で進行しており、令和6年（2024年）の出生数は68万6,061人、合計特殊出生率は1.15となっています（厚生労働省人口動態統計）。また、長野県の出生数は1万512人、合計特殊出生率は1.30となっています。

少子化については、未婚化と晩婚化の影響が大きいといわれており、その主な要因は、若い世代の不安定な雇用環境・出会いの機会の減少とされています。また、子育てしづらい社会環境や、仕事と子育てを両立しにくい職場環境、子育ての経済的・精神的負担感等、子育て当事者を取巻く環境は厳しく、多くの問題を抱えています。

さらに、不登校やいじめの件数、児童虐待の相談対応件数がそれぞれ過去最多を記録し、こどもの貧困問題、ヤングケアラー^{*1}、10～39歳の死因の1位が自殺であること等、こどもや若者、家庭をめぐる様々な課題が深刻化しています。また、こども・若者の自己肯定感や幸福感が低いことから、こども・若者のウェルビーイング^{*2}の向上を図っていくことが求められています。

令和5年（2023年）4月には、「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。また、同年12月には、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざすことを目的として、こども施策に関する基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定され、各自治体でこども計画を策定することの必要性が示されました。

- ※1 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。
- ※2 ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみだけではなく、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

本村においては、平成27年（2015年）に「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を策定、令和2年（2020年）には「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定し、こどもを取巻く現状と今後の方向性を明確にし、「こどもにとっての最善の利益」の実現、こども・子育て支援施策を通して誰もが「住み続けたい」と思える魅力あるむらづくりを推進してきました。こうした状況を受け、多様化・複雑化するこども・子育てを取巻く課題に対し、より包括的・多角的に対応するため、令和8年（2026年）4月から令和12年（2030年）3月までの4年間を計画期間とする「南箕輪村こども計画」を、「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第3期）（令和7年（2025年）4月から）」「こどもの貧困対策に関する計画」及び「次世代育成支援行動計画」と一体的に策定します。この「南箕輪村こども計画」の策定により、「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の進捗状況等を踏まえ、効果的かつ総合的に施策を進め、こども・若者と子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことをめざします。

2 計画の目的

「こども基本法」において、目的が以下のように明確化されています。

【「こども基本法」から抜粋】

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

3 計画の位置づけ

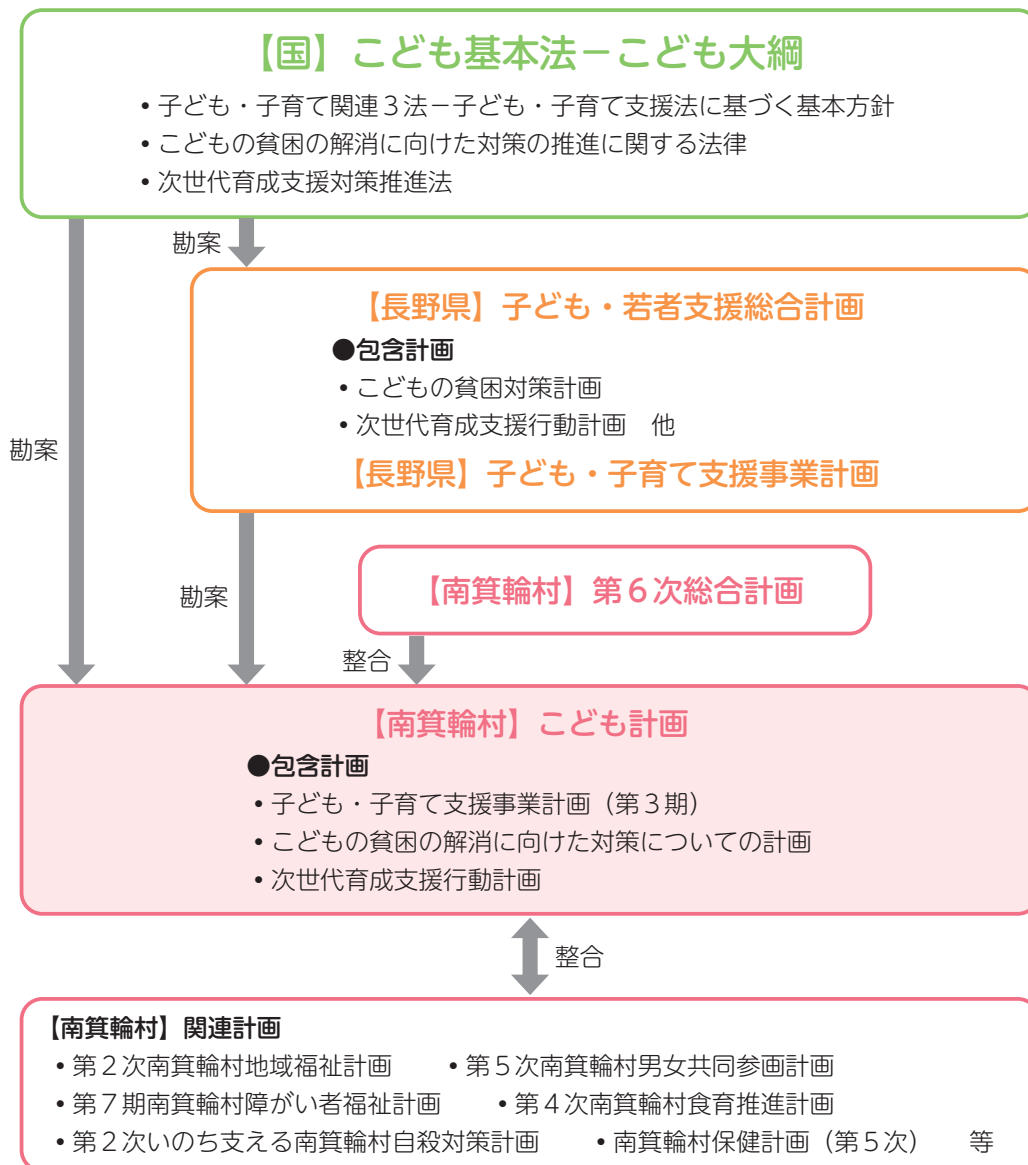
(1) 法的位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に規定される、本村のこども分野の総合計画である「市町村こども計画」として位置づけられる計画です。

また、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「次世代育成支援対策の実施に関する計画」を包含する計画とします。

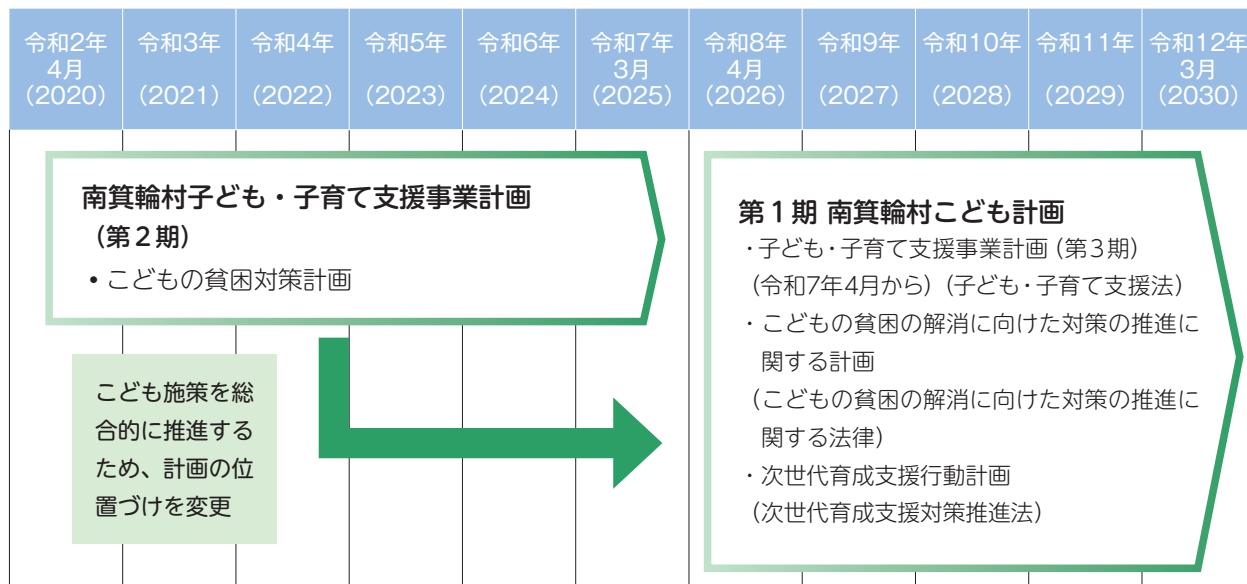
(2) 他の計画との関係

本計画は、「南箕輪村第6次総合計画」（以下、「村総合計画」という。）を上位計画とし、本村における児童福祉、母子保健・医療、教育関係等の子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけるものです。また、本村が策定している各種関連計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。



4 計画期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき、また、「こども大綱」が5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針を示していることを鑑み、令和8年（2026年）4月から令和12年（2030年）3月までの4年間を計画期間とします。ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化、法改正など国の動向等を踏まえ、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。



5 計画の対象

「こども基本法」では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れることがないように、こころとからだの成長の段階にある人を「こども」としています。

そこで、本計画の対象は、次の図のとおり胎児やこども、若者とします。また、胎児やこどもの親も対象とします。

妊娠期	新生児期	乳幼児期 義務教育年齢に達するまで	学童期 小学生年代	思春期 中学生年代 ～概ね18歳	青年期 概ね18歳以降 ～概ね30歳未満	ポスト青年期 概ね30歳以降 ～40歳未満
胎児						
	こども					
					若者	

6 SDGsの推進

SDGsは、人間と地球の繁栄のための行動計画として、経済・社会・環境のあらゆる課題を統合的に解決することをめざし、先進国・新興国・途上国を問わず取組む目標として策定されました。地方自治体も、SDGsの達成に向けて、政府が定めた「持続可能な開発目標実施指針(令和5年(2023年)12月改定)」においてSDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待され、様々な計画にSDGsの要素を反映させることが推奨されています。

現世代のニーズを満たしながら、次世代のニーズも満たすことに配慮をしつつ、あらゆる貧困や欠乏を根絶することで、誰一人として取残されない社会の実現をめざすSDGsの理念は、本村がめざすむらづくりの方向性と一致しており、村総合計画を推進することは、SDGs達成に向けた取組を推進することであるといえます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 子ども・子育て家庭を取巻く状況

1 本村の状況

(1) 人口の状況

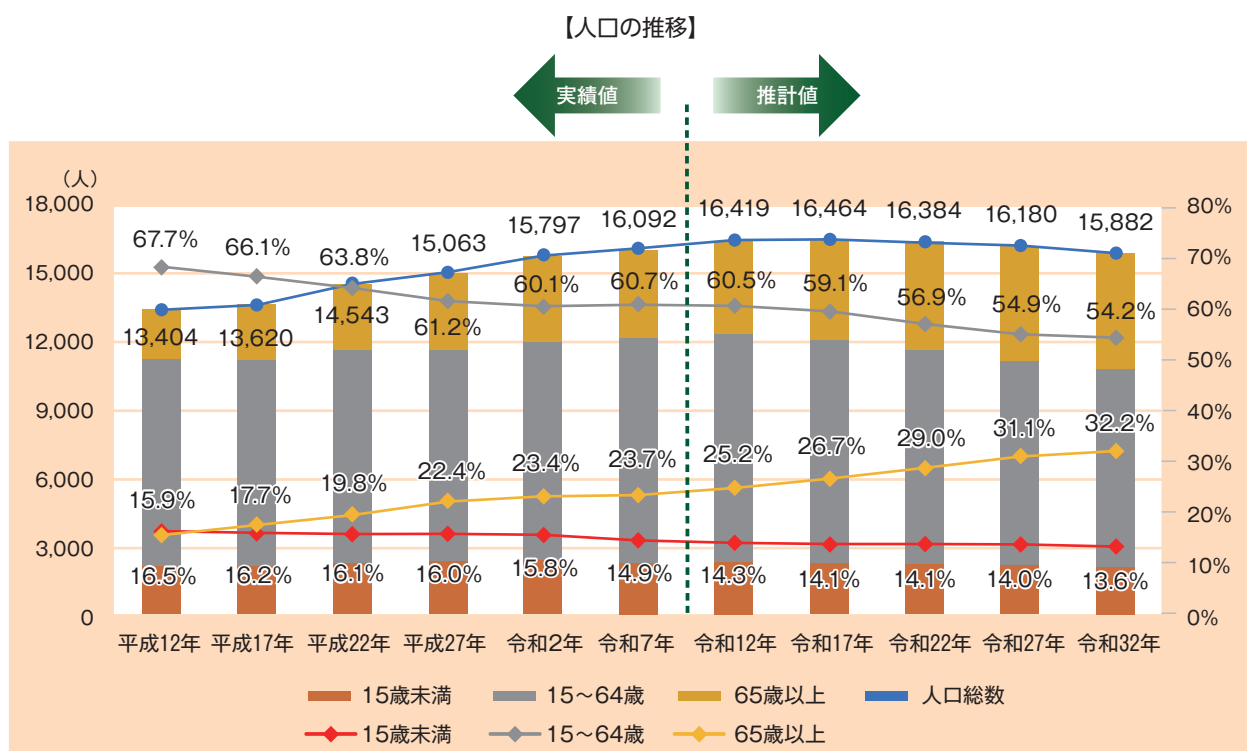
①人口の推移

本村の人口は、増加が続いています。

年齢3区分別人口の構成比の推移を見ると、6割超を占める生産年齢人口（15～64歳）の構成比は、平成12年（2000年）以降低下しています。また、年少人口の構成比も低下が続いていますが、老年人口の構成比は上昇し続けています。

推計値は、出生、死亡、国際人口移動について、令和2年（2020年）までの実績値の動向をもとに仮定を設け、日本全域の将来の人口規模、男女・年齢構成の推移について国立社会保障・人口問題研究所が推計を行ったものです。この推計によると、本村の人口は、令和17年（2035年）まで増加を続けますが、その後、減少に転じ、令和32年（2050年）には15,882人になると見込まれています。

年齢3区分別に見ると、年少人口、生産年齢人口は減少する一方、老年人口は増加すると予想されています。それに伴い、高齢化率は令和7年（2025年）の23.7%から令和32年（2050年）には32.2%に上昇すると見込まれています。



【資料：実績値-国勢調査、令和7年（2025年）長野県毎月人口異動調査（4月1日現在） 推計値-国立社会保障・人口問題研究所】

※年齢の区分けについては、国勢調査が15歳で区切り調査を行っているためそれに準じる。

【人口・世帯等の推移】

項目	年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	年平均増減率 (%)		
						H17～ H22	H22～ H27	H27～ R2
総人口		13,620人	14,543人	15,063人	15,797人	1.65	0.88	1.20
年少人口 [15歳未満]		2,202人 (16.2%)	2,336人 (16.1%)	2,406人 (16.0%)	2,495人 (15.8%)	1.49	0.74	0.91
生産年齢人口 [15～64歳]		9,005人 (66.1%)	9,285人 (64.0%)	9,214人 (61.4%)	9,595人 (60.7%)	0.77	▲0.19	1.02
老年人口 [65歳以上]		2,413人 (17.7%)	2,877人 (19.8%)	3,377人 (22.5%)	3,707人 (23.5%)	4.50	4.09	2.36
世帯数		5,026	5,560	5,839	6,445	2.56	1.23	2.50
一世帯当たりの 人数		2.71人	2.62人	2.58人	2.45人	—	—	—

【資料：国勢調査】

注：各年10月1日現在（平成22年（2010年）、平成27年（2015年）総人口には年齢不詳を含む。）

各年の（ ）内は構成比を示す。

年平均増減率（%）は、 $[(人口/前回の人口)^{1/(5-1)} - 1] \times 100$ にて算出。



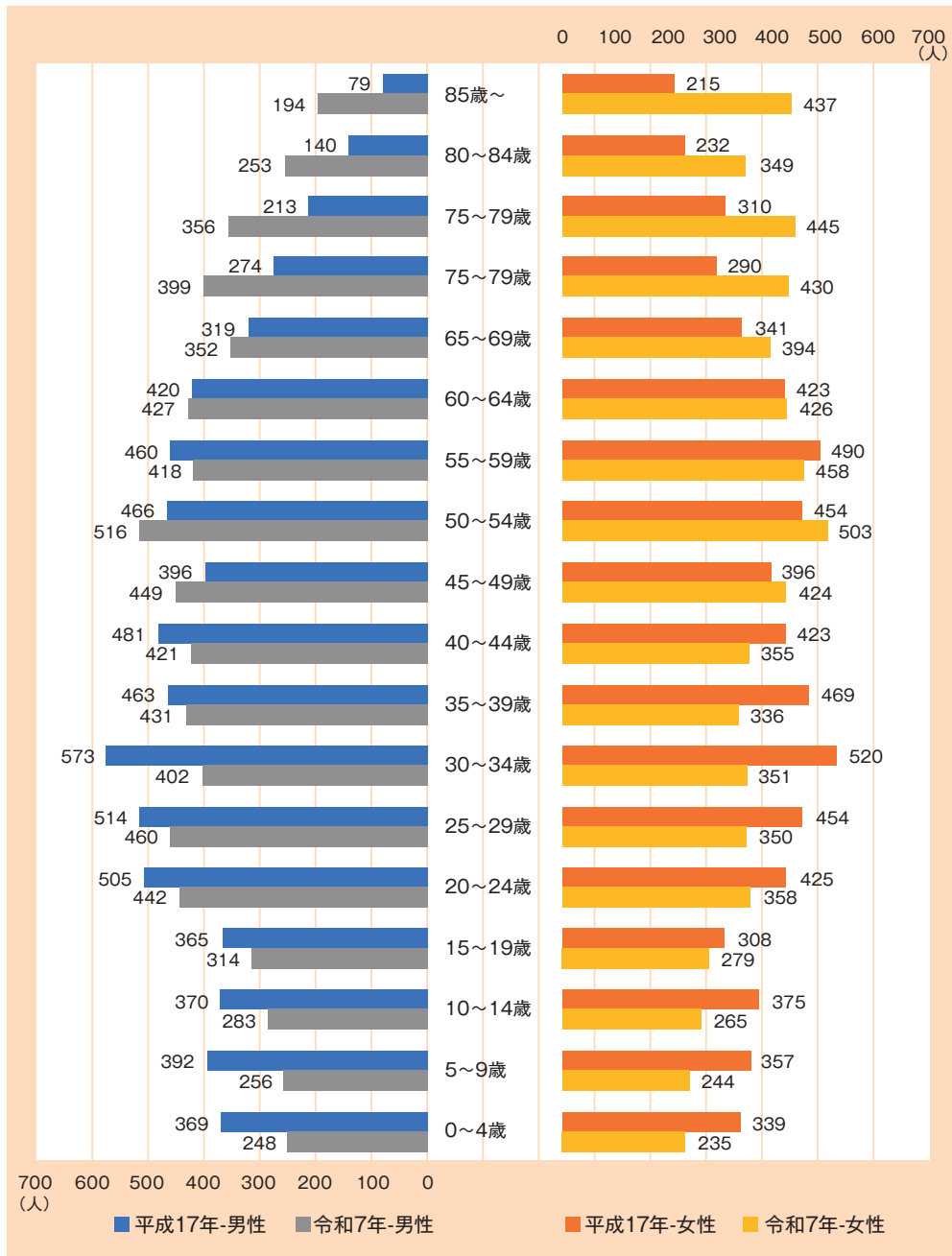
② 5歳階級別人口

平成17年（2005年）と令和7年（2025年）の人口ピラミッド（年齢5歳階級別人口構成図）を比較すると、令和7年（2025年）の人口において、出産する女性の大多数を占める20～39歳の年代の人口は、いずれの年齢層も減少しています。

また、14歳以下の年齢層においては、それぞれ100人前後減少しており、少子化傾向の拡大がうかがえます。

さらに、50歳以上の年代の人口は、男女ともに増加しており、特に65歳以上の人口の増加が著しく、高齢化が徐々に進行している様子が見られます。

【年齢5歳階級別人口構成図の推移】



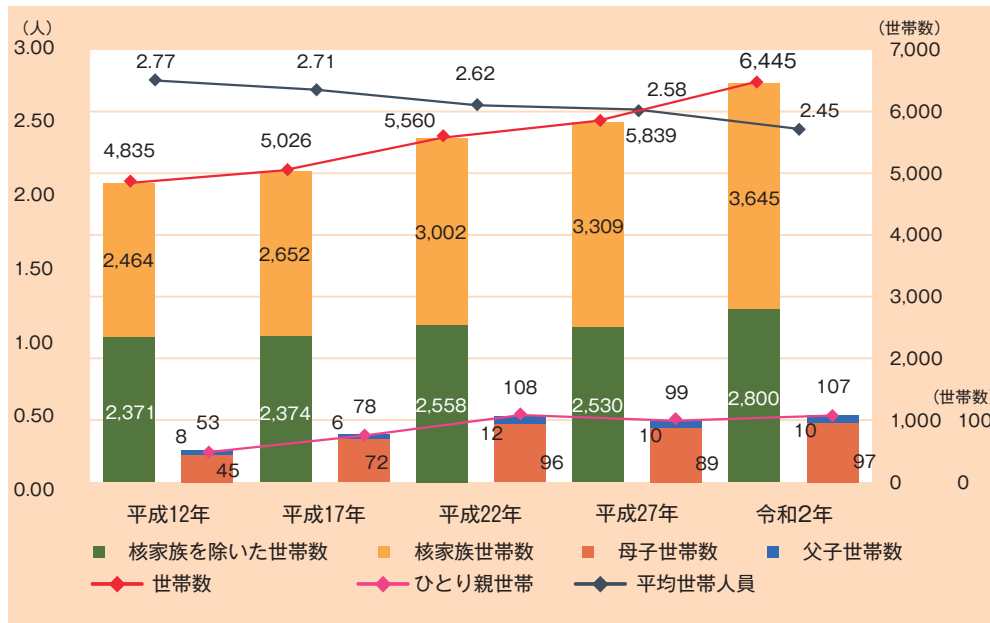
【資料：国勢調査】

(2) 世帯の状況

① 世帯数の推移

本村の世帯数の推移を見ると、平成12年（2000年）から令和2年（2020年）の間で増加し続け、その20年間に1,610世帯増えています。しかし、平均世帯人数は徐々に減少しています。また、ひとり親世帯については平成12年（2000年）から平成22年（2010年）まで増加し、その後は100世帯前後と横ばいになっています。

【世帯数の推移】

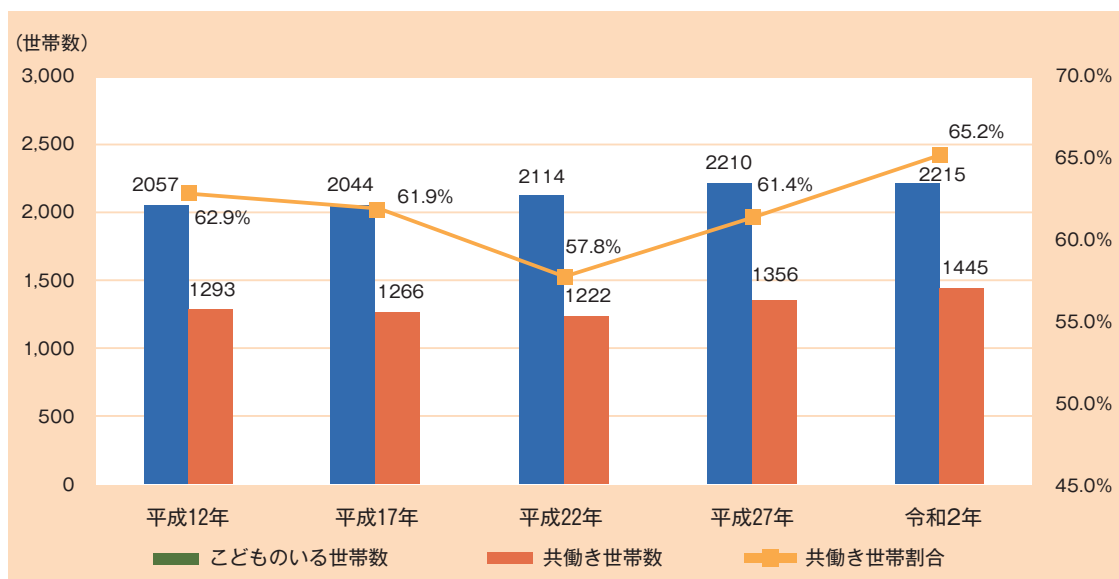


【資料：国勢調査】

② 共働き世帯の割合

本村のこどもがいる共働き世帯の割合は、平成22年（2010年）までは減少傾向にあり、その後増加に転じています。

【こどもがいる共働き世帯数の推移】

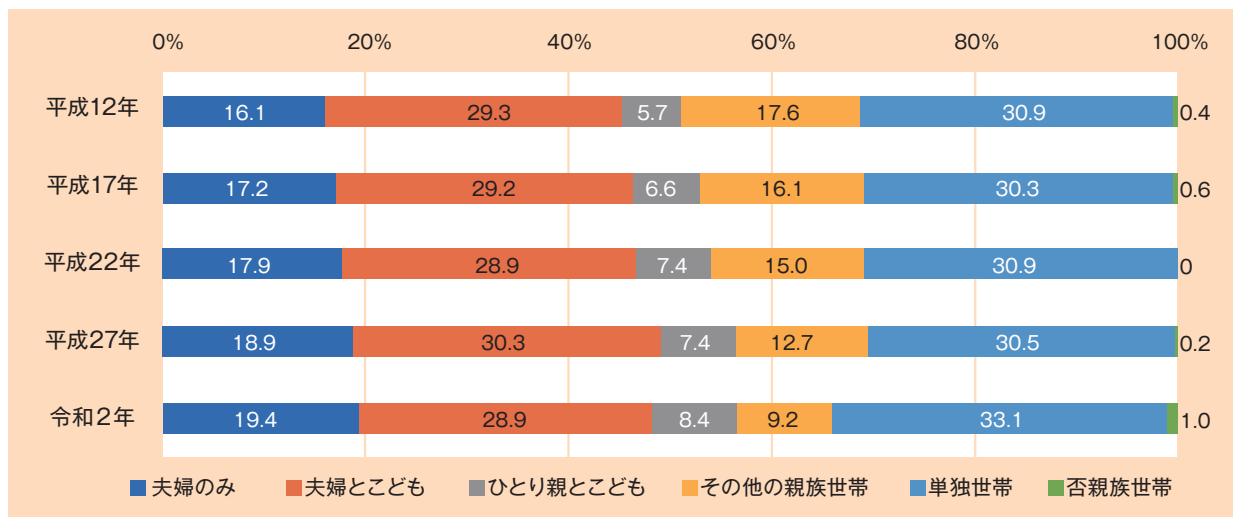


【資料：国勢調査】

③ 家族類型別世帯

世帯を家族類型に見ると、「夫婦のみ」「ひとり親と子ども」が年々増加し、「その他の親族世帯」は年々減少しています。「夫婦と子ども」については、年々減少して平成27年（2015年）に増加に転じたものの、令和2年（2020年）で再び減少しています。

【家族類型別世帯割合の推移】



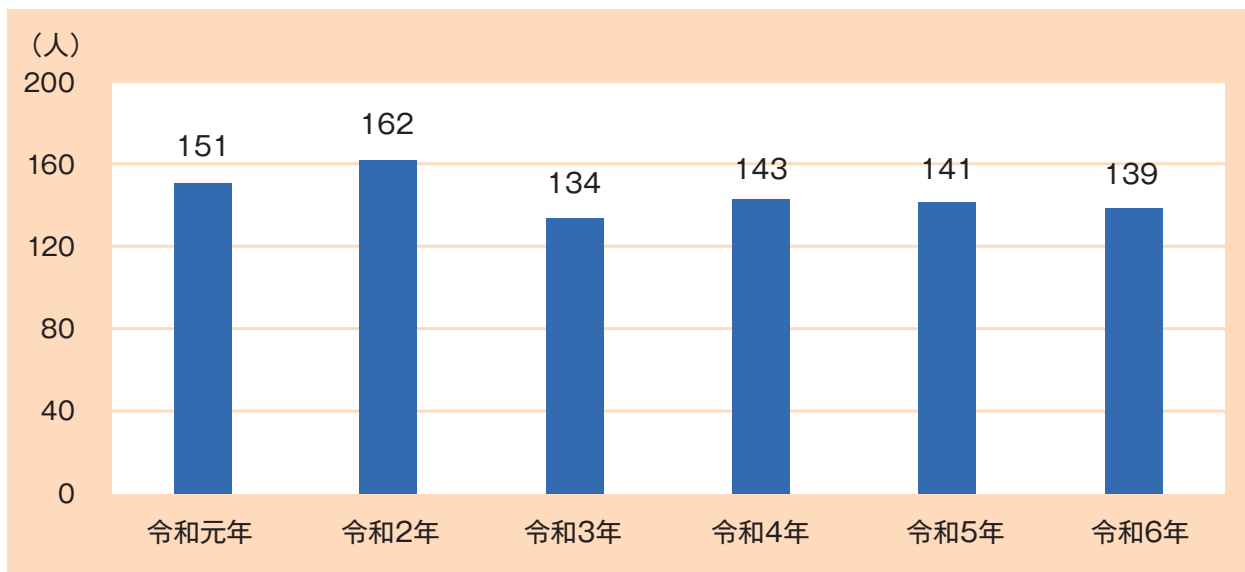
【資料：国勢調査】

(3) 出生の動向

① 出生数

本村の年間の出生数は、直近6年間で見ると令和3年（2021年）に減少し令和4年（2022年）に増えたものの、以降は僅かながら減少し続けています。

【出生数の推移】

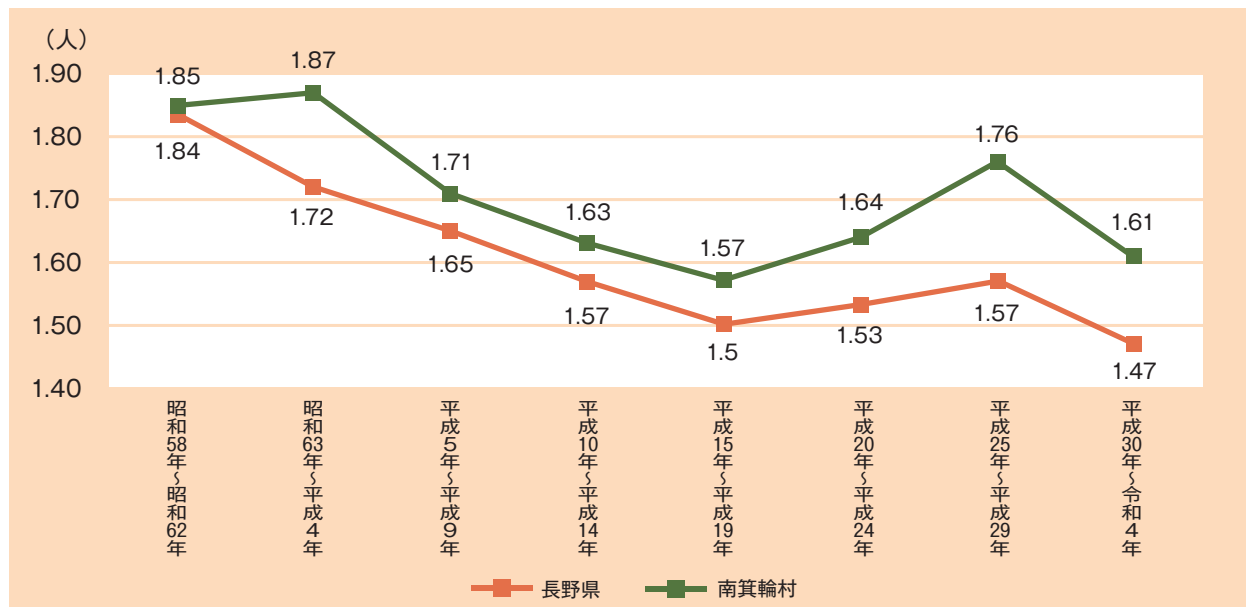


※本村で届書を受理した件数 【資料：住民環境課 各年1/1～12/31】

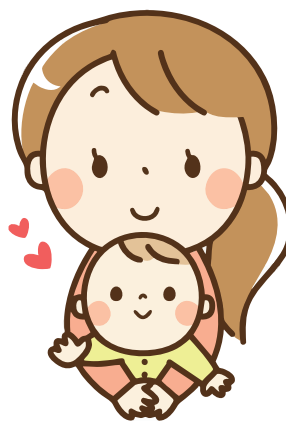
②合計特殊出生率^{※1}

本村の合計特殊出生率の推移を見ると、昭和63年（1988年）から平成4年（1992年）以降低下が続いていましたが、平成19年（2007年）から上昇に転じています。しかし、平成30年（2018年）から再び低下に転じています。長野県も同様の傾向ですが、本村が一貫して上回っています。

【合計特殊出生率】



【資料：厚生労働省 人口動態保健所・市区町村別統計】



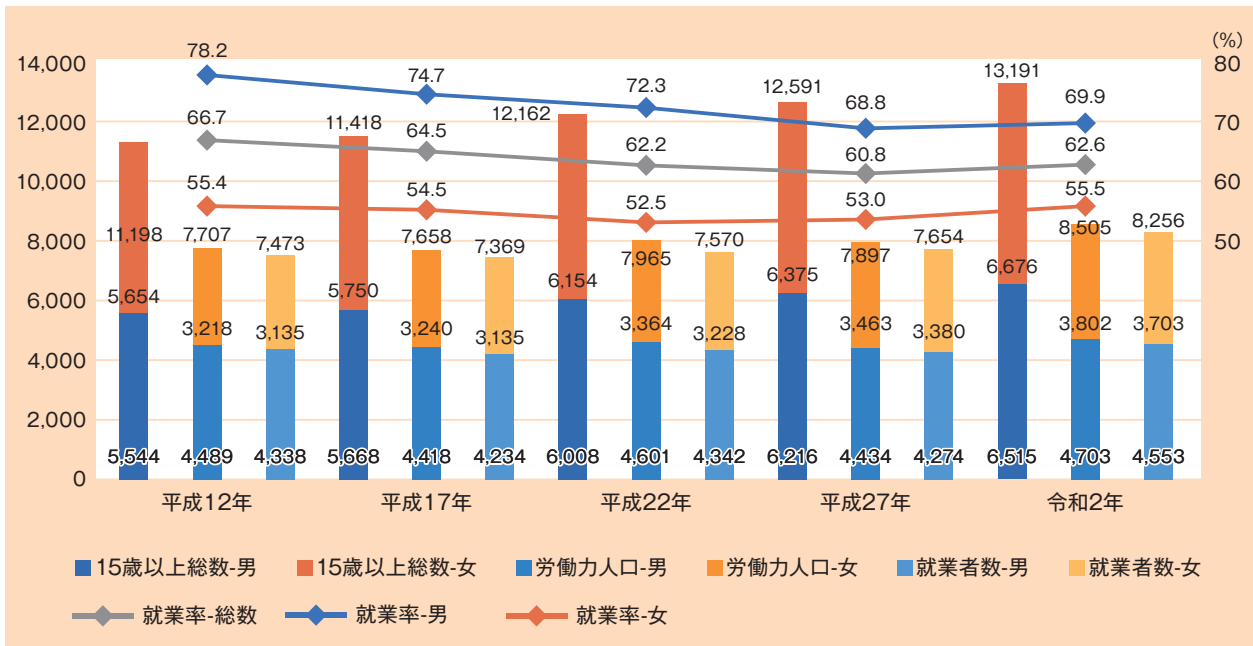
※1 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当。

(4) 就労の状況

①男女別の就業状況

本村の男女別の就業の状況を見ると、15歳以上総数は年々増加していますが、就業率総数は平成27年（2015年）まで減少し続け、令和2年（2020年）にやや増加しています。

【男女別就業状況の推移】



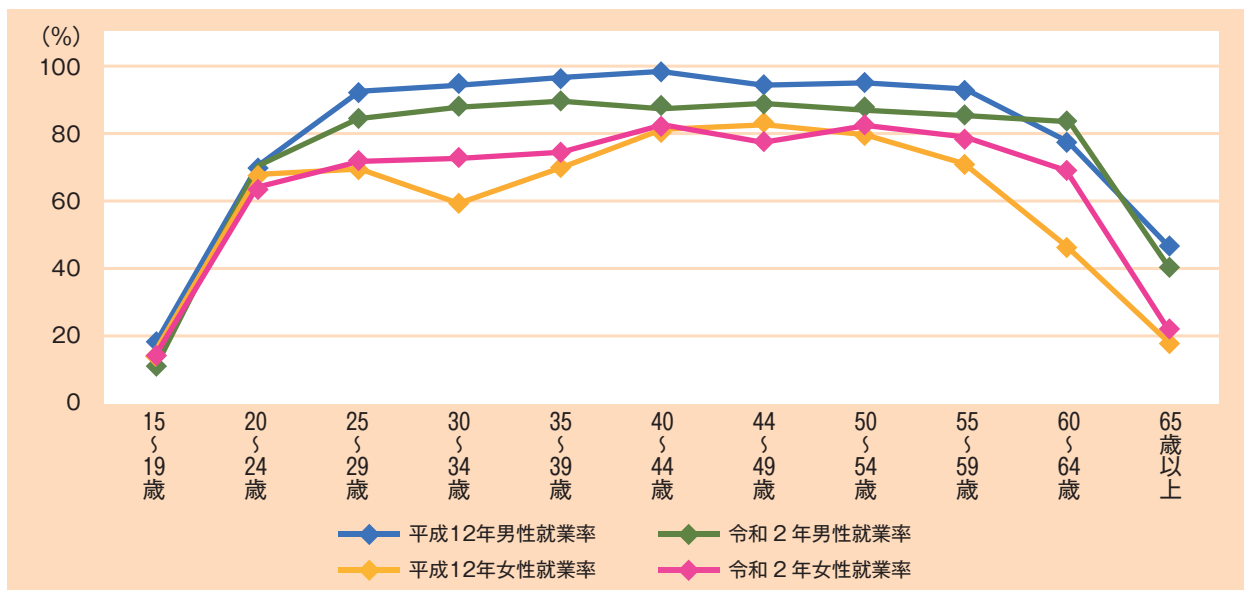
【資料：国勢調査】



②年齢別男女の就業状況

年齢別男女別の就業率を見ると、女性については、20～24歳、40～44歳及び50～54歳以外で、令和2年（2020年）の方が高くなっています。男性については、ほとんどの年代で平成12年（2000年）の就業率の方が高くなっています。女性については、40～44歳及び50～54歳以外で令和2年（2020年）の方が高くなっています。

【年齢別男女就業率の推移】



就業率	年代	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
		1	平成12年男性就業率	18.4	68.8	92.2	94.5	96.1	98.0	94.3	95.2	93.3
2	令和2年男性就業率	11.5	70.4	84.6	88.2	89.8	87.4	89.3	86.7	85.8	83.7	40.3
3	平成12年女性就業率	13.8	67.4	69.8	59.7	70.0	81.0	83.1	80.0	71.4	46.2	18.2
4	令和2年女性就業率	14.3	63.8	71.5	72.9	74.9	82.6	77.5	82.5	78.8	69.2	21.6

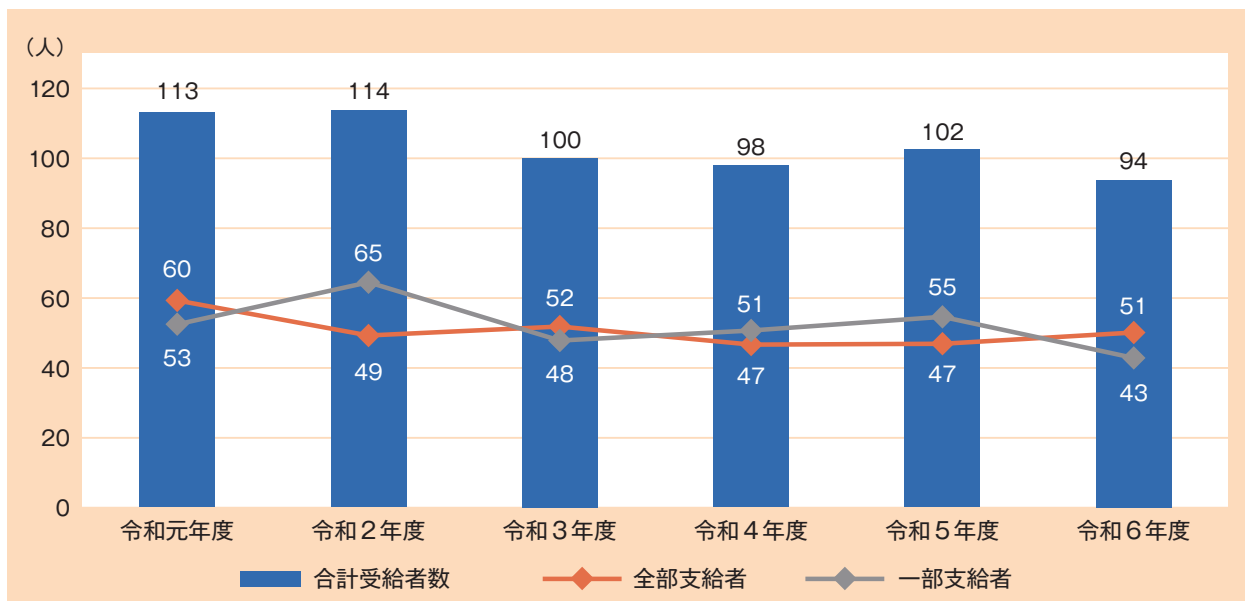
【資料：国勢調査】

(5) ひとり親家庭の状況

① 児童扶養手当受給者数の推移

令和2年度(2020年度)まで全部支給者及び一部支給者の合計が110人を超えていましたが、令和3年度(2021年度)以降は100人前後を推移しています。

【児童扶養手当受給者数の推移】

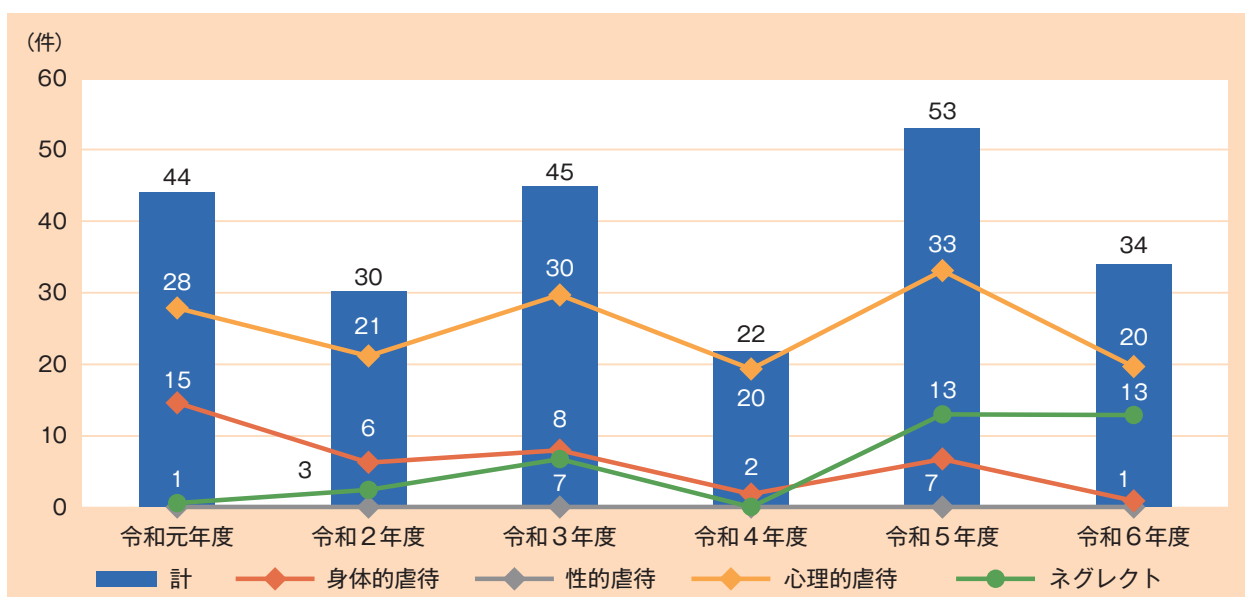


【資料：伊那保健福祉事務所 各年度年度末時点】

② 新規児童虐待相談対応件数の推移

過去6年間において、いずれの年も心理的虐待が最も多くなっており、令和5年以降はネグレクトが増加傾向にあります。

【虐待相談対応数の推移】



(数値は実数)

【資料：こども課】

2 教育・保育サービスなどの実施状況

(1) 保育園の利用状況

①各保育園の利用状況

令和6年度（2024年度）保育園の利用状況については、南部保育園と南原保育園の園児数が定員より少なくなっていますが、他は定員を上回っています。

【令和6年度（2024年度）保育園の利用状況】

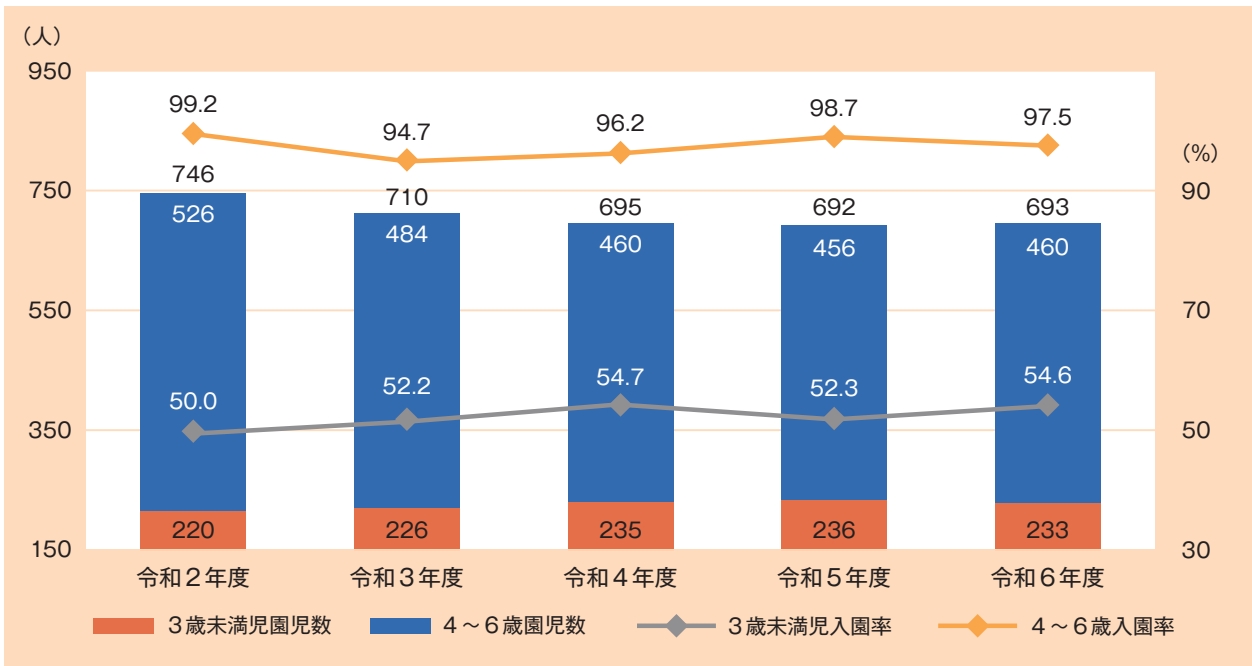
保育園名	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 (年少)	4歳児 (年中)	5歳児 (年長)	計
北部保育園	90	5	14	13	24	15	23	94
中部保育園	180	6	28	26	46	38	43	187
南部保育園	150	7	20	13	27	28	21	116
南原保育園	200	12	26	25	39	45	35	182
西部保育園	100	8	13	17	24	27	25	114
計	720	38	101	94	160	153	147	693

【資料：こども課 令和6年度（2024年度）3月1日現在】

②村内保育園の園児数と入園率

村内保育園の園児数については、4～6歳の園児数は年々減少から横ばい傾向にありますが、3歳未満児の園児数は増加傾向にあります。4～6歳園児の入園率については、高い値で推移しています。

【村内保育園の園児数と入園率の推移】

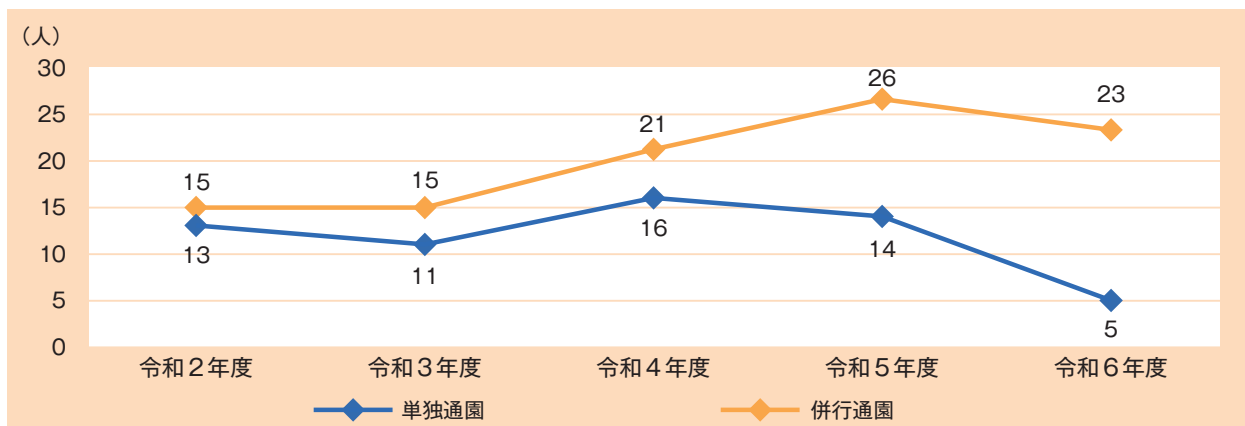


【資料：こども課 各年度3月1日現在】

③ たけのこ園^{※1}利用者数の推移

たけのこ園の単独通園利用者は、令和4年（2022年）まで増加傾向でしたが、その後減少し令和6年（2024年）には5人にまで減少しました。一方、併行通園については増加傾向にあり、令和4年（2022年）以降は20人以上が利用しています。

【たけのこ園利用者の推移】



【資料：こども課 各年度3月1日現在 ※令和6年度（2024年度）は2月1日現在】

④ 村外の幼稚園・認定こども園などの利用状況

村内には幼稚園がないため、幼稚園希望者は村外の幼稚園へ通園しています。

【村外の幼稚園・認定こども園等の利用状況】

認定	利用者数
1号認定 ^{※2}	13
2号認定 ^{※3}	2
3号認定 ^{※4}	4
利用者計	19

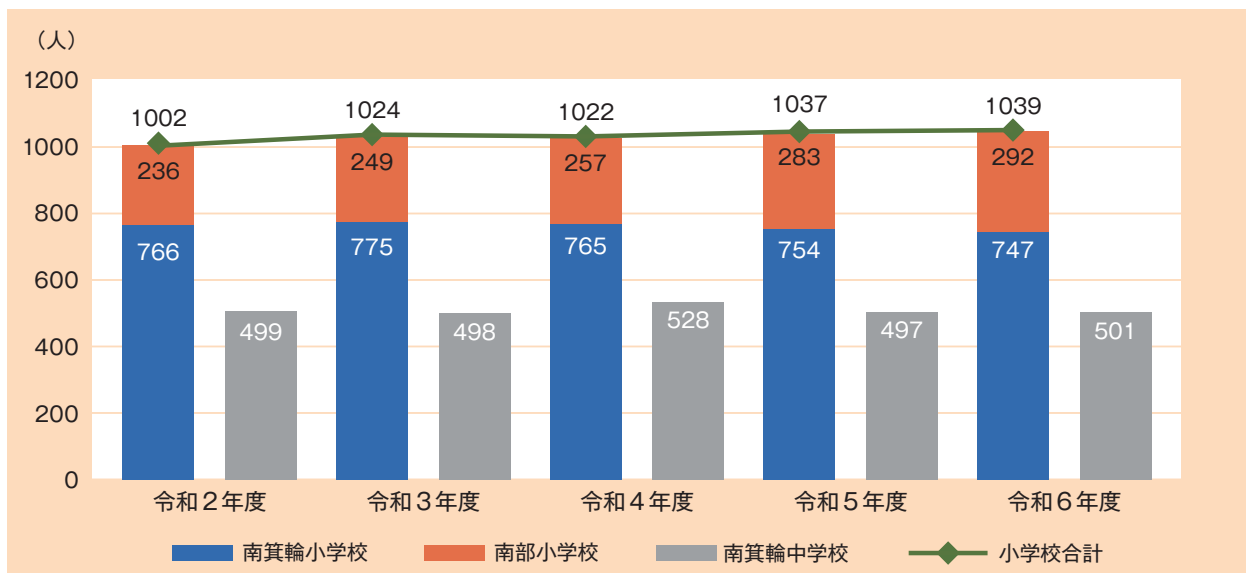
【資料：こども課 令和6年度（2024年度）3月現在】

- ※1 たけのこ園：小学校就学前のお子さんを対象として、育ちがゆっくりだったり、育児に心配のあるご家庭の支援をしていく児童発達支援事業所として、平成24年(2012年)10月1日に開園。保育士・作業療法士・臨床心理士・言語聴覚士などの専門職を配置して、毎日の生活や遊びを通して、基本的な生活習慣を身につけたり、集団生活を楽しめる力をつけたりする。
- ※2 1号認定：子どもの年齢が満3歳児以上で「保育に必要な事由がない」場合に受けられる認定。幼稚園や認定こども園を利用できる。
- ※3 2号認定：子どもの年齢が満3歳児以上で「保育に必要な事由がある」場合に受けられる認定。認可保育園や認定こども園を利用できる。
- ※4 3号認定：子どもの年齢が満0～2歳児で「保育に必要な事由あり」の条件を満たし、認可保育園・認定こども園（保育園枠）等を利用する場合に受ける認定。

(2) 小中学校の児童・生徒数の状況

小学校の児童数は増加傾向にあり、中学校においては、500人前後を推移しています。

【小中学校児童・生徒数の推移】



【資料：長野県教育委員会 各年度5月1日現在】



3 アンケート調査・意見聴取の結果

(1) 調査の概要

「こども基本法」において、こども・若者に関する幅広い施策に対し、施策の対象となるこどもや子育て当事者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが求められていることから、本計画の策定に当たり、各種アンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

(2) アンケート調査の種類と対象者

調査種別	対象者	調査人数	抽出方法	実施方法
子育て支援ニーズ調査	未就学児童の保護者	300人	無作為	配布：郵送及び保育園にて配布 回収：郵送・保育園・Web
こども・若者意識調査	若者（18歳以下）	200人	無作為	配布：郵送にて配布 回収：郵送・Web
	中学生	505人	在学児童 生徒全員	配布：学校経由にて案内文を配布 回収：Web
	小学生高学年	521人		
	小学生低学年	523人		

※アンケート調査期間：令和7年（2025年）1月下旬～2月上旬（小中学校は2月下旬）

(3) アンケート調査回収結果

調査種別	対象者	調査人数	有効回答数			有効回収率
			合計	紙面	Web	
子育て支援ニーズ調査	未就学児童の保護者	300人	176	70	106	59%
こども・若者意識調査	若者（18歳以下）	200人	63	26	37	32%
	中学生	505人	269	—	269	53%
	小学生高学年	521人	441	—	441	85%
	小学生低学年	523人	477	—	477	91%

(4) ヒアリング調査

学校関係者へのヒアリングとして、令和7年（2025年）5月に南箕輪小学校、南部小学校、南箕輪中学校へ各1回ずつヒアリング調査を行いました。

(5) アンケート調査結果の概要

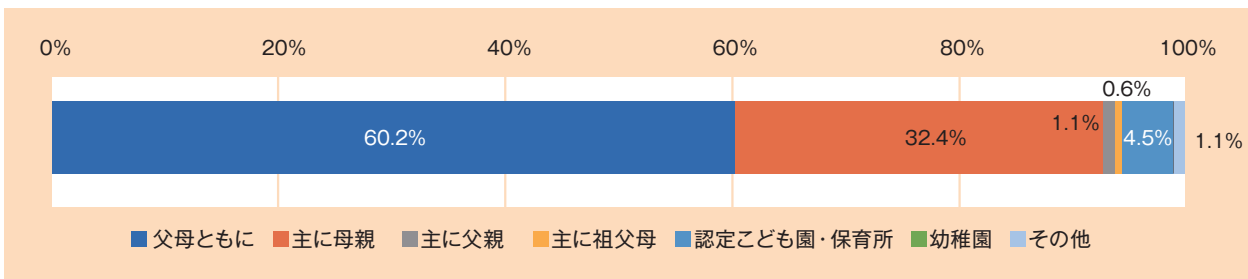
アンケート調査の主な結果については次のとおりです。なお、各アンケート調査の結果については、本村ホームページに掲載しています。

<https://www.vill.minamiminowa.lg.jp/soshiki/kosodate/kosodateanke-to.html>

①子育て支援ニーズ調査（未就学児の保護者）

(ア) 子育てを主に行っている方

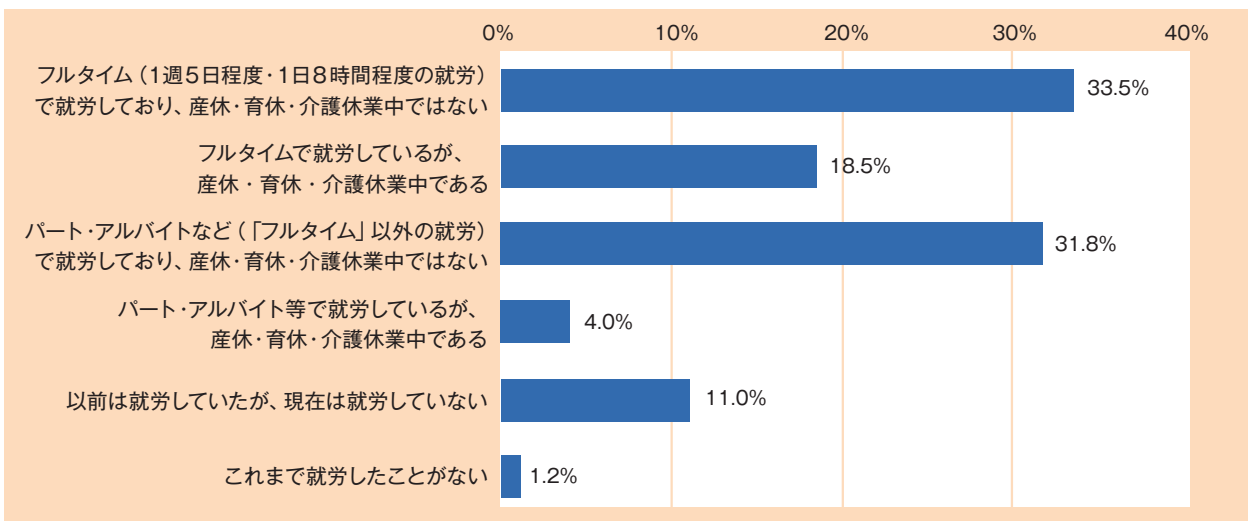
子育てを主に行っている方を見ると、「父母ともに」と回答した方が60.2%で最も多く、次いで「主に母親」と回答した方が32.4%となっています。（未就学児保護者／問6）



(イ) 保護者の就労状況

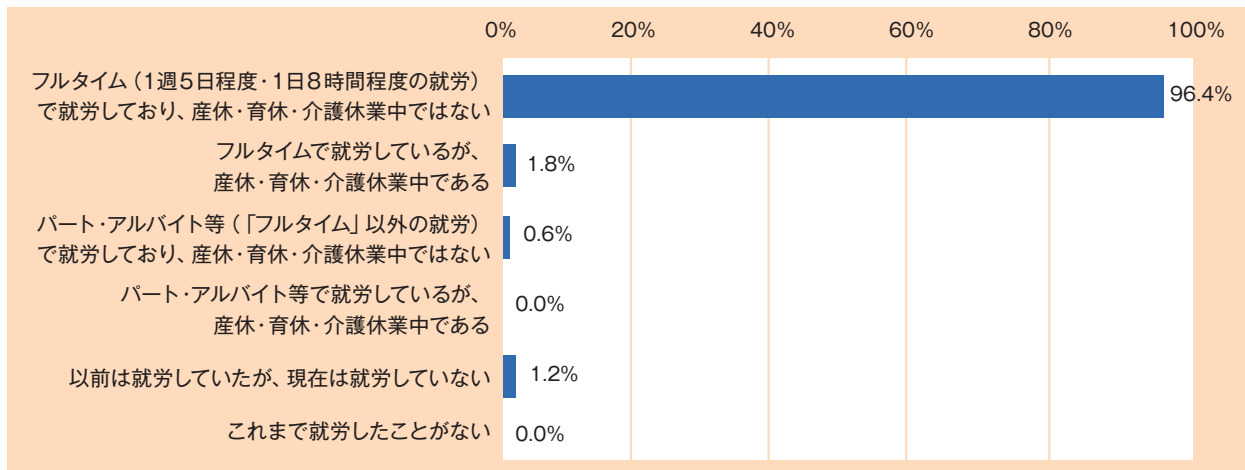
・未就学児童の母親の就労状況

「フルタイムで就労している」と回答した方が33.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外の就労）で就労している」と回答した方が31.8%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」と回答した方が18.5%となっています。（未就学児保護者／問11（1））



・未就学児童の父親の就労状況

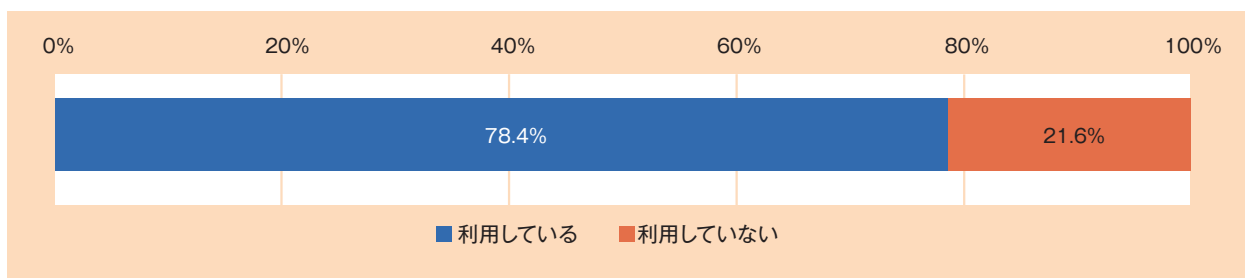
「フルタイムで就労している」と回答した方が96.4%と最も高く、そのほかの「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」や「以前は就労していたが、現在は就労していない」は1%程度となっています。(未就学児保護者/問11(2))



(ウ) 定期的な教育・保育サービスの利用

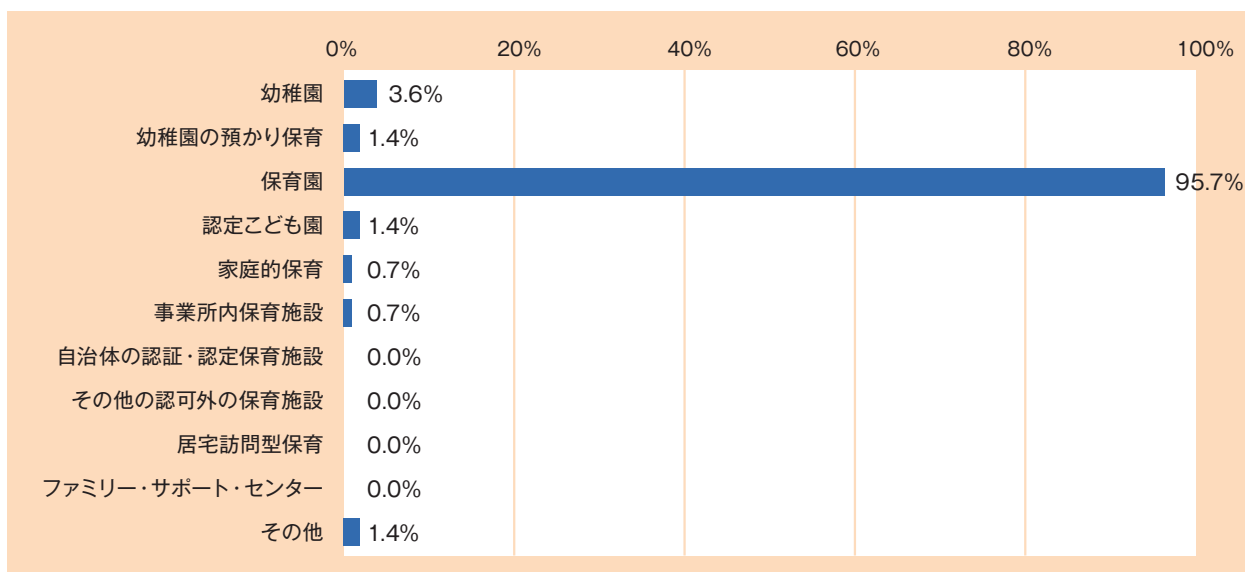
・定期的な教育・保育サービスの利用の有無

「利用している」と回答した方が78.4%となっています。(未就学児保護者/問14)



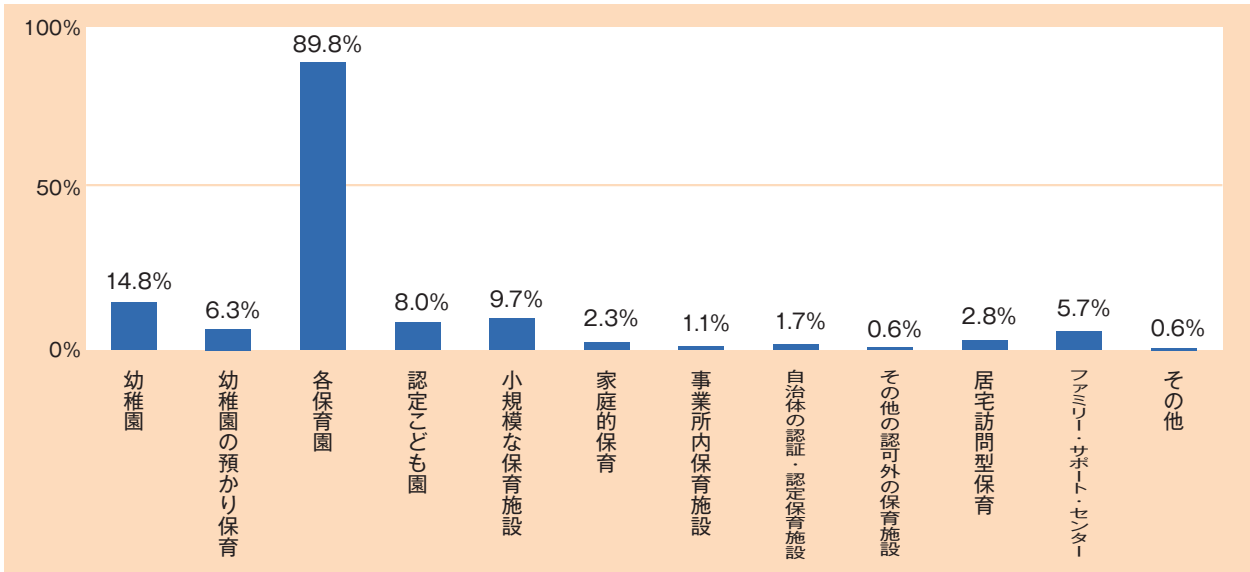
・利用している定期的な教育・保育事業

約95%の方が「保育園」を選んでいて、次いで「幼稚園」が3.6%、それ以外は1%程度となっています。(【複数回答】未就学児保護者/問14-1)



・利用の有無にかかわらず、今後利用したいと考える教育・保育サービス

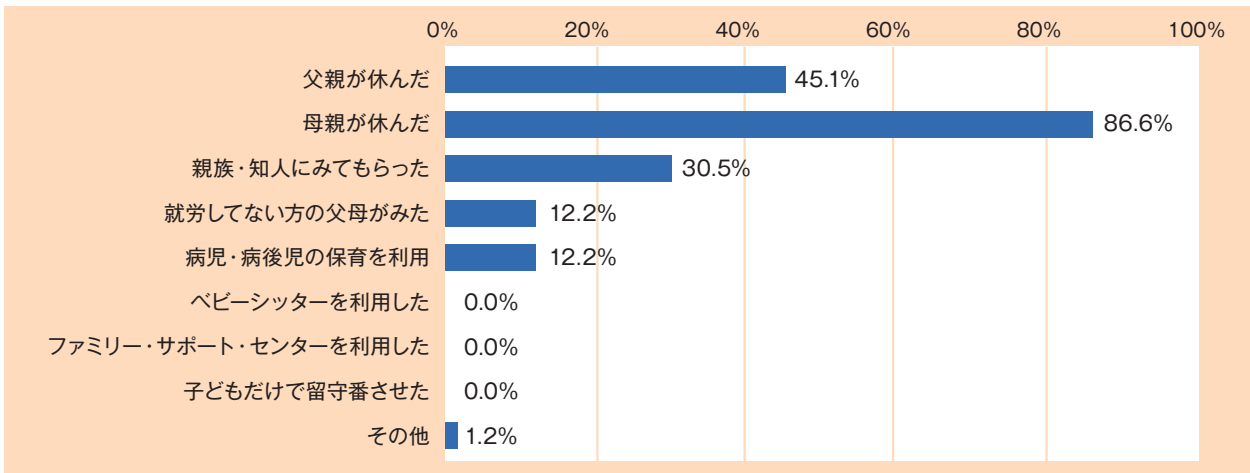
約90%の方が「各保育園」を選んでいて、次いで「幼稚園」が14.8%、それ以外は10%未満となっています。（【複数回答】未就学児保護者／問15）



(エ) 病気やケガの際の対応

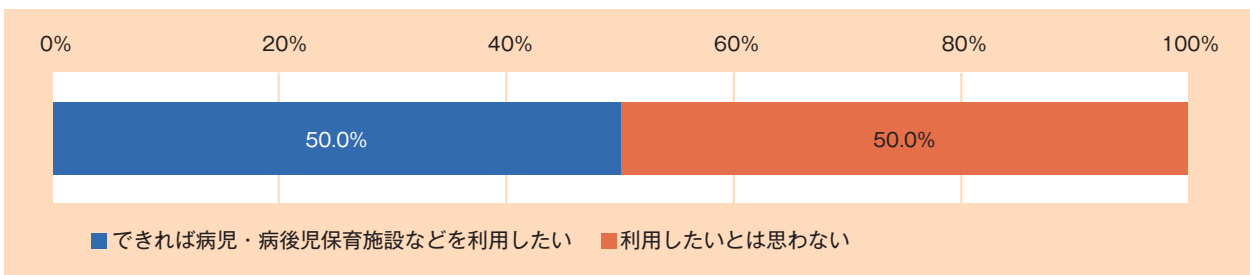
・子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対応

「母親が休んだ」と回答した方が86.6%と最も多く、次に「父親が休んだ」と回答した方が45.1%となっています。（【複数回答】未就学児保護者／問21-1）



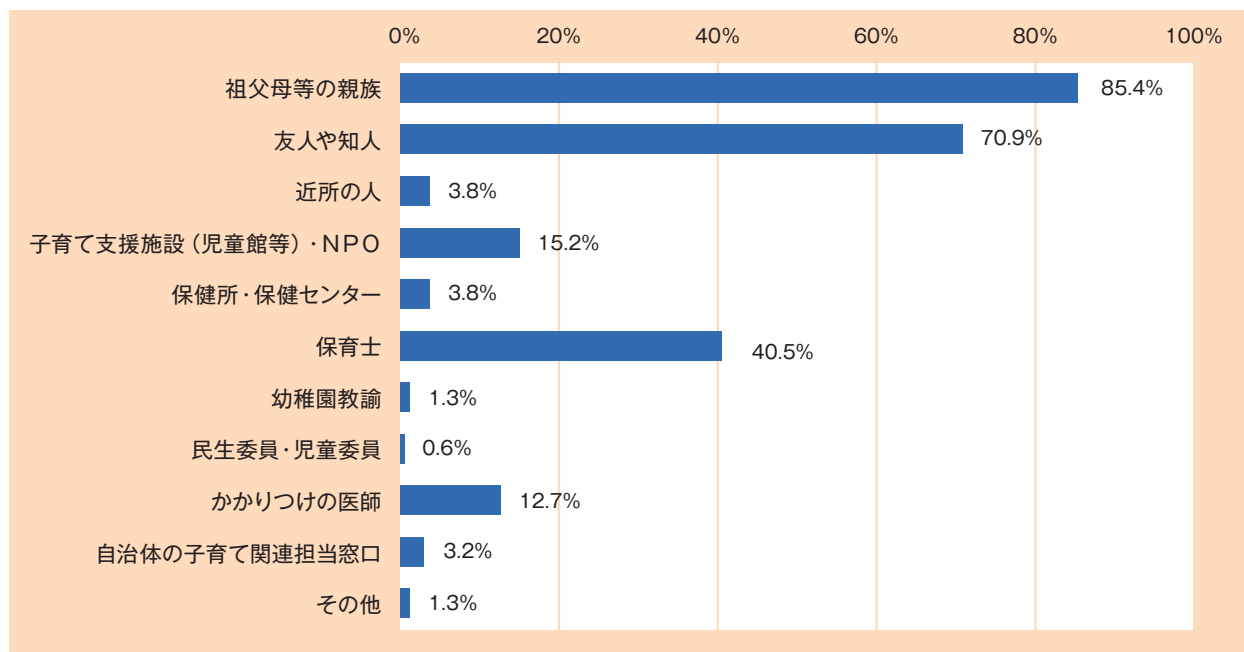
・病児・病後児のための保育施設などに対する利用意向

「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」「利用したいとは思わない」と回答した方が共に50.0%となっています。（未就学児保護者／問21-2）



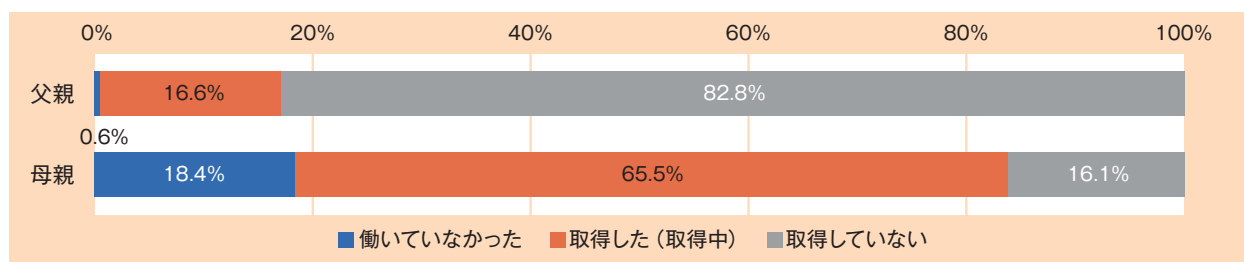
(オ) 子育てをするうえで気軽に相談できる人／場所

「祖父母などの親族」と回答した方が85.4%で最も多く、次に「友人や知人」と回答した方が70.9%、「保育士」と回答した方が40.5%となっていて、身近な人に相談していることがわかります。（【複数回答】未就学児保護者／問9-1）



(カ) 育児休業

母親は「取得した(取得中である)」と回答した方が約65%であるのに対し、父親は約80%が「取得していない」と回答しています。（未就学児保護者／問29）



(キ) 家族類型とその他の相関関係

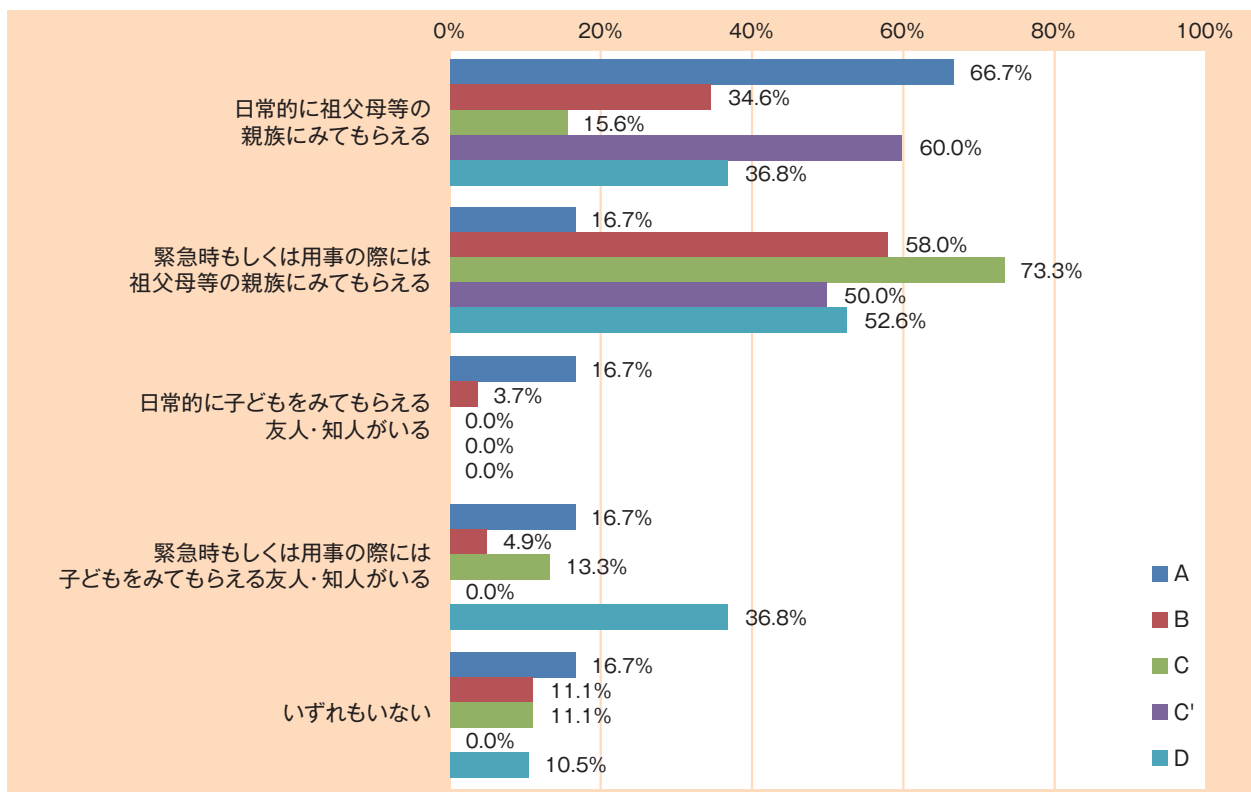
【家庭類型】

タイプ	就業状況	勤務時間
A	ひとり親家庭	
B	フルタイム×フルタイム	
C	フルタイム×パートタイム	月120時間以上+下限時間～120時間の一部（下限時間以上）
C'	フルタイム×パートタイム-短	下限未満+下限時間～120時間の一部（120時間以下）
D	専業主婦（夫）	
E	パート×パート	双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部
E'	パート×パート-短	いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部
F	無職×無職	

・日頃、対象児童をみてもらえる人

日常的に祖父母などの親族にみてもらえる方はタイプAが最も多く、緊急時などに祖父母などの親族にみてもらえる方はタイプCが最も多くなっています。

日頃、こどもをみてもらえる友人・知人がいる方は、すべてのタイプで割合が低くなっていますが、緊急時などにはこどもをみてもらえる友人・知人がいる方は、タイプDで36.8%と多くなっています。（【複数回答】未就学児保護者／問8）

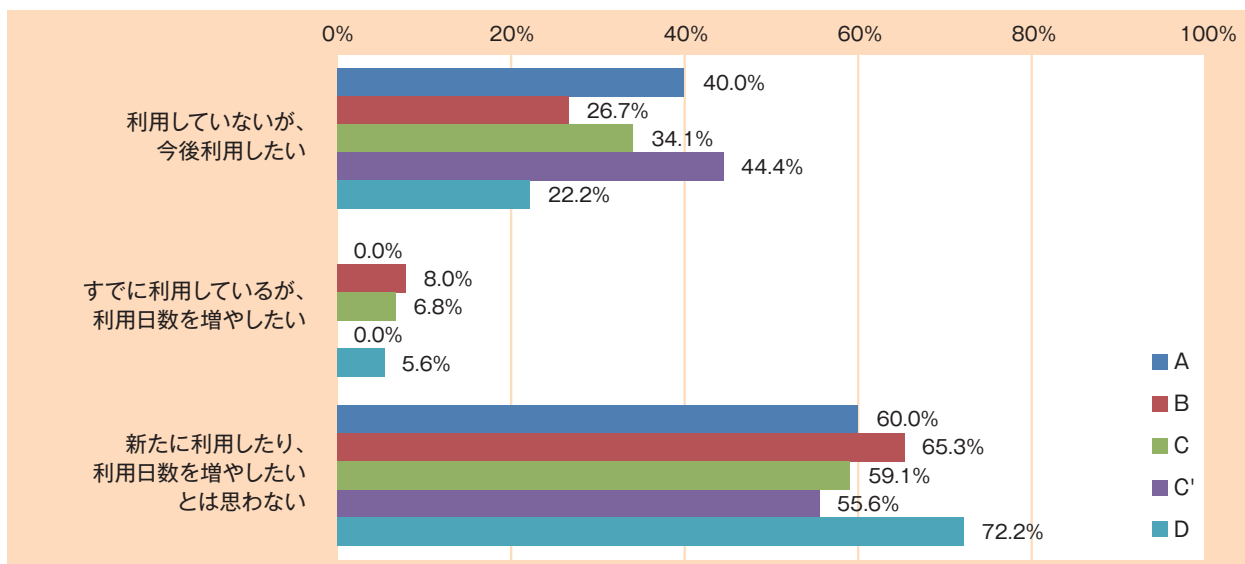


※タイプEについては対象者が0人、タイプFについては1名のためグラフには反映しない。

・地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」において、すべてのタイプで50%以上となっていますが、どのタイプにおいても「利用していないが、今後利用したい」方が一定数いることが分かります。中でもタイプAとタイプC'の利用希望が多くなっています。

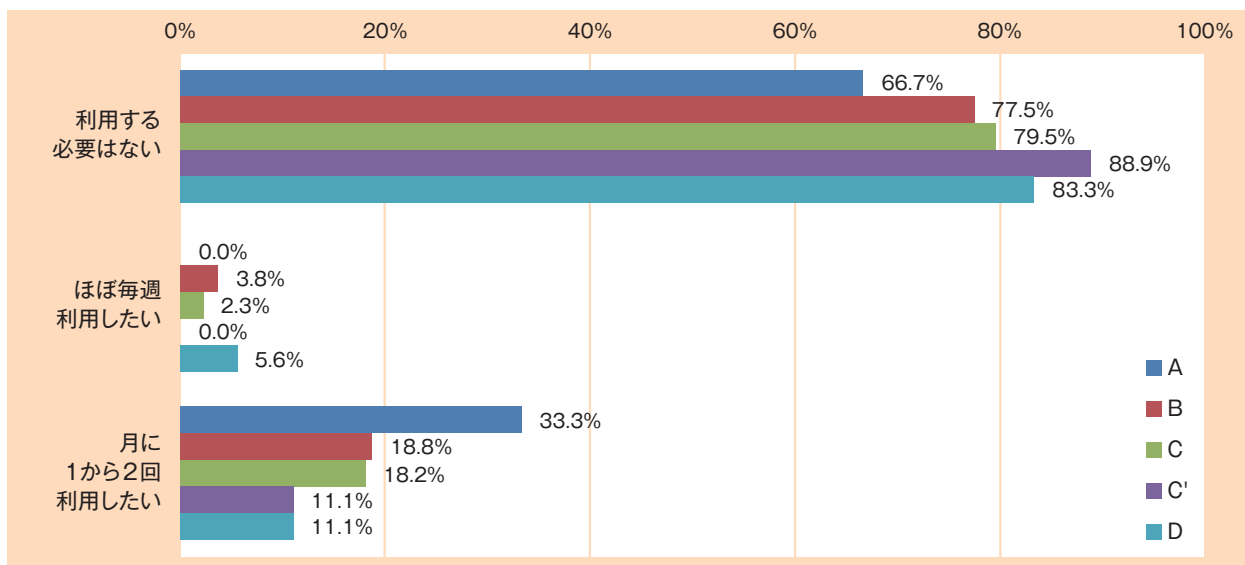
(未就学児保護者/問17)



※タイプEについては対象者が0人、タイプFについては1名のためグラフには反映しない。

・教育・保育の事業の土曜日における定期的な利用希望

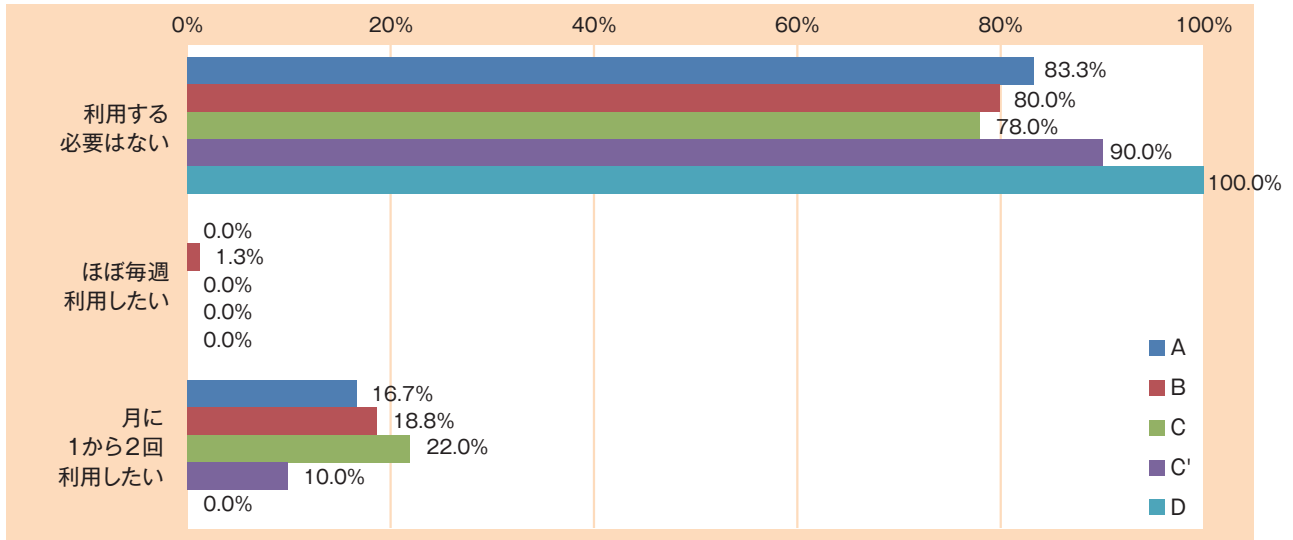
すべてのタイプで「利用する必要はない」と回答した方が多くなっているものの、「月に1から2回利用したい」方が一定数いることが分かります。中でもタイプAの利用希望が多くなっています。(未就学児保護者/問19(1))



※タイプEについては対象者が0人、タイプFについては1名のためグラフには反映しない。

•教育・保育の事業の日曜祝日における定期的な利用希望

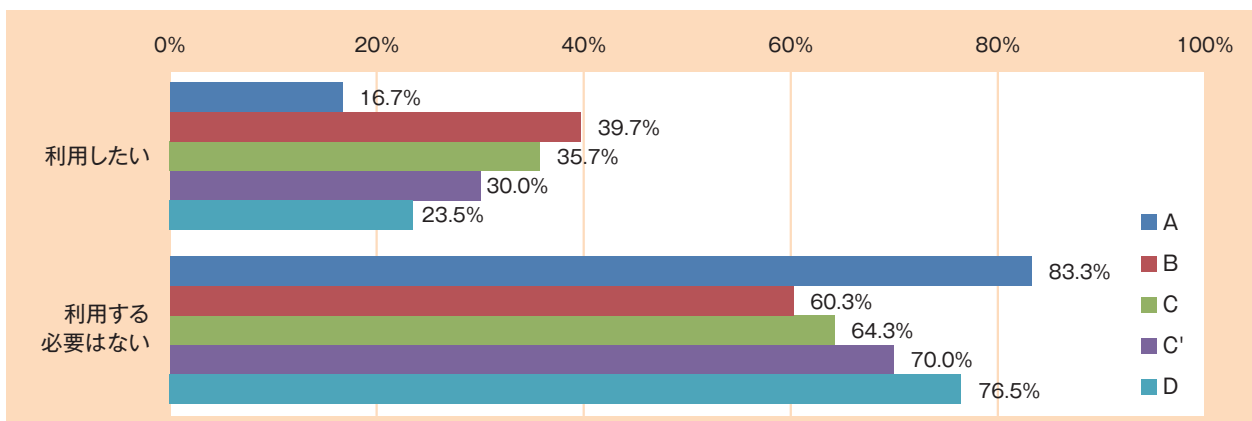
すべてのタイプにおいて「利用する必要はない」方が多くなっているものの「月に1から2回利用したい」方が一定数いることが分かります。中でも、タイプCの利用希望が多くなっています。(未就学児保護者／問19(2))



※タイプEについては対象者が0人、タイプFについては1名のためグラフには反映しない。

•私用、親の通院、不定期の就労などの目的での事業利用希望

すべてのタイプで「利用する必要はない」方が多くなっているものの「利用したい」方が一定数いることが分かります。中でも、タイプBの利用希望が高くなっています。(未就学児保護者／問23)

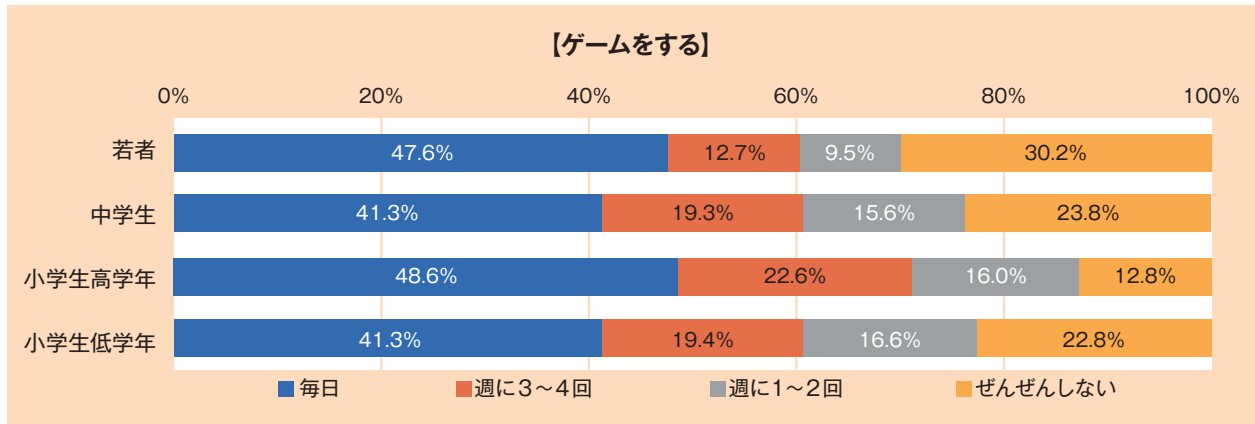


※タイプEについては対象者が0人、タイプFについては1名のためグラフには反映しない。

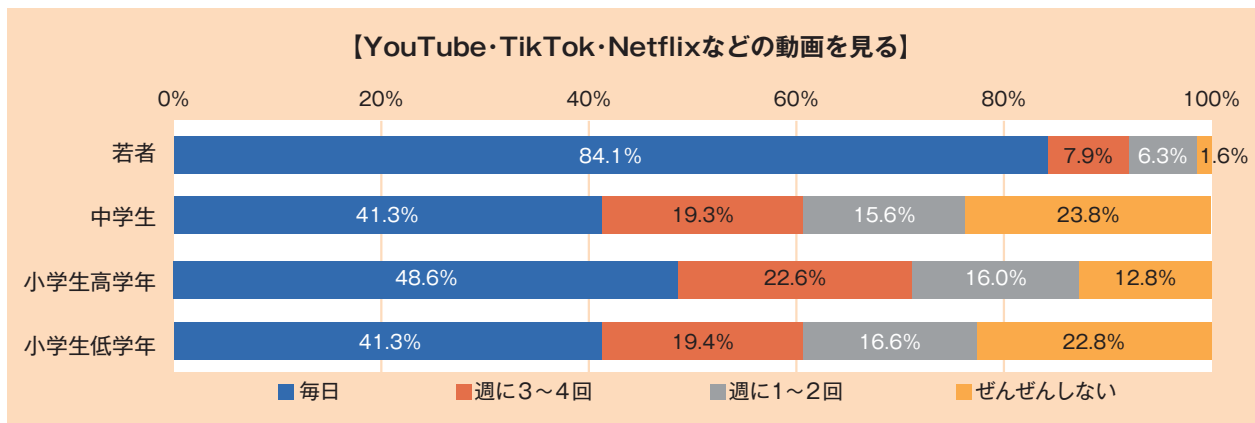
②こども・若者意識調査

(ア) 学校以外の過ごし方

「ゲームをする」について見ると、どの年代においても「毎日」する方が40～50%と多くなっています。(若者/問10-1、中学生/問7-1、小学生高学年・低学年/問5-1)

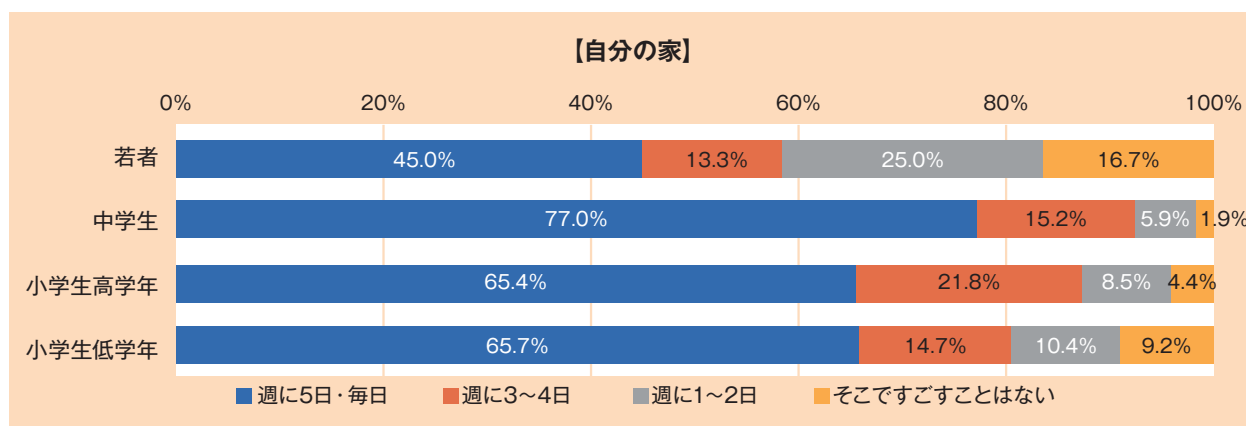


「YouTube・TikTok・Netflixなどの動画を見る」の回答については、どの年代においても週に1～2回以上見ており、「毎日」見ている方は年代が上がるにつれ多くなり、「若者」は80%以上となっています。(若者/問10-2、中学生/問7-2、小学生高学年・低学年/問5-2)

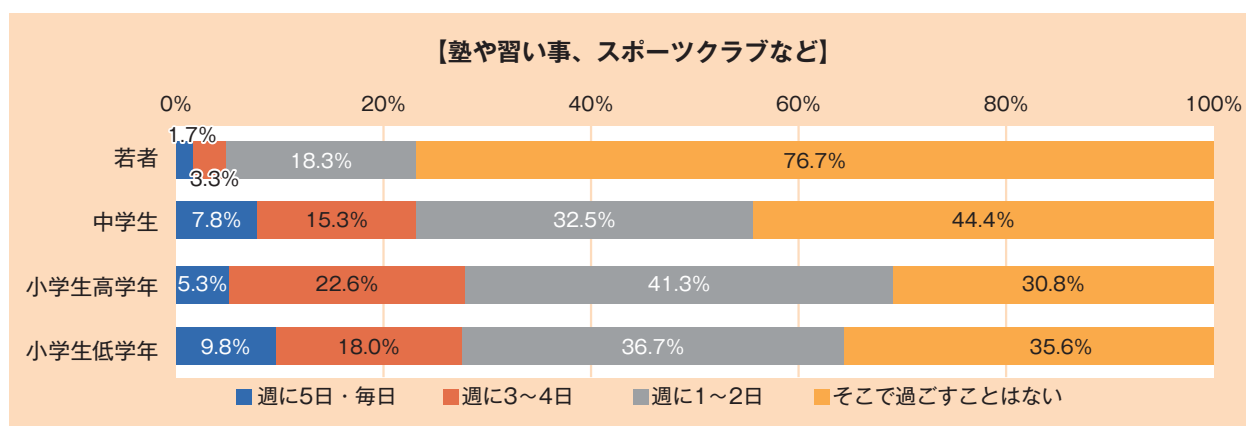


(イ) 平日の放課後に過ごす場所

どの年代においても80%以上の方が週に1～2回以上「自分の家」で過ごしています。その中でも、「週に5日・毎日」と回答した方は、小中学生が70%前後に対し、若者は45.0%にとどまっています。(若者/問14-1、中学生/問11-1、小学生高学年/問19-1、低学年/問16-1)

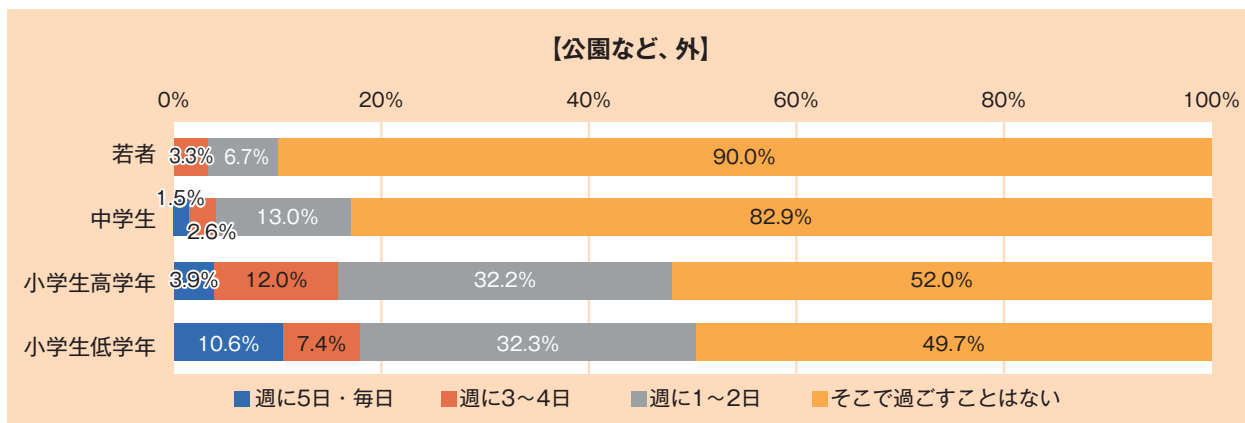


塾や習い事、スポーツクラブなどにおいては、小中学生の50%以上が週に1～2回以上過ごしています。しかし、若者になると「そこで過ごすことはない」と回答する方が70%を超えています。(若者/問14-3、中学生/問11-4、小学生高学年/問19-4、低学年/問16-4)



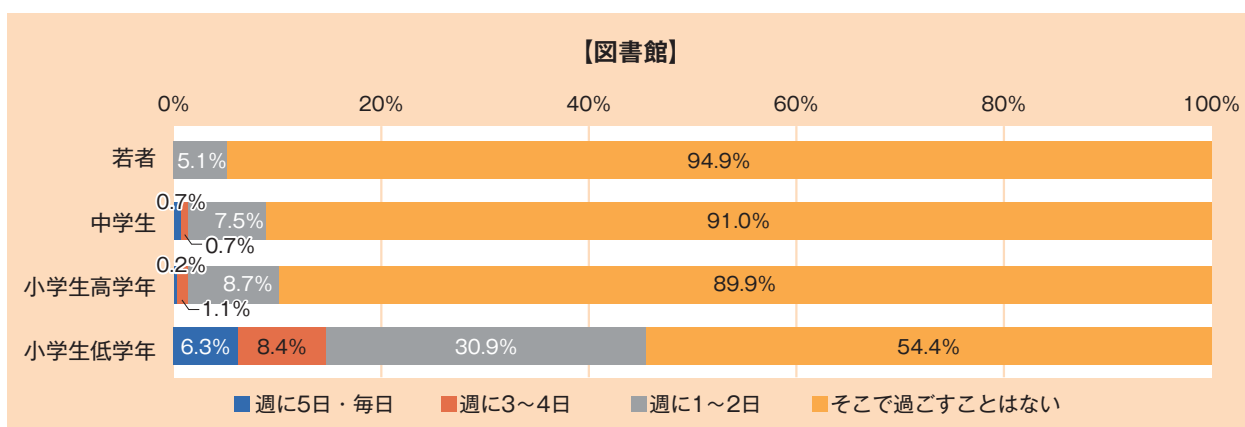
公園など、外においては、小学生で週に1～2回以上過ごしている方は50%前後いますが、年代が上がるにつれ「そこで過ごすことはない」と回答する方が増え、若者においては90.0%が「そこで過ごすことはない」と回答しています。

(若者/問14-4、中学生/問11-5、小学生高学年/問19-5、低学年/問16-5)



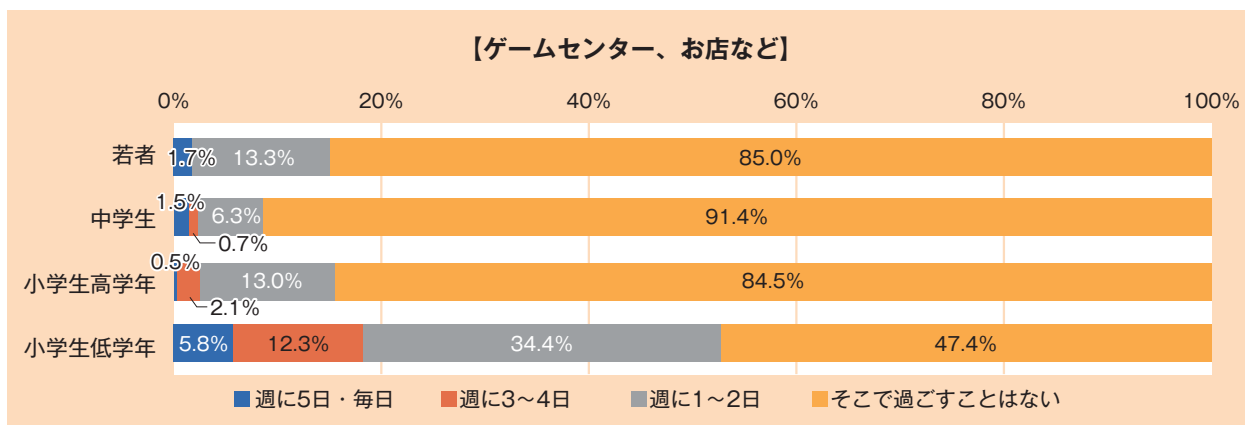
図書館において、「そこで過ごすことはない」と回答した方は、小学生低学年が54.4%と最も少なく、それ以外では90%前後と多くなっています。

(若者/問14-5、中学生/問11-6、小学生高学年/問19-6、低学年/問16-6)



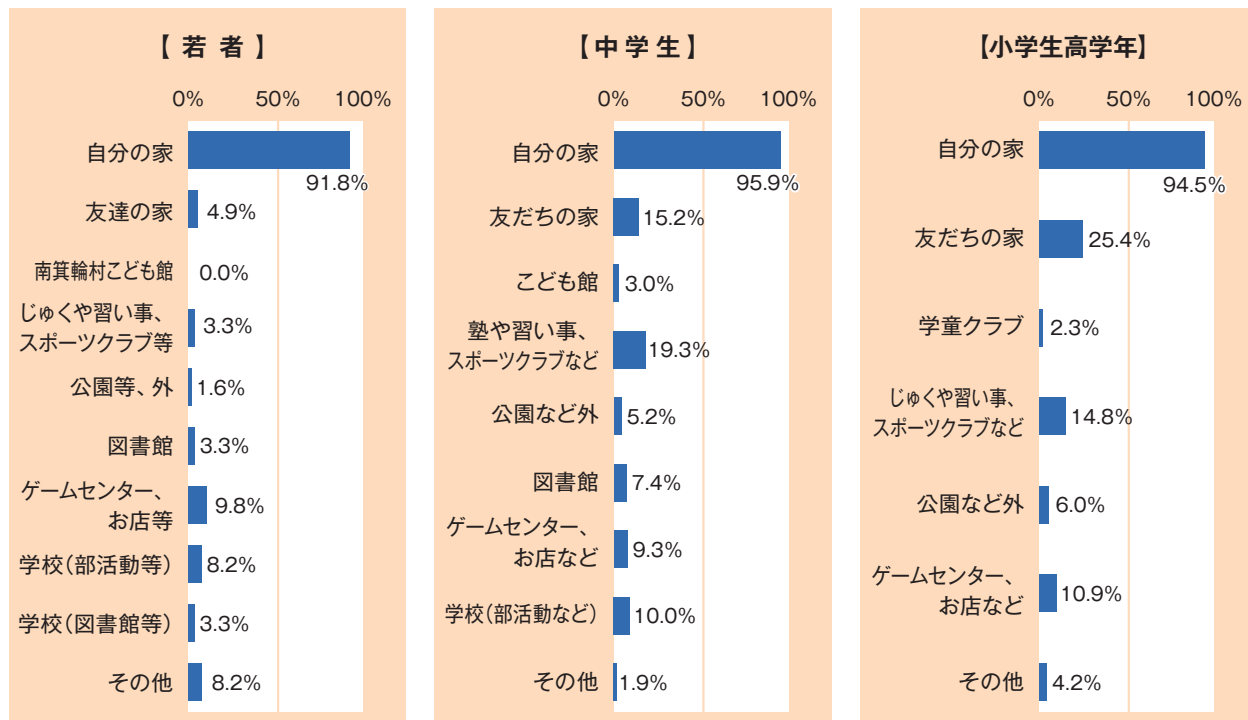
ゲームセンター、お店などにおいては、「そこで過ごすことはない」と回答した方は、小学生低学年が47.4%と最も少なく、それ以外では90%前後と多くなっています。

(若者/問14-6、中学生/問11-7、小学生高学年/問19-7、低学年/問16-7)



(ウ) 平日の夜間に過ごしたい場所

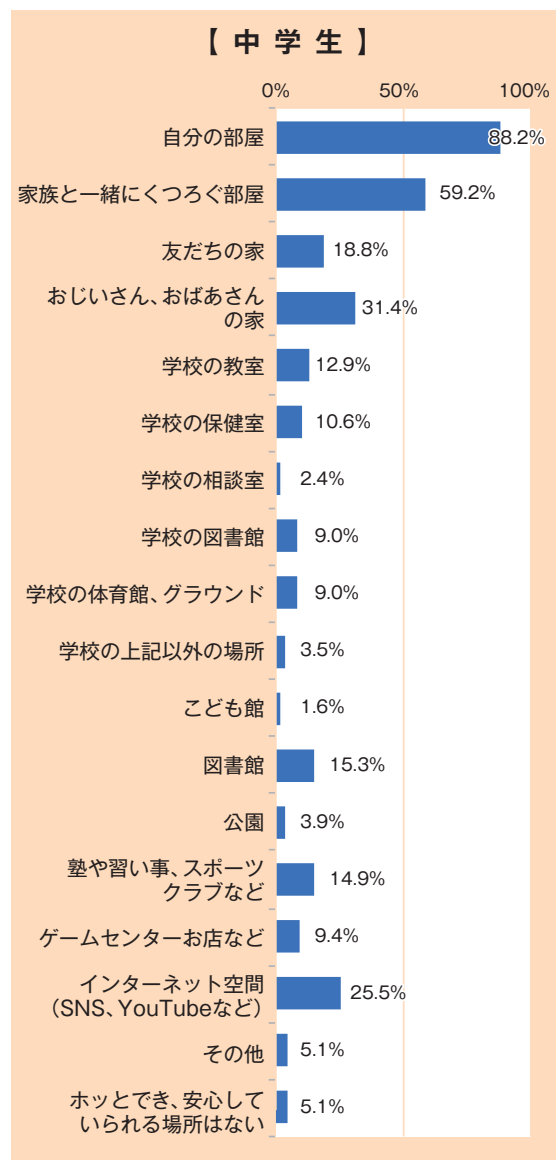
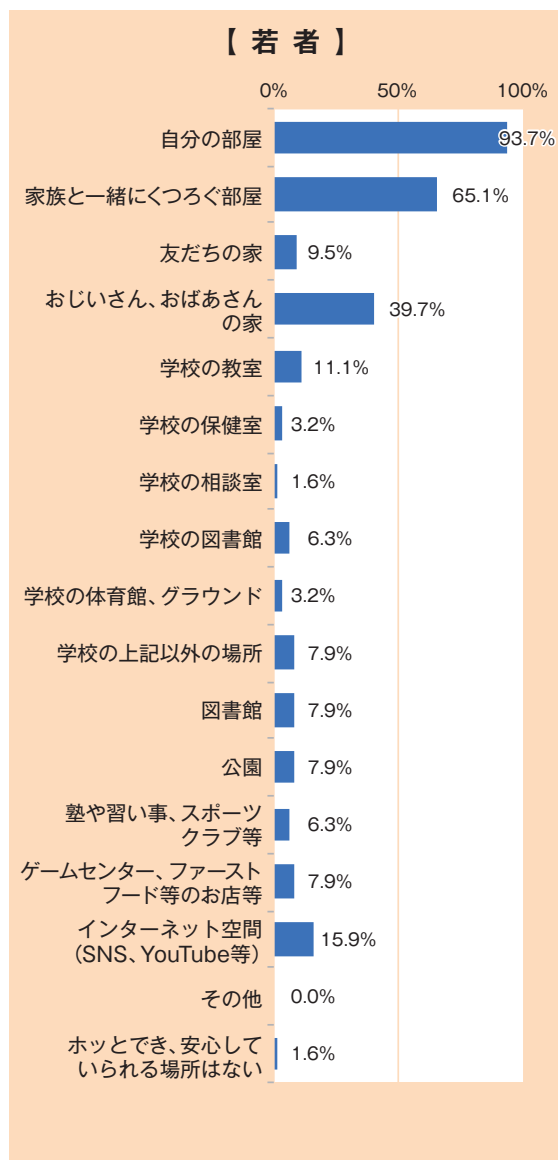
どの年代においても「自分の家」と回答した方が90%以上を占め、ほとんどの人が「自分の家」で過ごしたいと思っていることが分かります。また、小学生高学年では「友だちの家」で過ごしたいと思っている人が25.4%と「自分の家」の次に多かったのに対し、年齢が上がるにつれそう思う人が減っています。(【複数回答】若者／問16、中学生／問13、小学生高学年／問21)



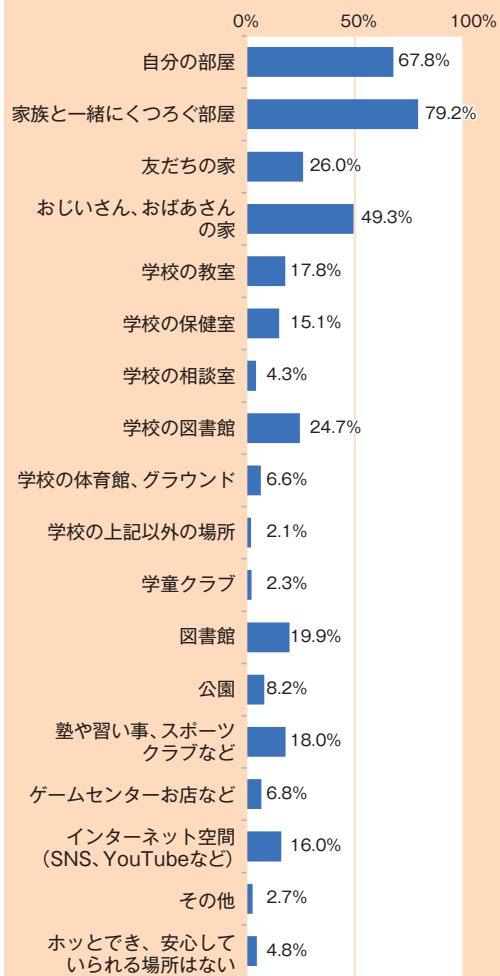
(エ) 居場所について

ホッとできる安心していただける場所については、どの年代においても「自分の部屋」や「家族と一緒にくつろぐ部屋」など「自分の家」の割合が高くなっています。一方、小学生高学年～若者で「インターネット空間」と答えた方は20%前後おり、一定数の方にとってインターネット空間がこころの拠り所となっていることがうかがえます。

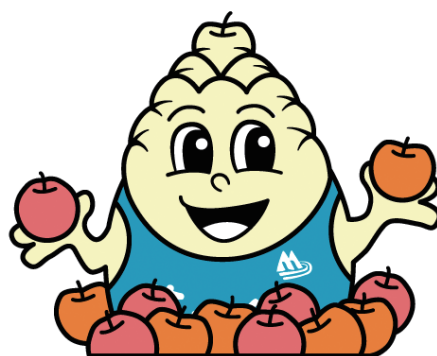
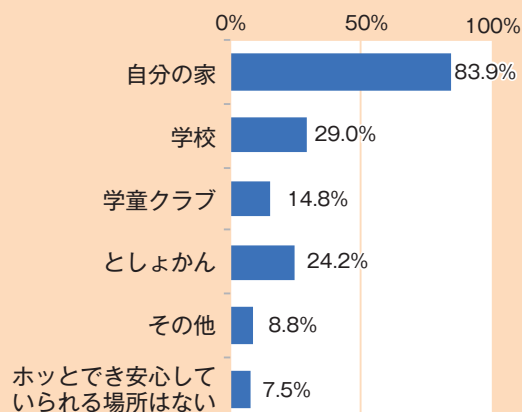
(【複数回答】若者／問17、中学生／問14、小学生高学年／問22、小学生低学年／問17)



【小学生高学年】



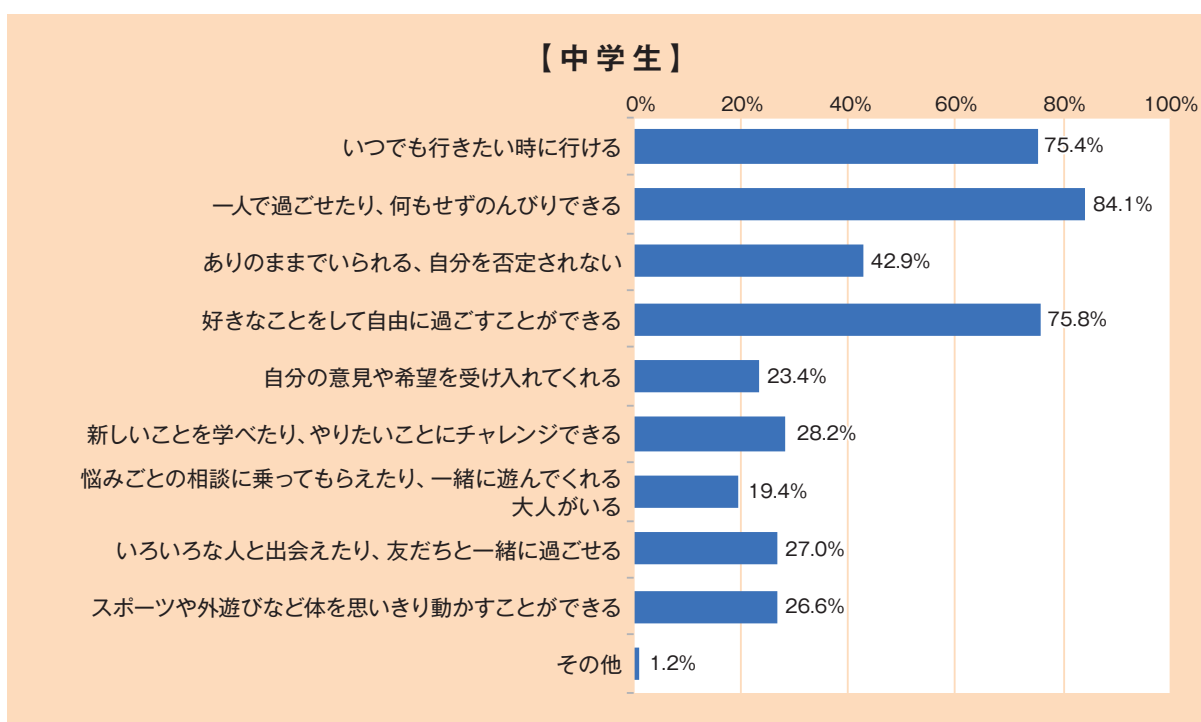
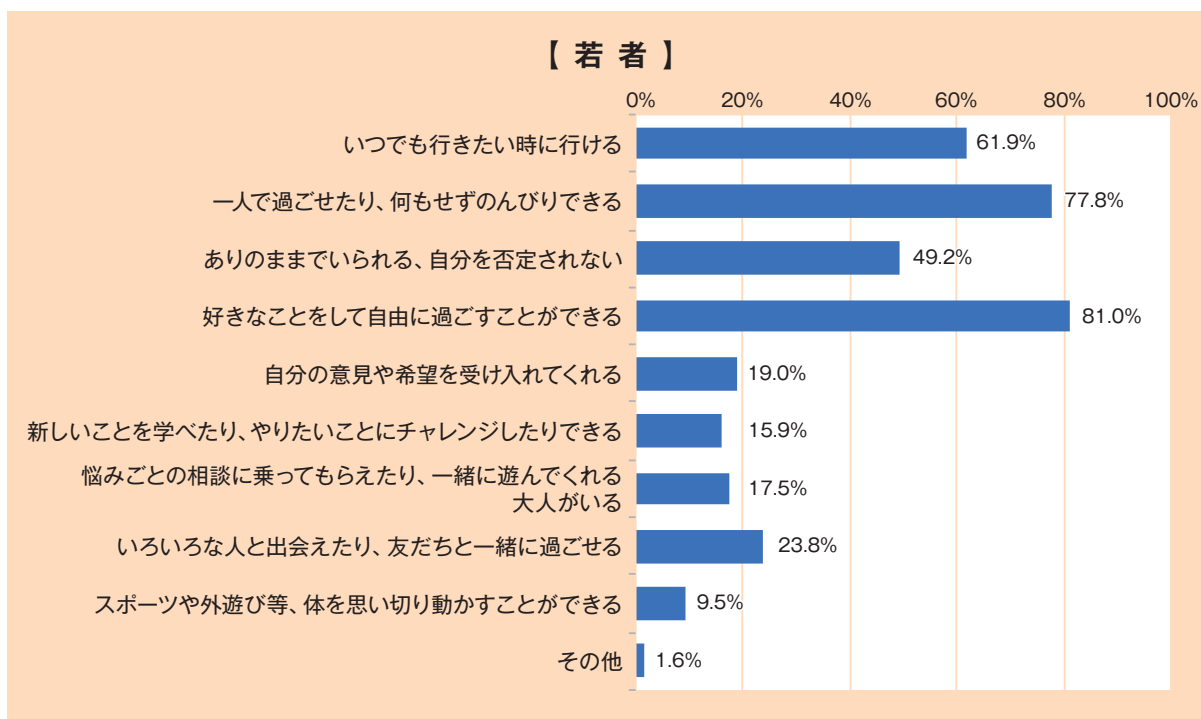
【小学生低学年】



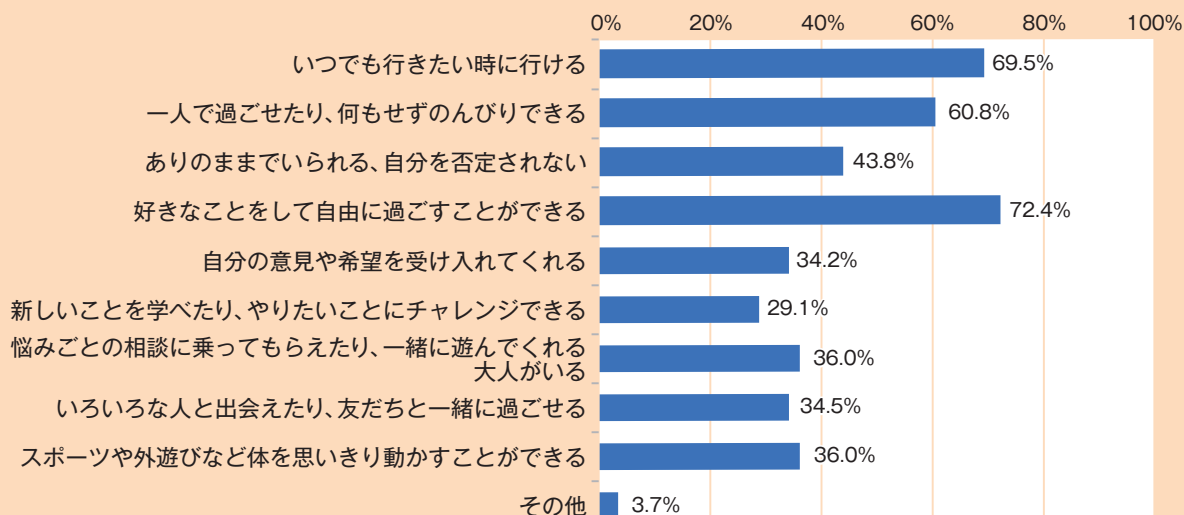
(オ) 居場所のイメージ

ホッとでき安心していられる場所はどのような場所と感じているのかについて見ると、小学生高学年～若者においては「いつでも行きたい時に行ける」や「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」、「好きなことをして自由に過ごすことができる」を選んでいる方が多くなっています。小学生低学年においては、「友だちやかぞくとたくさんおしゃべりができる」と回答した方が、65.5%と最も多くなっています。

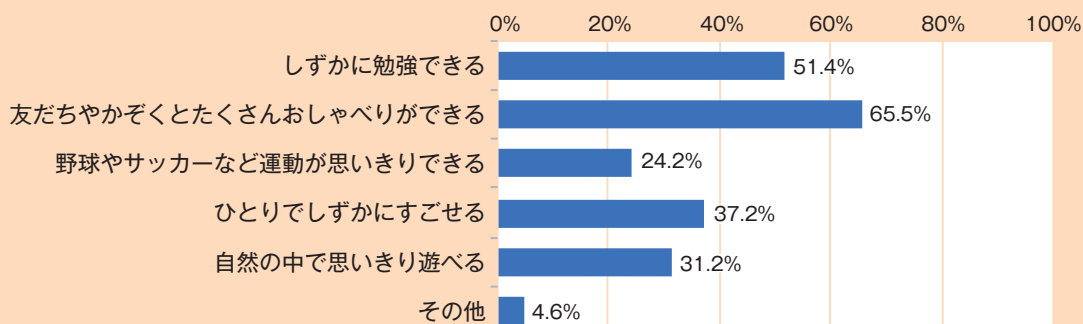
(【複数回答】若者／問18、中学生／問15、小学生高学年／問23、小学生低学年／問18)



【小学生高学年】

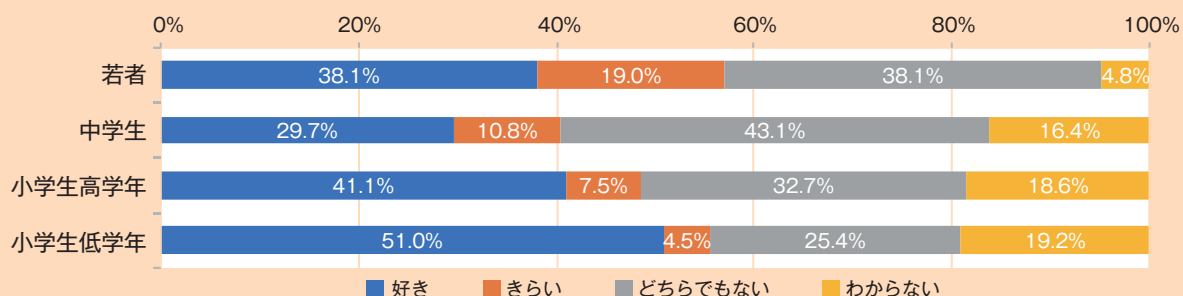


【小学生低学年】



(カ) 自己肯定感^{※1}について

自分のことをどう思っているかについては、小中学生では年代が上がるにつれ「好き」と回答する方の割合が少なくなり、「きらい」と回答する方の割合が多くなる傾向が見られます。
(若者／問7、中学生・小学生高学年・低学年／問4)



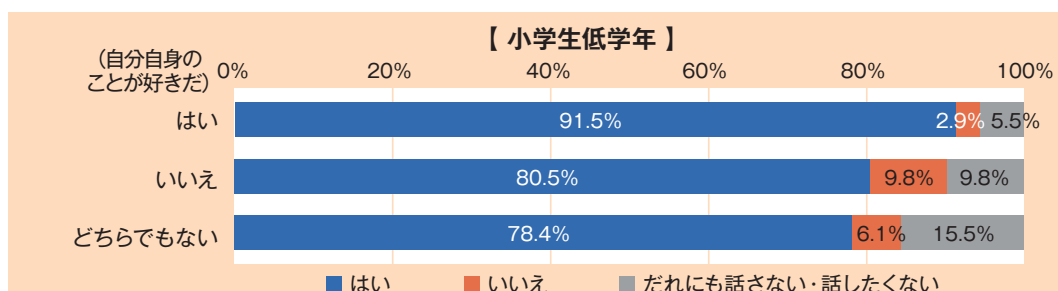
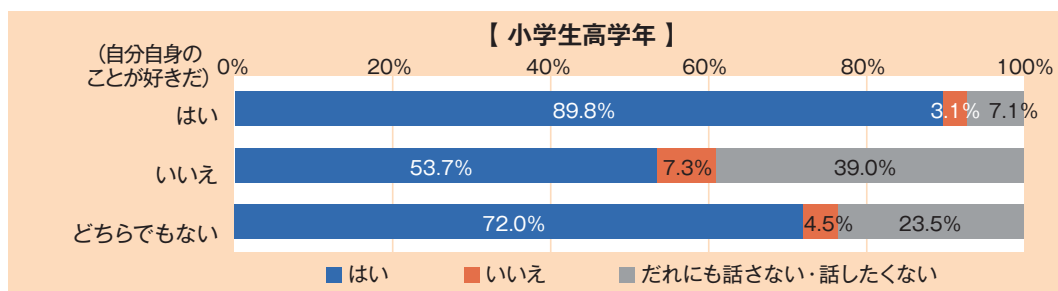
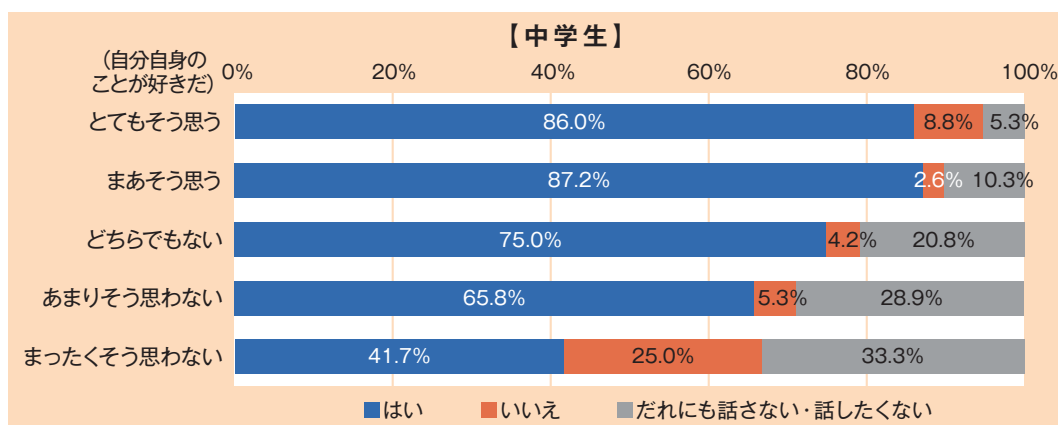
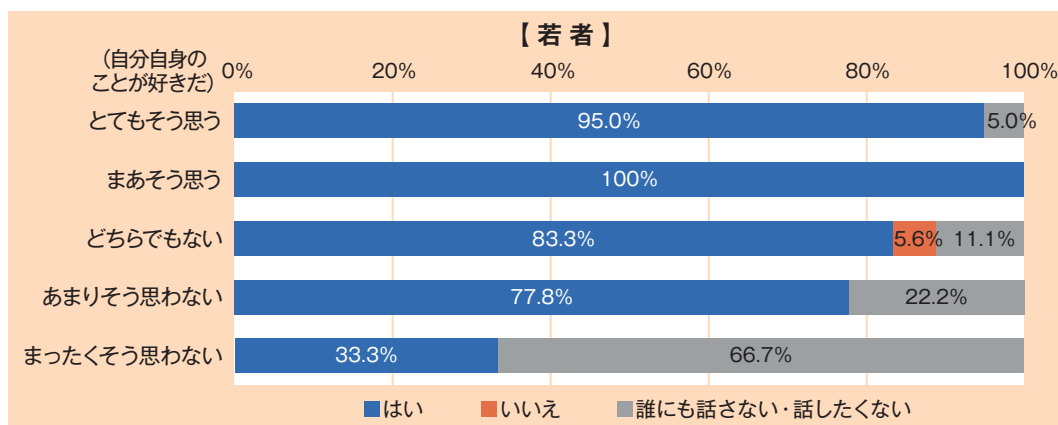
※1 自己肯定感：ありのままの自分を認めることで、自分の存在そのものを肯定的に受け入れる感覚。ここでは、アンケートにおいて「自分自身のこと好きだ」という設問に対する回答。

(キ) 自己肯定感とその他の相関関係

・悩んでいる時などに話を聞いてくれる人はいるか

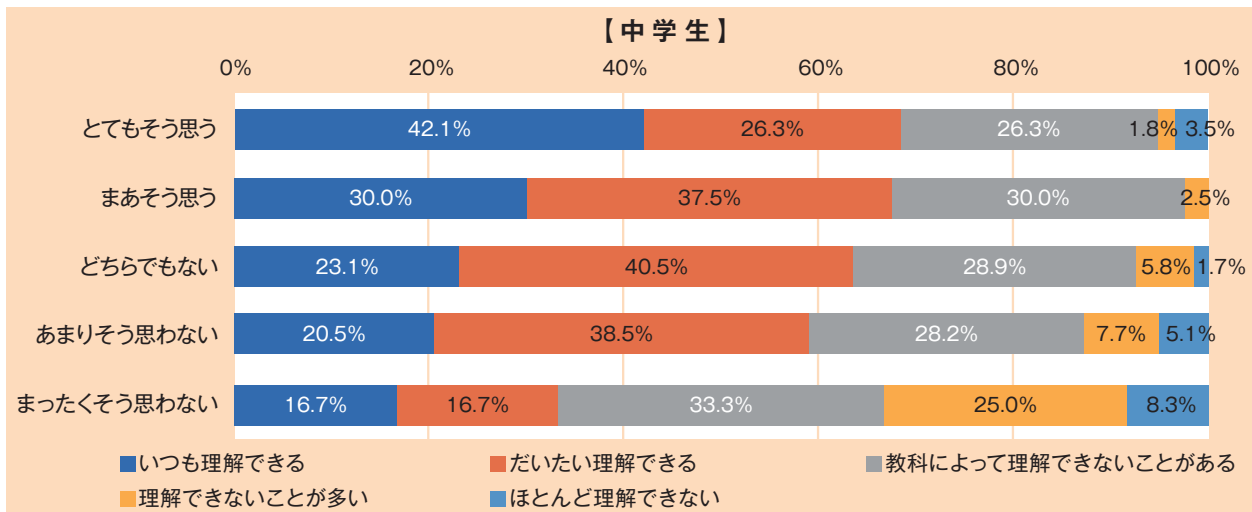
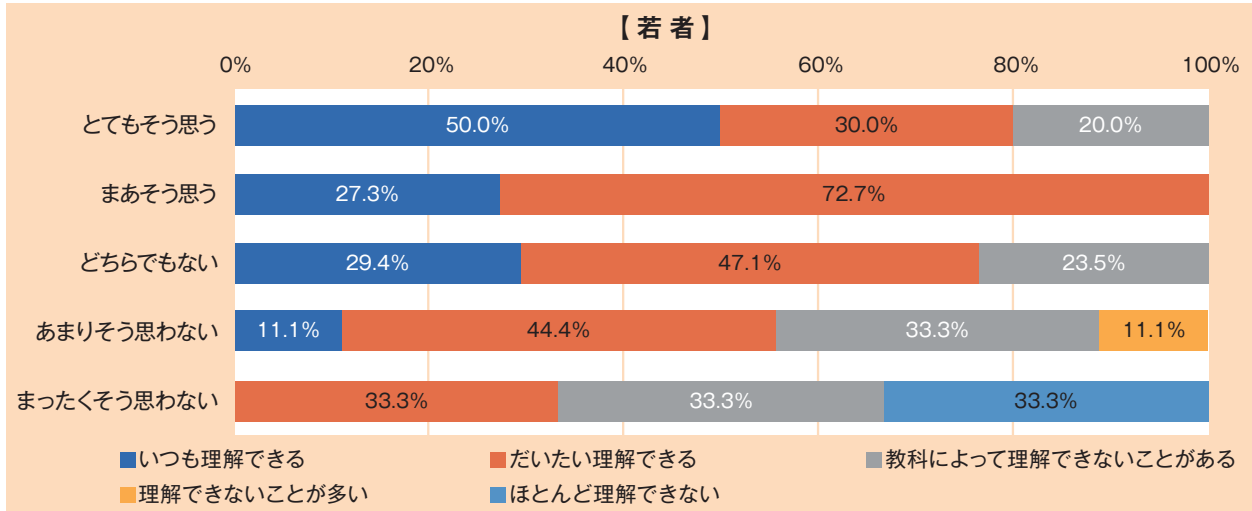
どの年代においても自己肯定感が高い方は、話を聞いてくれる人がいる割合が多くなっています。一方、自己肯定感が低い方は「誰にも話さない・話したくない」と回答した方の割合が多い傾向があります。

(若者／問9-4×問23、中学生／問6-4×問34、小学生高学年／問6-4×問27、低学年／問6-4×問21)



• 学校の授業の理解度について

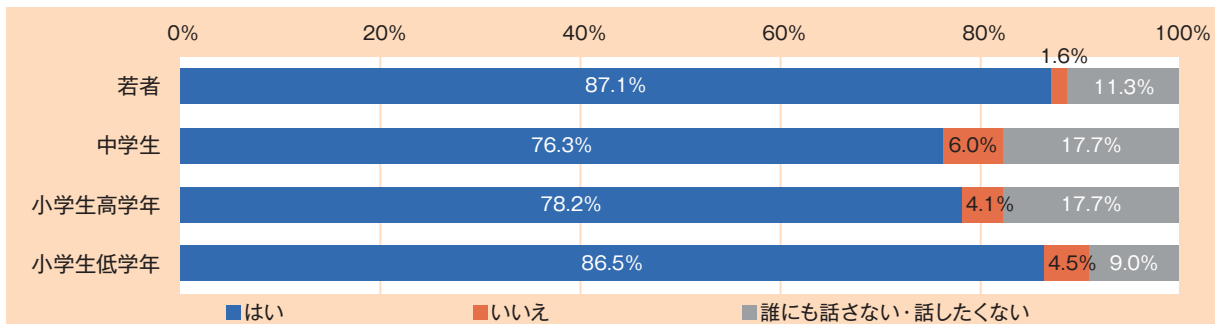
若者、中学生共に自己肯定感が高い方ほど授業を理解できている割合が高い傾向があります。
(若者／問9-4×問11、中学生／問6-4×問8)



(ク) 困ったときやつらいと思った時について

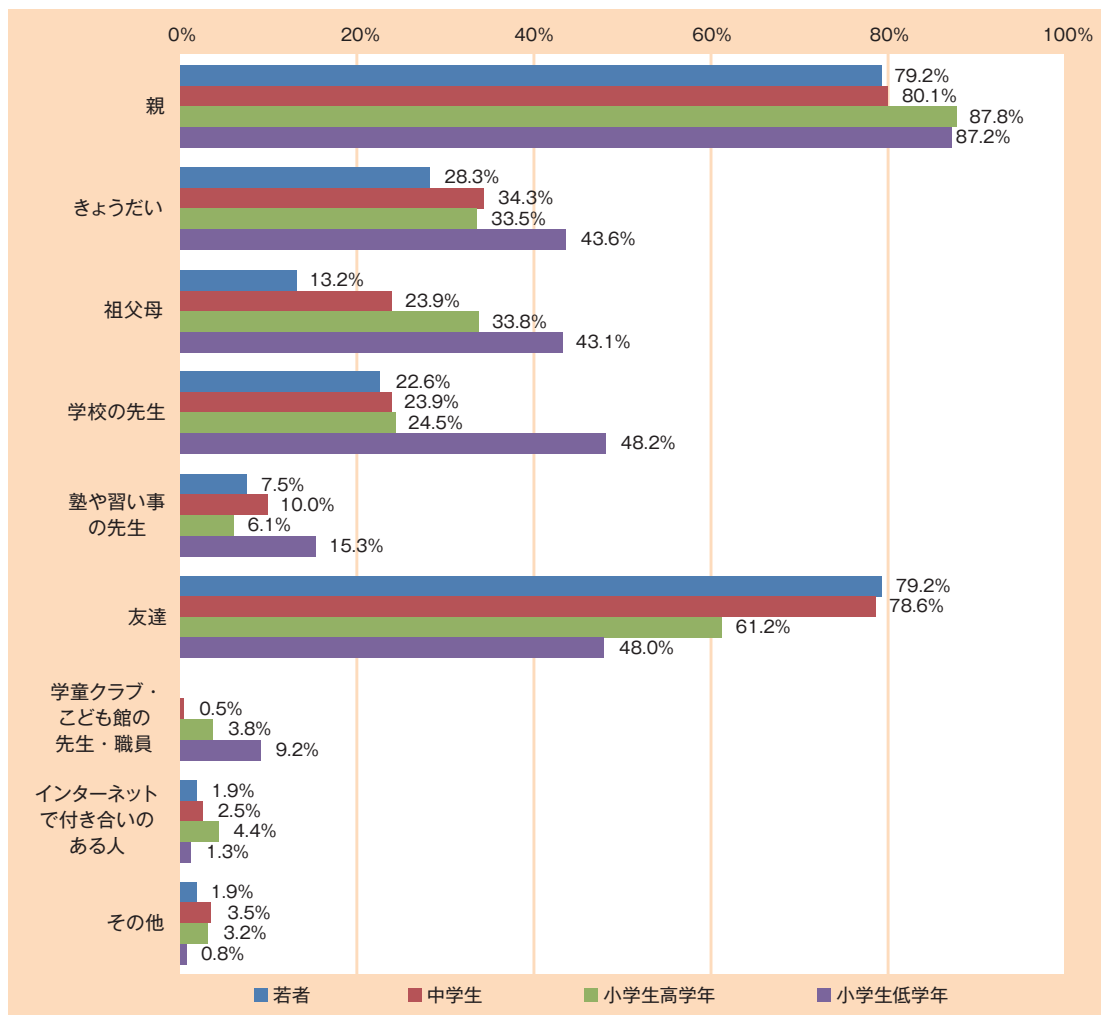
悩んでいる時などに話を聞いてくれる人はいるかについて、「はい」と回答した方がどの年代においても多く、70%以上が「はい」と回答しています。

(若者／問23、中学生／問34、小学生高学年／問27、小学生低学年／問21)



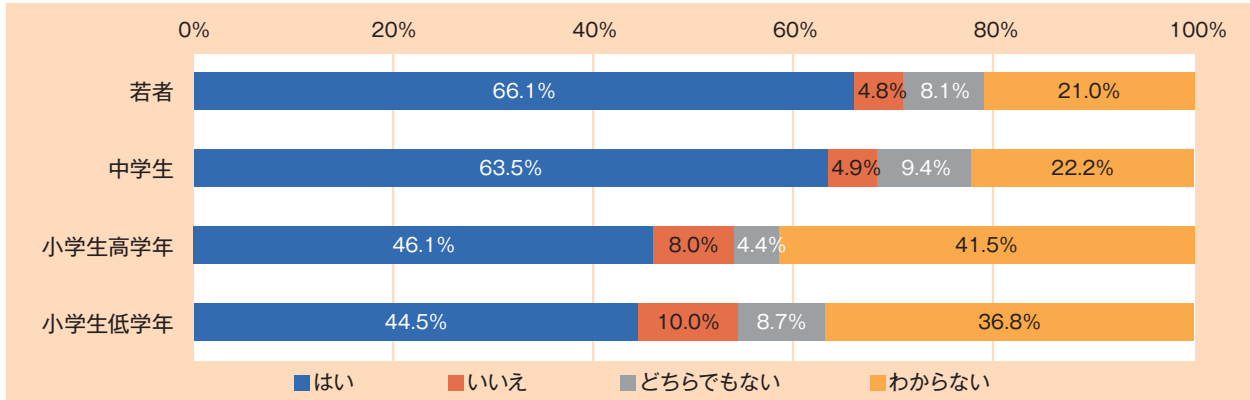
悩んでいる時などに話を聞いてくれる人については、「親」と回答した方がどの年代においても多くなっています。また、「祖父母」と回答した方においては小学生低学年が最も多く、年代が上がるにつれ少なくなっています。一方、「友達」と回答した方においては、若者が最も多く年代が若くなるにつれ少なくなっています。

(【複数回答】若者／問24、中学生／問35、小学生高学年／問28、小学生低学年／問22)



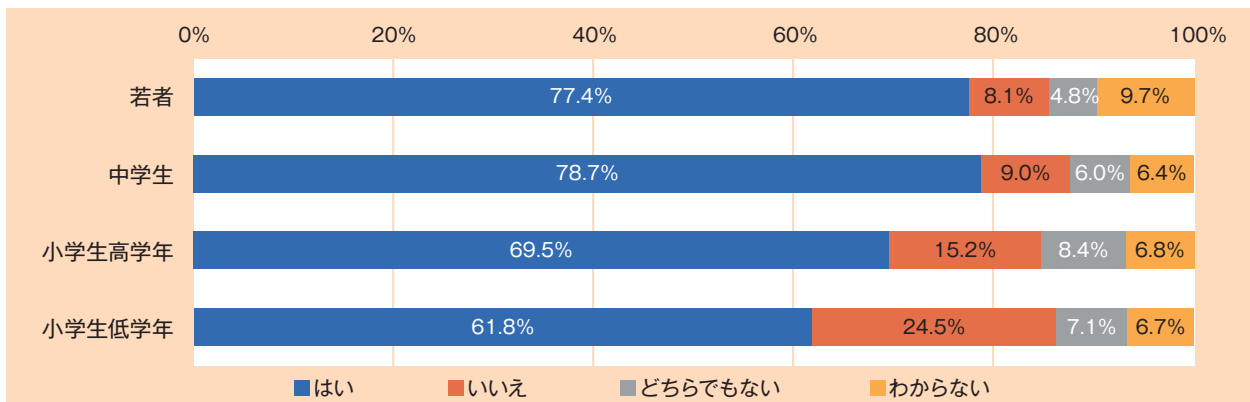
(ケ) こどもの権利について

どんな理由でも差別されていないかについては、すべての年代で「はい」と回答した方が多く、年代が上がるにつれ割合が多くなっています。(若者／問29、中学生／問20、小学生高学年・低学年／問7)



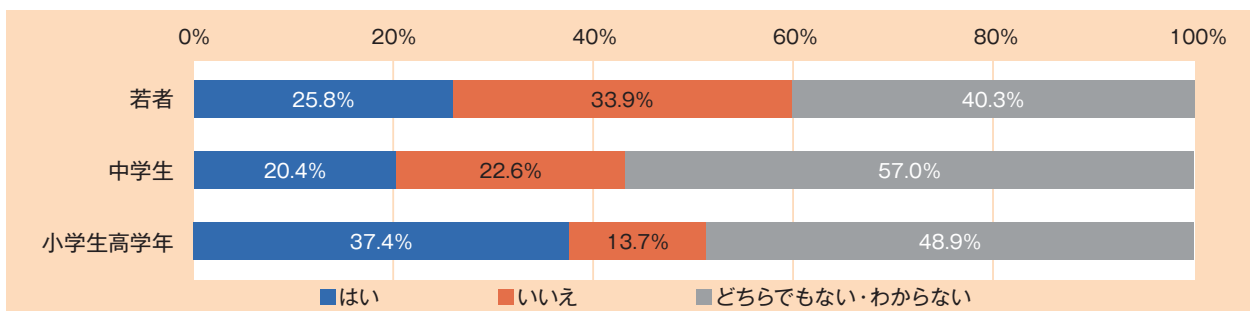
おうちの人からたたかれたり、ひどいことをいわれたりしていないかについては、すべての年代で「はい」と回答した方が多く、年代が上がるにつれ割合が多くなる傾向にあります。一方、「いいえ」と回答した方は、小学生低学年で24.5%と最も多くなっています。

(若者／問33、中学生／問24、小学生高学年・低学年／問11)



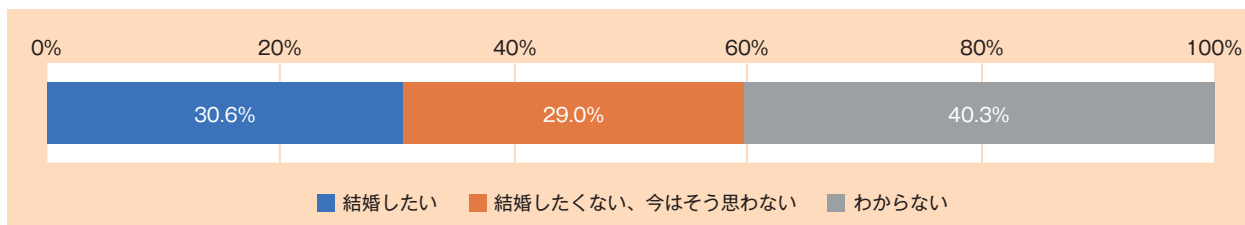
本村に意見をいったり実現に向けて一緒に取組む機会があれば参加したいと思うかについては、どの年代においても「どちらでもない・わからない」と回答した方の割合が多くなっています。中でも、中学生では57.0%と高い値となっています。

(若者／問40、中学生／問29、小学生高学年／問16)

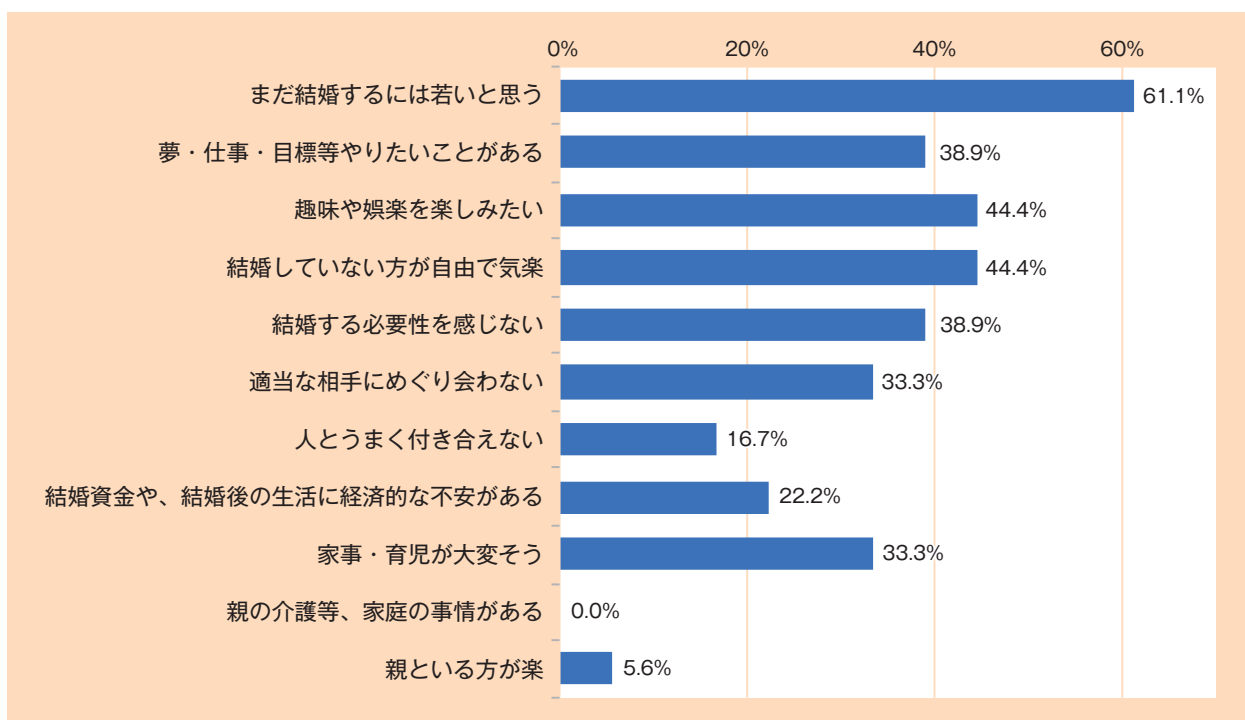


(コ) 結婚について (若者)

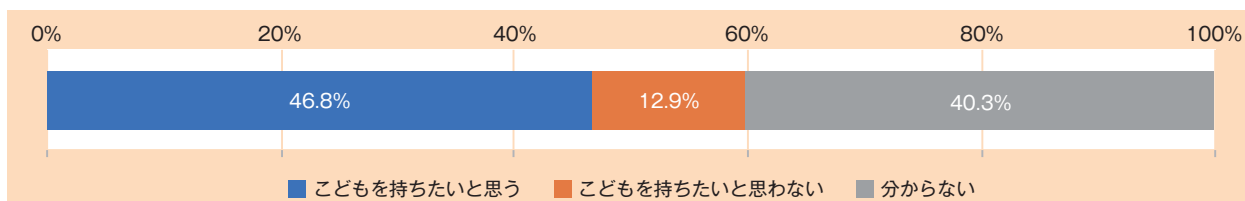
結婚したいと思うかについては、「わからない」と回答した方が40.3%と最も多く、「結婚したい」「結婚したくない、今はそう思わない」と回答した方はどちらも30%前後で、同じくらいになっています。(若者/問38-1)



結婚したくないと思う理由については、「まだ結婚するには若いと思う」と回答した方が最も多く、次に「趣味や娯楽を楽しみたい」「結婚していない方が自由で気楽」が多くなっています。([複数回答] 若者/問38-4)



こどもを持つことについてどう思うかについては、「こどもを持ちたいと思う」と回答した方が最も多いですが、50%以下となっています。また、「こどもを持ちたいと思わない」と回答した方が12.9%います。(若者/問39)



4 課題の整理

【現 状】

- 近年の少子化、核家族化、人間関係の希薄化、情報化社会などにより「こども」、「子育て」を巻く環境は大きく変化しています。
- 人の成長過程において、こどもの期間はとても重要です。本村では、経済的な貧困やネグレクト^{※1}など養育に困難を抱えているこどもや、特別な配慮が必要なこどもについて、こども家庭センターが中心となり、小中学校や関係機関と連携しそれらの課題についての相談に対応しています。また、不登校児童・生徒には、小中学校が中心となり、家庭訪問や教育支援センターの設置などの対応をしています。
- アンケート結果から、本村のこどもの自己肯定感は成長するにつれて低くなる傾向があることがわかりました。また、周りの大人は自分の意見を聞いてくれると感じている割合が高くなっている一方で、家族のほかに自分のことを真剣に考えてくれる大人がいると感じているこどもは、年齢が高くなるほど低くなっています。
- 平日の放課後に塾、習い事及びスポーツクラブなどで過ごす時間は、年齢が高くなるほど短くなる傾向にあります。
- 学校以外の過ごし方について、どの世代においても「毎日ゲームをする」と回答した割合が40～50%となっており、スマートフォンやパソコンなどで、ゲーム、SNS及び動画などを毎日利用するこどもの割合は約半数となっています。
- 自分のからだや健康を大切にしたいという意識は、年齢が高くなるほど低くなる一方で、こころもからだも伸び伸びと成長できていると感じているこどもは、各年代による差は見られませんでした。
- 将来、結婚やこどもを持つことへの意識については、20～30%が経済的な不安や、育児の大変さ等を感じていることがわかりました。
- 共働きの世帯数は増加傾向にあり、共働き世帯割合も上昇しています。
- 夫婦の就業状況は、父親はフルタイムでの就労が多いのに対し、母親はパート・アルバイトとして就労しており、今後もこの状態を希望する家庭が多く見られます。

※1 ネグレクト：世話をする責任がある保護者が責務の放棄や怠ること、義務不履行によって加害者となる行為。例として、扶養対象のこどもを遺棄すること、健康状態を損なうほどの不適切な養育、こどもの危険について重大な不注意を犯す児童虐待がある。

【課題】

- こどもの心身が健康で健全に成長するためには、家庭だけではなく保育園、小中学校など成長過程で関わる様々な機関が、各家庭の状況に合わせて支援することが必要となります。
- こどもが自分らしく成長するためには貧困、いじめ、特別な配慮が必要なこどもなどの状況を把握することが必要です。自分の夢や希望に向けて生きていく力を得るためには、支援体制の充実が不可欠であり、こどもが相談しやすい体制強化など、家庭だけではなく社会全体で支援することのできる体制強化が必要です。
- こどもが自分のライフデザイン^{*1}を考え、多様なライフステージの実現のため切れ目のない支援を実施するための取組が必要です。
- アンケート結果からも核家族化、共働き世帯が増える中、家庭における子育ての役割が変化しており、父親も積極的に子育てに参加していることがわかりました。今後は、父及び母の働き方や雇用形態を支援する体制などの整備が必要です。

※1 ライフデザイン：結婚や子育て、住居、老後の暮らしなどについての計画。人生計画。ライフプラン。

第3章 計画の基本的な方針

1 基本目標

子どもを取巻く状況などを踏まえたうえで、本村が社会全体で子ども・子育てを支えていくための基本目標を次のとおり掲げます。

目 標

自分らしさと笑顔があふれる 子どもまんなか南箕輪の実現

『自分らしさ』

子どもは、ひとりの人間として自分らしく成長することが重要です。

そのため、子どもが夢や希望に向けてライフデザインを描き、その実現に向けた取組を周囲がサポート^{*1}し、「自分らしく」生きること、成長することの楽しみや実感を得られる体制をつくります。

特に、子どもが置かれている個別の環境にかかわらず、すべての子どもが等しく、自分の力で成長でき、夢や希望を持つことができるように取組みます。

『笑顔があふれる』

笑顔は、子どもが置かれている環境のバロメーターです。

多くの「笑顔があふれる」ということは、子どもが物質的にも環境的にも精神的にも満たされ、幸せを実感していることにほかなりません。

虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができ、すべての子どもが、幸せを実感し笑顔に包まれることができるよう取組みます。

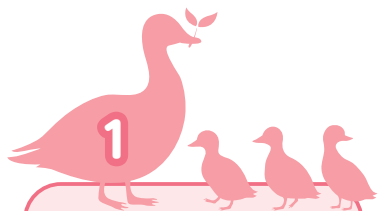
『子どもまんなか』

すべての大人が子どもの視点に立ち、子どもの利益を最優先に考え、子どもが権利を保障されながら成長することのできる、「子どもまんなか」社会が実現できるよう取組みます。

※1 周囲がサポート：子どもが「やりたい」「したい」気持ちになった時に、それを実現できる可能性を最大限に準備する。

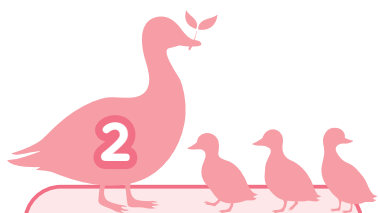
2 基本理念

本村の「こども計画」の基本理念を以下のように定めます。



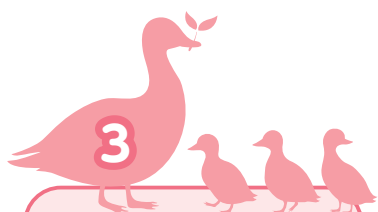
心身が健康で健全な
自立を実現できる
社会づくり

- すべてのこどもが、それぞれの成長過程において心身ともに健やかに過ごすことができ、激しく変化する時代においても、周囲の支援で成長していくことができる社会を実現する。
- こどもの意見表明や社会参画の機会が確保され、ひとりの村民として活躍できる場が確保・提供される社会を実現する。



誰もが
ライフデザインを
実現できる
社会づくり

- 誰もが、その経済状況や、疾病、障がいの有無、性別や国籍などにかかわらず、自らが描くライフデザインを実現でき、等しくその存在を認められ、自分らしく生きることができる社会を実現する。
- 社会全体で、それぞれのライフステージに応じた切れ目なく包括的な相談・支援を受け、誰もがライフデザインを描くことができ、それに向かう取り組みを支援できる社会を実現する。



安心して家族を築く
希望が実現できる
社会づくり

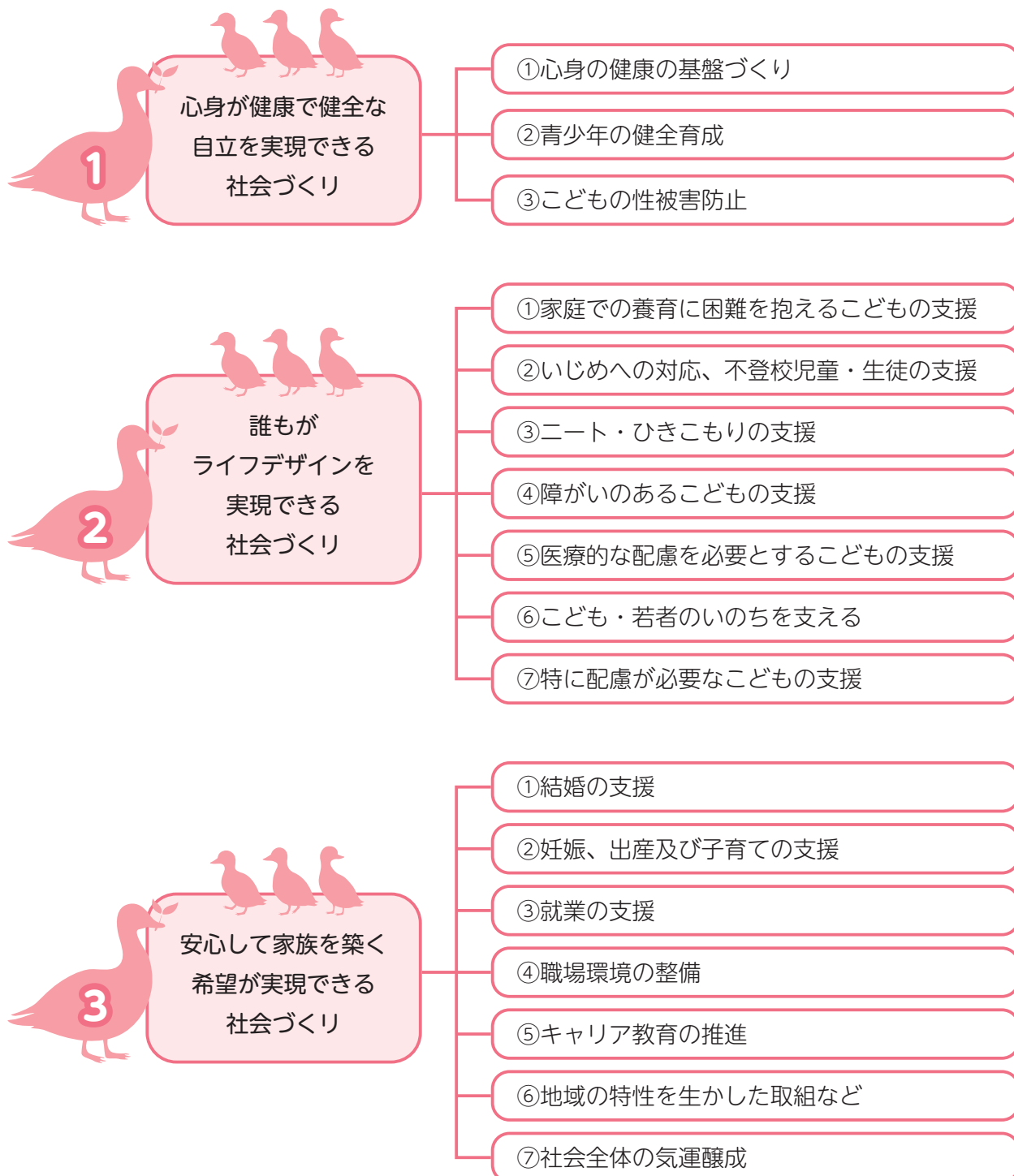
- 家庭を築き子どもを育てることに係る経済的負担の軽減や、仕事と子育てが両立でき、安心して家族を築くことのできる、誰もが将来に希望が持てる社会を実現する。
- 若者や子育て世代が、安心して家族を持つことができ、暮らしてよかったと実感できる社会を実現する。

3 施策体系

本計画の施策体系図は、南箕輪村こども計画がめざす「自分らしさと笑顔があふれる こどもまんなか南箕輪の実現」を実現するための具体的な取組を体系的に整理したものです。各施策は、こどもたちが安心して学び、遊び、成長できる環境を地域全体で創出するため、多角的な視点から構成されています。

基本理念

基本施策



第4章 施策の展開

1 心身が健康で健全な自立を実現できる社会づくり



(1) 心身の健康の基盤づくり

①現状

- すべてのこどもが社会を構成する重要な一員として心身ともに健やかに成長するためには、家庭はもとより地域、企業、行政をはじめとした社会全体が様々な資源を活用し、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力によりこどもの健全育成に関わっていくことが必要です。
- 子育てを行ううえでの男女の固定的な役割分担意識の解消とともに、すべてのこどもや子育て家庭の支援にあたっては、質の高い多様なサービスの提供が求められています。
- すべてのこどもが生涯にわたる心身の健康の基盤を築き、主体的に健康を管理できる力を育むために、規則正しい生活習慣の定着支援、運動機会の確保、こころの健康支援の充実、そして家庭・地域・関係機関が連携した包括的かつ継続的な健康推進体制の確立が求められています。

②課題

- 本村では、転入者が多く、核家族化も進んでいることから、育児不安を抱える保護者からの相談が多様化しています。
- 乳幼児のころから生活リズムや食習慣などが乱れがちになっているケースも見受けられます。
- 発達障がいなど専門的な関わりが必要なこどもが増えてきています。

③施策の展開

(ア) 規則正しい生活習慣の確立

○健康的な生活習慣の定着支援

- 家庭や保育園、学校などと連携してこどもたちが規則正しい生活習慣を身につけることができるよう支援します。

(イ) こどものこころの健康支援の充実

○こころの健康に関する早期発見・早期支援の強化

- 保育園、すくすくはうす及び学校等において、こどもたちのこころの健康を重視し、早期発見・早期対応ができる相談体制を強化するとともに、こどものこころの不調を早期に発見できる体制を強化します。

○相談体制の充実と専門機関との連携

- 学校においてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにこどもや保護者が気軽に相談できる体制を強化します。

- 必要に応じて医療機関や専門機関へのスムーズな接続を推進します。

(ウ) 家庭・学校・地域・関係機関の連携による健康推進体制の構築

○保護者への健康啓発

- 栄養、口腔ケア、運動、睡眠、こころのケア等、こどもの健康に関する保護者向けの研修会等を開催し、意識の高揚を図ります。

○こどもを取巻く地域スポーツ環境の充実

- 学校における教育活動への専門指導員など（体育専科）の配置を充実させ、遊びを通じたスポーツや運動習慣づくり、様々なスポーツやトレーニングの紹介・育成などを通じ、学校における授業、スポーツ活動の充実と安全性を確保します。

○障がいのあるこどもの運動機会の充実と障がい者スポーツに対する理解の促進

- みんなで取組めるスポーツ環境の整備などを通じ、障がいのあるこどもの運動機会の充実と障がい者スポーツに対する理解を促進します。

○部活動と休日地域クラブ活動への支援強化

- 長野県や本村の中学校スポーツ・文化活動ガイドラインに基づくこどもたちの育ちに応じた適正で効果的な活動を通して、生涯にわたり運動や文化活動に親しむこども（生徒）の育成をめざします。
- こどもたちがやりたいスポーツ・文化活動を支援し、多様なニーズに応じた経験ができる環境づくりに取組みます。

○関係機関との連携強化

- こどもたちの健康について、関係各課、医療機関、保育園、学校などが連携して切れ目のない支援を提供できる体制を強化します。

○地域全体での健康づくり意識の醸成

- こどもの健康に関する啓発活動を行い、地域全体でこどもたちの心身の健康を見守り、支え合う意識を醸成します。

○環境整備

- こどもの心身の健やかな成長に資するためこども館の整備、保育事業及び施設の充実、大芝公園や児童公園の整備に取り組んでいきます。



(2) 青少年の健全育成

①現状

- 青少年はかけがえのない存在であり、未来に向けて一人ひとりが健やかに成長していくことは、私たち村民の願いです。
- 青少年健全育成に関わるこれまでの課題に加えて、ソーシャルネットワークサービス（SNS）などによるいじめや人との関わりをうまく結ばず孤立する青少年の増加など、深刻な課題も増加しています。
- 青少年の心豊かで健やかな成長を支援していくためには、これまで以上に、家庭、学校、地域をはじめ企業、行政など、社会を構成するすべての組織、そして青少年を含む村民一人ひとりが手を携え、青少年育成に取り組んでいくことが必要となっています。

②課題

- 近年の高度情報化社会の急速な発展は、利便性の向上の反面、多感な時期の青少年に悪影響を及ぼすこともあります。
- 社会環境の変化は、大人の意識にも影響を与えたり、青少年の健全育成を支える家庭や地域コミュニティが変化したりしてきており、青少年の育成を支援する新たな体制づくりも課題となってきています。

③施策の展開

(ア) 家庭と地域への関わり

○地域活動の充実

- 家庭をはじめ地域社会において、青少年が自立に向けて多様な体験や社会参加を経験できるような機会を充実します。
- 青少年の自主的な相互の交流を促進し、幅広い仲間づくりが推進できるように、各地区や地区PTAなど健全育成に関わる関係機関や団体の連携強化を促進します。
- こどもたちのニーズに合わせた居場所づくりに努めながら、青少年活動を充実させ、地域ぐるみで青少年を守り育てる活動を促進します。

○青少年のむらづくりへの参画促進

- 関係機関や各種団体との情報共有を図り、むらづくりに関する活動やイベント、ボランティア活動、文化・伝統の継承活動などへの青少年の自発的な参加を促進します。

(イ) 相談体制の充実

○相談・啓発活動の充実

- 青少年の悩みや非行などの問題に対して、安心して相談できる体制を強化するため、こころの教室相談員やスクールカウンセラー^{※1}、スクールソーシャルワーカー^{※2}、教育相談員などを活用します。
- 青少年健全育成に関わる相談をこども家庭センターと連携して実施します。

○青少年健全育成推進体制の充実

- こどもの居場所づくりや青少年活動を充実させるため、地域ぐるみで青少年を守り育てる活動を促進します。

○育成環境の整備

- こどもの健やかな成長を阻害する要因を除去し、こどもを性被害から守り、安全で安心して暮らすことのできる社会環境を整備します。
- スマートフォンやインターネットなどの正しい使い方について広報・啓発活動を進めます。
- 情報リテラシー^{※3}に関するアンケートを実施し、そのアンケート結果に基づく研修会等を実施します。



-
- ※1 スクールカウンセラー：「心の専門家」として臨床心理士などが携わり、児童・生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケアなどを行う。
 - ※2 スクールソーシャルワーカー：問題を抱える児童・生徒に対し、その児童の環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく専門職。
 - ※3 情報リテラシー：情報を適切に収集、理解し、それらを有効に活用する能力。膨大な情報の中から信頼できる情報を選び出し、正確に理解・分析するためにも情報リテラシーというスキルが求められている。



(3) こどもの性被害防止

①現状

- こどもの性被害とは児童買春、児童ポルノの製造など、児童に性的な被害を与える犯罪行為や、児童の性に着目した形態の営業に関連して行われる違法行為をいい、「児童の性的搾取」とも呼ばれています。
- こどもの性被害は、SNSやオンラインゲームを通じて発生するなど、こどもの身近に存在し、そのリスクも高まっています。
- 本村の各学校においては、養護教諭や保健体育の授業での取組、外部講師を招いての講演会等により性教育を実施しています。
- 本村では「第5次南箕輪村男女共同参画計画」において、「安全・安心なくらしの実現」として、「DV^{※1}や性暴力等は、性別にかかわらず誰でも加害者にも被害者にもなり得ることについて、学校や村内諸団体等を通じて、関連する情報と学習機会の提供を行う」や「国や長野県等が主唱の「若年層の性暴力被害予防月間」への協力」「被害を受けた人・こどもの安全を確保するため、必要な支援を適切に受けられる保護救済に対する体制づくりを推進」などの取組を行っています。
- アンケート結果から本村のこどもたちも、一日の多くの時間をLINE、X (旧Twitter)、Instagramなどの利用に費やしており、この傾向は小学生の低学年でも見られます。
- このような状況の中、各学校では、学校で使用するタブレットなどの使用やネット利用に関する講演会などを通じて、ネットリテラシー^{※2}教育を実施しています。

②課題

- こどもを性被害から守ることは、保護者を含めた大人の責任です。こどもたち一人ひとりが、健やかに成長することができる社会を構築することが急務となっています。
- 学校においては、養護教諭や保健体育の授業での取組、外部講師を招いての講演会等により性教育を実施していますが、児童・生徒の発達段階（受容能力）について十分考慮することや、保護者や地域との連携を推進することが課題です。
- すべてのこどもたちが安全に、そして安心して生活し、健やかに成長できるためには、こどもの性被害を未然に防ぎ、万が一被害に遭った場合に適切な支援を行う体制の構築が不可欠です。

※1 DV：「ドメスティック・バイオレンス」の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又は関係があった者から振るわれる暴力。

※2 ネットリテラシー：インターネット上の情報を正しく読み取り、状況に応じて適切な判断や行動ができる能力。

③施策の展開

(ア) 予防教育の推進とこどもの自己肯定感の育成

○年齢に応じた性教育・防犯教育の実施

- こどもたちが性被害から身を守るための知識とスキルを習得できるよう、年齢や発達段階に応じた性教育・生命（いのち）の安全教育を推進します。
- 保育園から小中学校まで、包括的性教育の仕組みを参考にしながら発達段階に応じた継続的な性教育を充実させます。
- 「自分のからだを大切に」「いやなことはいやという」といった自己決定権や自己防衛意識を育む教育を推進します。

○インターネット・SNSの安全利用教育

- インターネットやSNSに潜む性被害のリスクをこどもたちに教え、安全な利用方法や危険を回避するための知識を習得できるようにします。

○意識啓発への取組

- DVや性暴力などは、性別に関わらず誰でも加害者にも被害者にもなり得ることについて、学校などを通じて、関連する情報と学習機会の提供を行います。

(イ) 早期発見体制の強化と相談しやすい環境づくり

○大人への啓発とこどものSOSに気づく視点

- 保護者、教職員、地域住民向けに、こどもの性被害に関する正しい知識や被害のサインに気づくための研修や啓発活動を実施します。
- こどもからのSOSの出し方に関する教室を学校と連携して行い、こどもからのSOSを真摯に受け止める意識を醸成します。

○相談体制の強化

- こどもや保護者が性被害について安心して相談できる体制を強化し、周知を図ります。

(ウ) 被害者支援体制の強化と多機関連携の推進

○被害者支援の充実

- 被害者の安全を確保するため、必要な支援を適切に受けられる体制づくりを推進します。
- DVなどの被害者が早期に日常生活を取戻すことができるよう、精神的、経済的な負担の軽減を図るための犯罪被害者給付制度など、各種犯罪被害者支援制度の周知を図ります。

○関係機関との連携体制の構築

- 警察、児童相談所、医療機関、学校などの関係機関と情報共有やケース検討を行うなど、連携体制の強化を図ります。
- 被害者への切れ目のない支援を提供できる体制を構築します。

○地域社会における見守り体制の強化

- 地域全体で子どもたちを見守り、不審者情報などの共有、各地区における防犯パトロールの強化など、安全な地域環境づくりを推進します。



2 誰もがライフデザインを実現できる社会づくり



(1) 家庭での養育に困難を抱えるこどもの支援

①現状

- 近年、経済的困窮、保護者の心身の不調、孤立、ひとり親家庭の増加、多文化家庭における言葉や文化の壁など、家庭が抱える課題は複雑化・多様化しています。
- こどもが適切な養育を受けられなかったり、学習や生活面で困難を抱えたりするケースが増加し、早期発見と適切な支援が求められており、本村では乳幼児健診の際に、家庭問題などを把握し早期に対応できる体制を構築しています。
- 小中学校では、こどもの日常の様子から家庭の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携し、確かな支援に繋げています。
- 生活困窮者などの自立に向けた取組としては、南箕輪村社会福祉協議会、生活就労支援センターまいさぼ、民生児童委員、ケースワーカー^{※1}などとの連携を密にし、生活上の悩み・課題・問題などに対応できる相談支援体制の充実に努めています。また、生活保護実施機関である上伊那福祉事務所など関係機関との連携を密にし、支援を行っています。

②課題

- 地域社会や関係機関がこれらの家庭のSOSを早期に察知し、必要な支援へとつなげる体制の強化が必要です。
- すべてのこどもが夢や希望に向けてチャレンジできる社会を実現するためには、家庭での養育に困難を抱えるこどもたちへの支援強化が必要です。

③施策の展開

(ア) 早期発見と包括的支援体制の構築

○相談窓口の周知と機能強化

- 家庭児童福祉相談の機能強化など、養育に関する相談機能の周知・充実に図ります。
- 専門知識を持つ相談員を配置し、多様な相談内容に対応できる体制を強化するとともに、オンライン相談などアクセスしやすい手段も検討します。

※1 ケースワーカー：公的機関である福祉事務所や児童相談所で、病人や障がい者、一人暮らしの高齢者など日常生活で困っている人の相談に乗る専門職。

○関係機関との連携強化

- 南箕輪村こども家庭センターを中心に、関係機関と連携しながら「南箕輪村版ネウボラ^{※1}」として、妊娠期から18歳までの切れ目のない支援をし、安心して子育てができる環境や支援体制の充実を図ります。
- 支援が必要なケースに対しては、南箕輪村要保護児童対策地域協議会における実務者会議及び個別ケース検討会議を開催し、多角的な視点から支援できる体制を確立します。
- 広域的な支援機関（児童相談所など）との連携を強化し、専門性の高い支援が必要なケースに対応できるようにします。

（イ）こどもと保護者への多様な支援の提供

○生活・学習支援の充実

- 家庭において基本的なしつけや言葉遣い、生活習慣、コミュニケーション能力などの生きていくうえで必要なスキルを身に着けられるよう、家庭教育の具体的なあり方をまとめ、啓発活動を行います。
- 家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるための、情報提供を行うとともに、PTAなどの団体と連携した家庭教育を支える体制づくりを推進します。

○ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭の生活の状況を把握したうえで、経済的支援及び関係機関と連携した生活支援事業を行うなど、実態に基づいた適切な支援を行います。就業活動や疾病や学校行事への参加などのための一時的な生活援助、家庭における保育サービスが必要な場合、ひとり親家庭日常生活支援事業による家庭生活支援員の派遣を実施し、生活の安定を図ります。

（ウ）地域社会全体での見守りと理解促進

○地域住民への啓発活動と協力体制の構築

- 家庭児童福祉相談の機能強化、こども相談室など、養育・育児に関する相談機能の充実に取組みます。
- 家庭での養育困難や虐待のサインについて、地域住民向けの研修会や広報活動を通じて理解を深めます。
- 地域の民生児童委員などと連携し、支援が必要なこどもや家庭の早期発見・見守り体制を強化します。

※1 ネウボラ：フィンランド語で「アドバイス（助言）の場所」という意味。妊娠や出産、育児をサポートする支援制度や施設のこと。



(2) いじめへの対応、不登校児童・生徒の支援

①現状

- いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又はからだに重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為であり、いじめの根絶は社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっておりその解決に向けた対策が求められています。
- すべてのこどもが安心して学校生活を送り、夢や希望に向かってチャレンジできる社会を実現するためには、いじめへの適切な対応と不登校児童・生徒へのきめ細やかな支援が求められています。
- 本村では、平成31年（2019年）3月に「南箕輪村いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止に取り組んでいます。
- 学校ごとに、国の「いじめ防止などのための基本的な方針」、長野県の「いじめ防止などのための基本的な方針」及び「村いじめ防止基本方針」を参酌して、その学校の実情に応じ、自らの学校としてどのようにいじめ防止などの取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容などを「学校いじめ防止基本方針」として策定しています。
- 学校内にいじめ問題に組織的に対応するため、いじめ防止などの対策ための組織を設置しています。

②課題

- 近年では、従来の暴力や言葉によるものに加え、インターネットやSNSを利用した「ネットいじめ」など、その形態が多様化・巧妙化しています。いじめの発見が困難になり、潜在化しやすい状況にあるため、早期発見・早期対応がより一層必要となっています。
- 不登校児童は増加傾向があります。不登校の要因は、いじめだけでなく、学業不振、友人関係、発達上の課題、家庭環境の変化など多岐にわたり、一つではないことが多く、複合的な要因が絡み合っています。そのため、画一的な支援では対応しきれず、個々の状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関、フリースクール、地域などの関係機関との連携を強化する必要があります。
- いじめや不登校の問題に対しては、家庭や地域社会との連携も不可欠です。保護者がこどものいじめや不登校に気づきにくい、あるいは学校との連携方法が分からないといった課題もあります。地域社会全体でこどもを見守り、支援する意識が十分に醸成されていないと、不登校のこどもが孤立し、社会との接点を失ってしまうリスクがあります。
- 本村のすべてのこどもが安心して学び、それぞれのペースで成長できる環境を構築するためには、いじめの根絶といじめからこどもを守るための社会基盤の強化、そして不登校児童・生徒への包括的かつ継続的な支援体制の確立が必要です。

③施策の展開

(ア) いじめの未然防止・早期発見・早期対応の強化

○いじめ防止教育の充実

- 学校でいじめの定義や、いじめは絶対にいけないことであるという共通認識を醸成するため、道徳教育や人権教育を継続的に実施します。
- ネットいじめ防止のため、情報リテラシー教育を強化し、情報通信機器の適切な利用を指導します。
- こどもたちが考えた、南箕輪小学校「いじめを絶対しま宣言」、南部小学校「なかま宣言」、南箕輪中学校「人権宣言」を基に、学校生活を豊かにします。

○相談体制の強化と早期発見の仕組みづくり

- 学校におけるいじめ相談窓口の周知を徹底し、こどもたちが安心して相談できる環境を整備します。

(イ) 学校・家庭・地域・関係機関の連携強化

○南箕輪村いじめ問題対策連絡協議会の開催と情報共有

- 重大な問題が起こった際には早急に学校関係者、児童福祉や警察など関係機関、法律や福祉に関する団体や保護者の代表などで構成する南箕輪村いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめや不登校に関する情報共有と連携を密に行います。

○相談支援体制の整備

- 教育委員会及びこども相談室などを窓口とし、村民などの来所、電話などによる相談を受け、早期発見や早期の適切な対応を図ります。
- 学校では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる専門的な対応を行うとともに、保健師などとの連携による対応を進めます。

○地域社会全体での見守り・支援

- いじめ問題の防止や解決のためには、保護者や地域、関係機関と連携し、社会全体で児童・生徒を見守り、健やかな成長を促すことが大切です。
- そのためにも、PTA活動や公民館活動、青少年健全育成会活動、放課後児童クラブ、信州型コミュニティースクールなどを通じて、いじめ問題に対する地域全体の意識を高めることが、いじめの芽に気づくことや早期発見、未然防止につながります。さらに、児童相談所や警察などの関係機関と連携体制を築き、いじめから児童・生徒を守ります。

(ウ) 不登校児童・生徒への個に応じた支援

○多様な学びの場の提供と学習支援

- 小中学校及びこども館に設置されている教育支援センター^{※1}と民間のフリースクールなどと適切に連携し、多様な学びと居場所の提供をします。
- 不登校児童・生徒に対応するため、教育支援センターの支援員やこころの教室相談員などと連携を図り、不登校対策に引き続き取り組みます。

○専門家によるきめ細やかなサポート

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、不登校児童・生徒や保護者に対し、継続的なカウンセリングや生活支援を行います。
- 必要に応じて医療機関や専門機関と連携し、心理的・精神的なサポートを充実させます。
- 学校復帰の際は円滑な移行支援を計画的に行います。

※1 教育支援センター：小学校及び中学校の不登校の児童・生徒を対象に、学校復帰に向けて集団適応指導、学習指導、教育相談等を行うために設置された施設。



(3) ニート・ひきこもりの支援

①現状

- すべての子どもたちが将来に希望を持ち、社会の一員として活躍できるために、ニート^{※1}やひきこもり^{※2}状態にある若者への適切な支援が求められています。
- 近年、核家族化や移住等により近くに頼る人がいないケースや高齢者のひとり暮らし、ひきこもりなど社会のつながりが希薄となることによって生じる孤独・孤立問題が深刻化しています。
- 本村におけるニートの数は把握していませんが、子ども課、福祉課及び健康医療課などが相談窓口となり、各種相談に対応しています。
- 民間や行政などが連携しながら進めるための組織「南信子ども・若者サポートネット」において、社会的に自立できない若者の支援を行っています。

②課題

- ニートと呼ばれる若者は増加傾向にあり、将来、社会とのつながりを持つ際に、様々な困難が生じる可能性があるため、家族、地域、関係機関、行政が連携して取り組む必要があります。

③施策の展開

(ア) ニート・ひきこもり状態の早期発見・早期支援の強化

○相談窓口の周知と強化

- ニートやひきこもり状態にある若者本人と家族が安心して相談できる体制を強化するため、子ども課、福祉課及び健康医療課で相談に対応していることを、広報誌、ウェブサイト、SNSなどを活用して周知を行います。

(イ) 多様な居場所と社会参加の機会の提供

○居場所づくりの推進

- 多様な居場所や学び・就労の機会を提供し、社会参加に向け、若者が気軽に立ち寄れるフリースペースなどの居場所を設置し、他者との交流や情報交換の場を提供します。

※1 ニート：総務省が行っている労働力調査における、15～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない方。

※2 ひきこもり：様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象や概念。

(ウ) 学校・家庭・地域・関係機関の連携強化

○関係機関との連携会議の定期的開催

- 教育委員会、福祉、医療、労働、警察、地域住民代表などと、ニート・ひきこもりに関する情報共有と連携を行います。
- 支援が必要なケースについては、個別に支援方針を決定します。
- 中学校卒業生の状況について、高等学校と連絡・連携を図ります。

○家族への支援と理解促進

- ニート・ひきこもりの子どもを持つ家族向けの相談会などを開催し、情報提供や精神的サポートを行います。

○地域社会全体での理解促進と協力体制の構築

- 各地区、民生児童委員、ボランティア団体などと連携し、地域社会全体でニート・ひきこもりに関する正しい知識の普及啓発を行います。





(4) 障がいのあるこどもの支援

①現状

- すべてのこどもがそれぞれの個性や能力を伸ばし、地域社会の一員として安心して生活できるために、障がいのあるこどもへのきめ細やかな支援が求められています。
- 本村では、障がい者福祉の充実を図るため、「障がい者福祉計画」を策定し、施策を展開しています。
- この計画に基づき、「障がい児^{*1}本人と保護者の希望や個々の能力に応じた就学相談体制の充実」「障がい懸念される児童を早期に発見し、障がい児の発達促進と、発達の段階に合わせた療育の推進と支援体制づくり」「障がい児を持つ保護者に相談の機会を設け、障がい児との関わり方などを相談できる場の充実」「保育施設のバリアフリー化や感染症対策など、障がい児保育の充実」「障がいのあるこどもを育てる家庭への支援」などに取り組んでいます。

②課題

- 個々の特性に対応した教育・療育を、ライフステージに応じて受けられる支援体制の構築が課題として挙げられており、「障がい児福祉計画」に示されている施策への取組が必要です。

③施策の展開

(ア) 障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備

○関係機関と連携した支援体制の整備

- 児童発達支援センターの設置及び、保育園などの育ちの場において各関係機関と連携を図りながら支援を行う体制づくりを進めます。

(イ) 児童発達支援センターの設置及び充実

○児童発達支援センターの設置

- 既存の児童発達支援事業所であるたけのこ園、こども課、教育委員会事務局などの関係機関と協議し、児童発達支援センターの設置について検討します。

(ウ) 保育所（園）など訪問支援を利用できる体制の構築及び充実

○保育所等訪問支援の体制の維持と充実

- 保育所（園）など訪問支援を行うことができる体制の維持と、更なる充実を検討します。

※1 障がい児：「障がい児福祉計画」において、「障がい者のうち満18歳に満たない児童」と定義している。

(工) 重症心身障がい児・医療的ケア児^{※1}を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

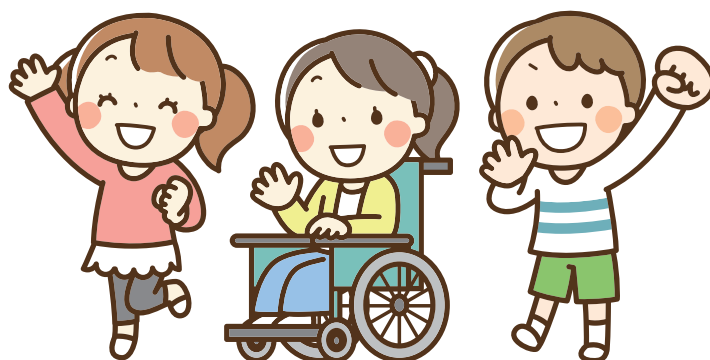
○児童発達支援事務所への支援体制の維持

- 主に重症心身障がい児を支援する、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行うことができる事業所について、相談支援専門員を含めた体制を維持できるように検討します。

(オ) 医療的ケア児支援のための関係機関との連携強化

○医療的ケア児への包括的支援の提供

- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児コーディネーターを中心に医療機関等関係機関との連携を強化し、医療的ケア児が必要とする支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。



※1 医療的ケア児：人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰（かくたん）吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要なこども。



(5) 医療的な配慮を必要とするこどもの支援

①現状

- 医療的な配慮を必要とするすべてのこどもが、その状態に応じた適切なケアを受け、安心して生活し、地域社会の一員として成長できる環境を整備するために、きめ細やかな支援が求められています。
- 教育において、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、交流を通じて理解を促すことが望まれます。
- 多様な個性を包摂する社会をつくる第一歩として、学校におけるインクルーシブな教育を推進することが求められています。
- 障がい児の健やかな成長のために、その特性やライフステージに応じて、適切な療育や相談支援を受けられる環境の整備に取り組んでいます。
- 児童発達支援事業所「たけのこ園」では、専門職による療育を行っており、重症心身障がい児や医療的ケア児への支援も行っています。
- 各学校では、必要に応じて医療的ケア児などの病弱・身体虚弱児を専門的に受け入れる学級を設置しています。
- 医療的ケア児支援のため、医療的コーディネーターや看護師の配置などに取り組んでいます。

②課題

- 医療的ケア児が健やかな成長と学習・社会参加の機会を得ることは、将来の自立に影響します。本村のすべての医療的ケア児が、地域の中で安心して生活し、その可能性を最大限に引き出せる環境を構築するためには、専門人材の育成・確保、保育・教育現場における受け入れ体制の強化、そして多機関連携による包括的かつ継続的な支援体制の確立が必要となっています。

③施策の展開

(ア) インクルーシブ教育^{※1}の推進

○療育・教育相談体制の充実

- 保健師、保育園、たけのこ園、こども相談室、教育委員会事務局、自立支援協議会など、関係機関が連携・協力し、本人や保護者への早期からの療育・教育相談に応じる支援の充実を図ります。

※1 インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加できるようにすることを目的に、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが共に学ぶ仕組み。

○つながる支援の体制づくり

- ・義務教育修了後の支援が途切れないよう、制度・分野の枠を超えた支援体制を促進するとともに、「つながる支援の体制づくり」を推進します。

○専門家を中心とした相談体制の充実

- ・早期に適切な支援につなげるため、乳幼児健診などにおいて医師・保健師などの専門家を中心とした相談体制の連携を強化します。

(イ) 保育・教育現場における受け入れ体制の強化

○医療的ケア児の受け入れ環境整備

- ・障がいの有無に関わらず互いを尊重し合いながら、可能な限り共に教育を受けられるよう、受入体制の充実を図ります。

○教職員・保育士などへの研修実施

- ・医療的ケアに関する知識や技術、緊急時の対応方法について、教職員や保育士などへの研修を継続的に実施します。

(ウ) 医療的ケア児に対する理解と協力体制の構築

○家族への相談支援とピアサポート^{※1}の促進

- ・医療的な配慮を必要とするこどもを持つ保護者向けの相談や交流する場を設けるなど、情報提供や精神的サポートができる機会について検討します。

○地域社会における理解促進と協力体制の構築

- ・各地区やボランティア団体などと連携し、医療的ケア児とその家族への理解を深めるため、地域全体で支え合う意識を醸成し、共生社会の実現をめざします。

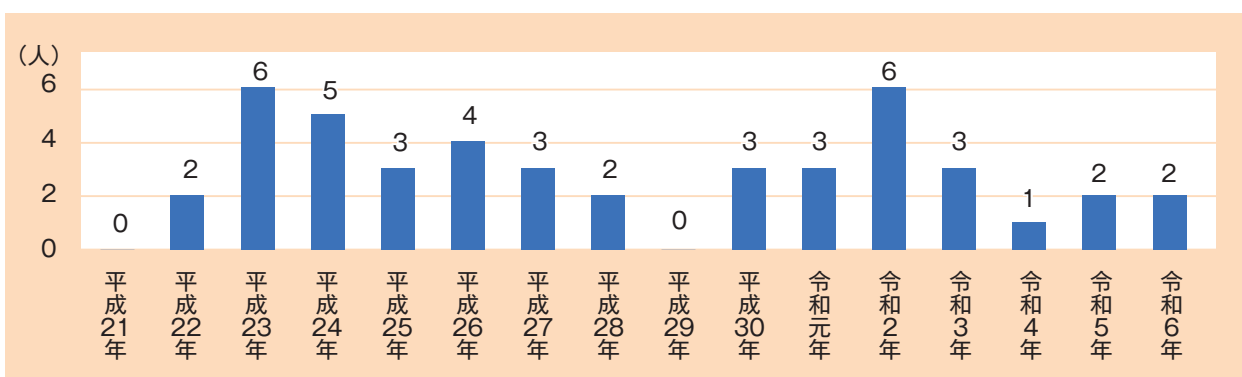
※1 ピアサポート：同じような経験や悩みを持つ人同士が、互いに支え合う活動や関係性。専門家からの支援とは異なり、似た体験をした当事者同士が対等な立場で助け合う。

(6) こども・若者のいのちを支える

①現状

- すべてのこどもや若者が精神的に健康で安心して生活し、自分らしく生きることを選択できる社会を実現するために、その「いのち」を支える包括的な支援が求められています。
- 本村の年間自殺者数^{*1}は、令和4年(2022年)において1人となっています。平成21年(2009年)から令和4年(2022年)までの14年間の平均は2.93人で、平成30年から令和4年までの5年間の平均は3.2人となっています。新型コロナウイルス感染症などの影響を受け、全国的に自殺者数の増加があった令和2年(2020年)においては、本村においても自殺者数の増加が見られました。

【本村の自殺者数の推移】



【資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」】

②課題

- こども・若者の「いのち」を支えるためには、学校、家庭、医療機関、保健機関、福祉機関、警察、地域住民など、多岐にわたる機関や人々が連携し、重層的なサポート体制を構築することが不可欠です。
- しかし、それぞれの機関が持つ情報や支援内容が十分に共有されていなかったり、連携の仕組みが確立されていなかったりすると、必要な支援が遅れたり、途切れてしまったりするリスクがあります。
- 地域社会全体でこころの健康問題への理解を深め、こども・若者を見守り支える意識が十分に醸成されていないことも課題といえます。

※1 自殺者数：自殺者数に関連する統計として主に用いられるものとして、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」が挙げられる。「人口動態統計」は、日本における日本人を対象とし、住所地を基にした統計であり、「自殺統計」は、総人口(外国人を含む)を対象とし、発見地及び住居地を基にしている。

③施策の展開

(ア) 自殺のリスクを抱えたこども・若者を支える体制の構築

OSOSの出し方に関する教育の充実

- 本村のすべてのこども・若者が、安心してSOSを発信でき、適切なサポートを受けながら、希望を持って未来を築ける環境を構築するために、こころの健康に関する早期からの支援、相談しやすい体制の整備、そして地域全体で「いのち」を支え合う社会基盤を確立します。
- 中学生へ向けて、こどもたちが困難やストレスに直面した際に、自身のこころの状態に気がつき、自ら信頼できる大人に相談できる力を身につけられるよう、具体的かつ実践的な教育を行っていきます。

○相談窓口での対応

- 電話やインターネット、SNSを使った各種相談窓口の連絡先の周知を行っていきます。

(イ) 経済的困難を抱えるこどもなどへの支援の充実

- 経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品などの補助を行うことにより、就学を援助します。
- ひとり親家庭などへ、医療費助成やヘルパー派遣、高等学校生徒通学費給付、自立へ向けて給付金・手当などの経済的支援を引き続き行っていきます。

(ウ) 教員向け研修の実施

- 児童・生徒と日々接するすべての教職員が、こどもが発するSOSに対する気付き、SOSを受け止める力を身につけ支援し、必要な時は適切な支援機関につなげることができるよう研修などへの参加を推奨していきます。また、教職員自身のメンタルヘルス^{*1}に関する研修などへの参加を推奨していきます。

※1 メンタルヘルス：体の健康ではなく、こころの健康状態を意味する。体が軽いとか、力が沸いてくるといった感覚と同じように、心が軽い、穏やかな気持ち、やる気が沸いてくるような気持ちの時は、こころが健康といえる。



(7) 特に配慮が必要なこどもの支援

①現状

- 家庭内の目に見えない児童虐待やヤングケアラーとして家族の介護などを行っているこども、日本語の力が未熟な外国籍のこどもなど、多様な困難を抱える特に配慮が必要なこどもたちが、状況に応じた支援を受け、安心して生活できる環境整備が求められています。これらのこどもは、声を上げにくい場合が多く、支援が遅れるケースも少なくありません。
- 本村では、就学困難な児童・生徒への経済的支援、外国籍児童・生徒への教育支援、遠距離通学への対応、養育困難な保護者などに対して支援などに取組んでいます。また、各小中学校では児童・生徒の変化に気を配り、こどもの状態に変化が見られた場合には早急な対応を行う体制が構築されています。
- これらの課題は、特に配慮が必要なこどもの健全な成長、学習・社会参加の機会を阻害し、将来の自立や社会貢献に影響を及ぼす可能性があります。
- 一方で、様々な困難を抱えた児童・生徒や保護者は、その内容から相談しにくいことがあり、相談しやすい体制の整備が求められています。

②課題

- 適切な支援を提供するには、早期発見・早期対応は必須です。行政、教育、地域が連携し、異変を察知し早期に対応できる体制が必要です。
- 福祉、保健、医療、教育、警察など多機関の情報共有や連携と地域社会の理解・協力体制のもと、支援が途切れることのない支援が必要です。

③施策の展開

(ア) 早期発見・早期対応体制の強化と個別支援の推進

○相談支援の強化

- 特に配慮が必要なこども一人ひとりの多様なニーズに応じた支援を充実させるため、保護者やこどもが安心して相談できる環境を整備し、初期段階からの相談支援を行います。

○多機関連携によるスクリーニング^{※1}の充実

- 保健師、教職員、民生児童委員など、こどもと関わる多様な機関・職種が連携し、虐待や貧困、心身の不調など、特に配慮が必要なこどもの早期発見に努めます。
- 情報共有のルールを明確化し、支援が必要なケースの把握に努めます。

※1 スクリーニング：多くの対象の中から、基準に合ったものを選び出すこと、又は不要なものをふるい落とすこと。

(イ) 多様なニーズに応じた居場所と学び・育ちの機会の提供

○多様なニーズに応じた援助方針の検討

- 南箕輪村要保護児童対策協議会における実務者会議及び個別ケース検討会議により、子ども一人ひとりの状況を把握するとともに、支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有を図ります。

○多様な学びの場と居場所の確保

- 学校における合理的配慮の推進や、放課後等デイサービスなど、子どもが安心して過ごせる多様な居場所や学びの場を確保します。
- 地域での体験活動や交流の機会を提供し、社会性を育みます。

(ウ) ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築と地域連携の推進

○関係機関との横断的な連携体制の強化

- 南箕輪村要保護児童対策地域協議会における実務者会議及び個別ケース検討会議を開催し、各機関の横断的な取組による情報共有とケース検討を行います。
- 乳幼児期から青年期まで、ライフステージの変化に応じた切れ目のない支援を提供できる体制を構築します。

○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の推進

- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、ネットワーク構成員（関係機関）の専門性の向上と、ネットワーク機関間の確かな連携を図る取組を推進します。
- 引き続き、個人情報保護・秘密保持などに配慮しながら関係機関との更なるネットワーク構築や職員・関係機関の専門性の向上を図ります。

○地域社会における理解促進と協力体制の構築

- 地域住民、企業、ボランティア団体などと連携し、様々な困難を抱える子どもたちに関する正しい知識の普及啓発を行います。
- 地域全体でこれらの子どもたちと家族を温かく見守り、支え合う社会の実現をめざします。

3 安心して家族を築く希望が実現できる社会づくり

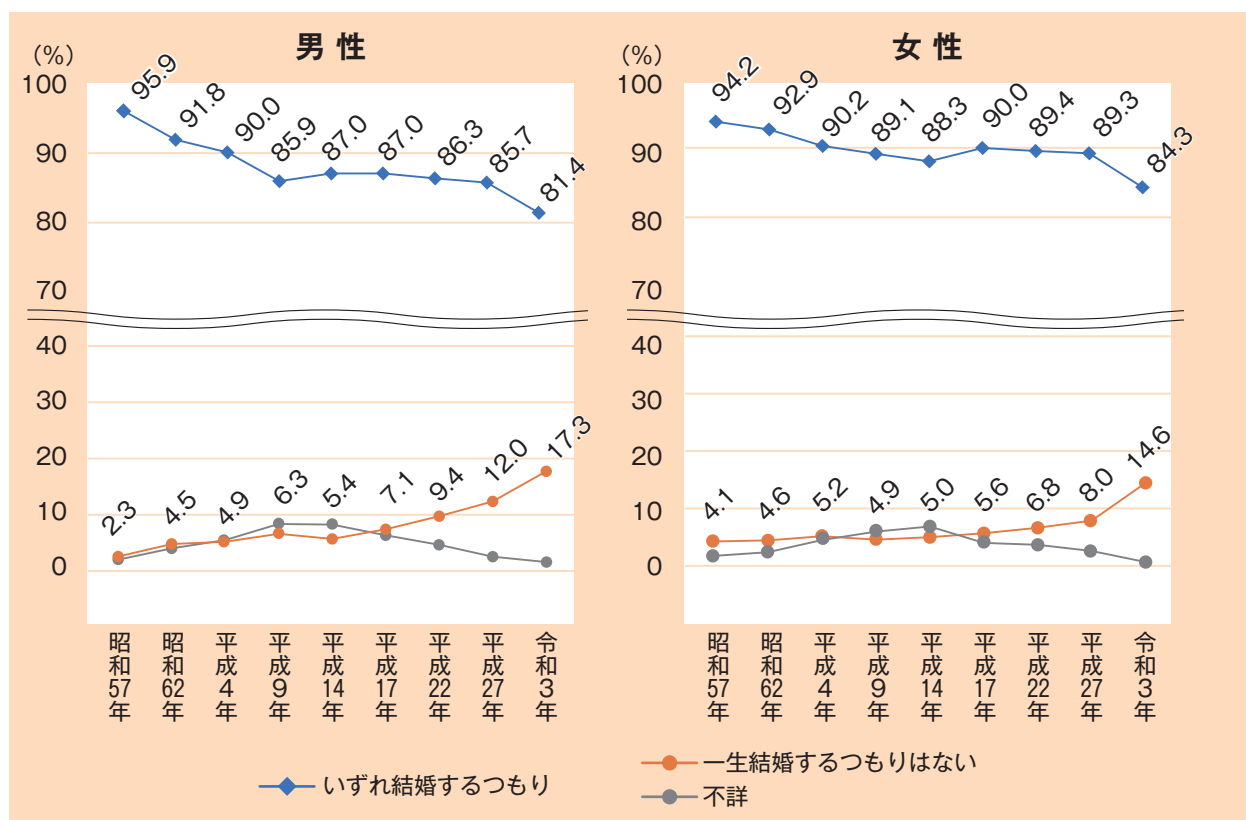


(1) 結婚の支援

①現状

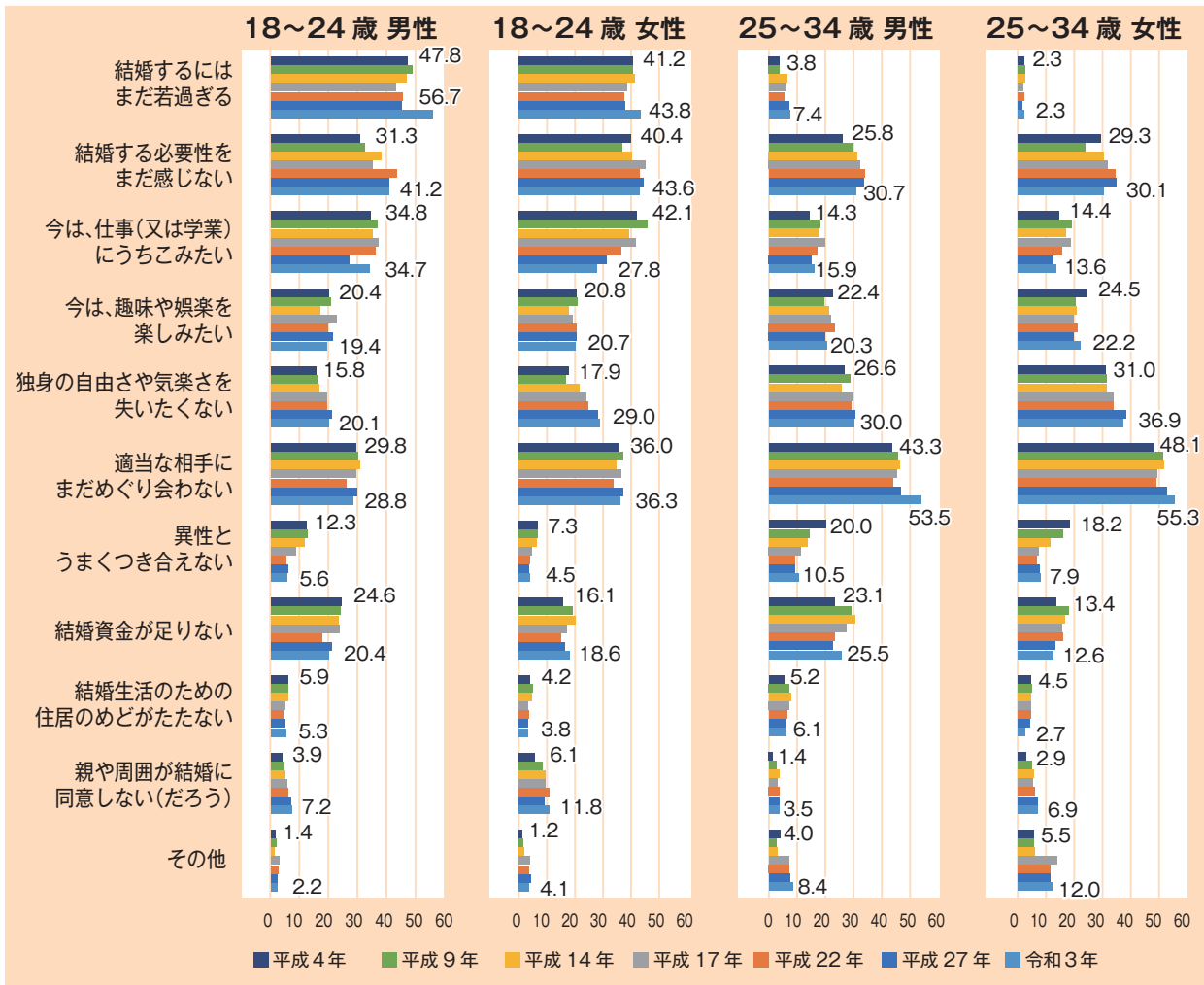
- 本村は人口増加傾向にある一方で、全国的な潮流と同様に、未婚化・晩婚化の進行という課題に直面しています。結婚を希望する未婚者は約8割に上るものの、結婚希望者の割合は年々減少傾向にあります。
- 結婚を希望するにもかかわらず独身でいる最も大きな理由は、「適当な相手に巡り合わない」ことです。具体的には、「独身の異性との出会いの機会がない」と回答する方が増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響により出会いの機会が減少したことが要因の一つと考えられますが、インターネットやSNSを通じた出会いも増加しています。
- 本村では婚活サポート「ゆいサポ南みのわ」を運営しており、長野県が運営する「ながの結婚マッチングシステム」の紹介やマッチングシステムの登録、利用の仕方などを紹介しています。民間で運営しているアプリは、幅広く相手を見つけられる等といった利点がありますが、「ながの結婚マッチングシステム」は、自治体が運営するという点で信頼性があります。また、AIによる効率的なマッチングに加え、専任相談員による丁寧なサポートを提供しています。

【18～34歳未婚者における結婚意思の推移（全国）】



【資料：国立社会保障・人口問題研究所】

【18～34歳未婚者の独身でいる理由（全国）】



【資料：国立社会保障・人口問題研究所】

②課題

- 経済的な不安感が結婚に影響を与えている可能性が指摘されています。新型コロナウイルス感染症の影響で約2割の方が結婚に対して後ろ向きになり、その最大の理由として経済的な不安感を挙げています。
- 結婚に伴う経済的負担の軽減や、若者の雇用安定、所得向上に取り組むことが不可欠です。

③施策の展開

(ア) 結婚に伴う経済的・心理的負担の軽減

○若者の雇用安定と所得向上支援

- 就業支援、若者の正規雇用化、スキルアップなどを支援することで、若者の雇用安定と所得向上をめざします。また、村内企業と連携し求人・求職情報の共有や合同説明会の開催、インターンシップ^{※1}の促進などを通じて、雇用の安定とそれに伴う所得の安定を支援します。

○子育て世代への経済的支援の継続・強化

- 結婚後の不安要素の一つである子育てに必要な資金について、医療費助成など、子育て費用の負担軽減のための支援制度の周知を図ります。

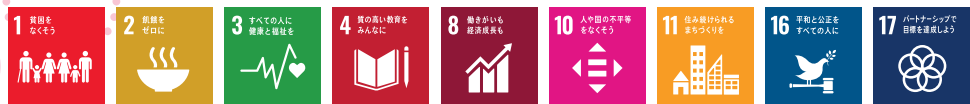
(イ) 出会いの機会の創出の支援

○南箕輪村結婚相談所「ゆいサポ南みのわ」による結婚支援

- ながの結婚マッチングシステム利用団体である、南箕輪村結婚相談所「ゆいサポ南みのわ」の機能の充実と周知を図ります。



※1 インターンシップ：社会に出る前の職場体験。企業で仕事をしている人の話を学生が直接聞いたり、実際の仕事を体験したりすることで、業種・業界・職種の違い、社員の雰囲気、企業風土などを知ることができる。



(2) 妊娠、出産及び子育ての支援

①現状

- 村総合計画では、自然とともに世代を超えて育む持続可能なむらづくりに取り組み、誰もが安全・安心の暮らしを実感できる南箕輪村をめざすことを基本理念としています。
- 妊娠・出産・子育てにおいて、特に、共働き世帯の増加や核家族化の進展により、家庭内の子育てに対する負担感が高まっています。妊娠中から出産、そして乳幼児期にかけて、親が抱える精神的・身体的・経済的な負担は大きく、これらを軽減し、安心して子育てできる環境を整備することが重要です。
- 本村の合計特殊出生率は平成30年（2018年）から令和4年（2022年）までの平均が1.61と、国や長野県と比較して高い数値となっていますが、平成25年（2013年）から平成29年（2017年）の値と比較すると低下傾向にあります。また、人口置換水準^{※1}に必要な合計特殊出生率2.07よりは低い値となっています。
- 特に出産後の孤立感や育児不安を感じる親が増えています。本村では、こども家庭センターで「切れ目のない支援のための連携会議（妊婦会議）」を開催し、それぞれのニーズに合った支援を行っています。
- 産後ケアを必要とする出産後1年を経過していない母子に対し、本村が適当と認める医療機関などに委託して事業を行っています。事業の種類は、宿泊型、通所型、居宅訪問型とあり、個人のニーズに合わせ、母子に対し心身のケアや育児のサポートなどを行っています。

②課題

- 多様な働き方やライフスタイルに対応した保育ニーズの高まりが見られます。
- 延長保育や一時預かり、病児保育など、保護者の就労形態や急な事情に対応できる柔軟な保育サービスの提供などのニーズへも、きめ細かく対応することが必要です。
- 子育て中の保護者が安心して仕事と子育てを両立できるような、企業への働きかけや、地域全体での子育て支援意識の醸成も不可欠です。

※1 人口置換水準：すべての女性が人口レベルを維持するのに十分な数を出産し、死亡率は一定で、純移動はゼロと仮定した場合の合計特殊出生率。

③施策の展開

(ア) 妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援

○妊娠期からの切れ目のない支援の強化

- こども家庭センターを中心に、妊娠期から出産、子育て期に至るまで、切れ目のない支援体制を構築し、保護者が抱える様々な不安や悩みに対応できる相談体制の充実を図るため、保健師など専門職が継続的に関わり、出産までの不安解消や情報提供を行います。
- 面談などを通じてニーズを把握し、必要な支援へつなげる「切れ目のない支援」をさらに充実させます。

○マタニティスクール・ウエルカムベビークラスの充実

- 妊婦及び父親に対して、妊娠、出産、育児に対する不安の解消とコミュニティの形成のために開催するマタニティスクール・ウエルカムベビークラスについて、内容の充実と多くの参加を促します。

○産後ケアの充実

- 産後うつや育児不安を抱える母親の早期発見・早期支援のため、産後ケア事業の充実及び利用促進を図ります。
- 保健師などによる乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、こどもの各種検診時における声かけを行い、孤立しがちな家庭の早期把握、支援を実施します。

○子育て情報の一元化と発信

- 妊娠・出産・子育てに関する行政サービスや支援情報などをまとめた本村のホームページを充実させ、分かりやすく発信します。LINEなどのSNSを活用した情報提供も検討します。

(イ) 地域ぐるみでの子育て支援の推進

○こども家庭センターの活性化と機能拡充

- こども館などを、親子の交流の場だけでなく、育児相談、情報提供、一時預かりなど多機能な拠点として活用し、利用を促進します。
- 地域の子育て経験者やボランティアを育成し、支援拠点や地域での見守り、声かけ、孤立した家庭への訪問など、多世代が子育てに関わる仕組みを構築します。

○地域子育て支援ネットワークの構築

- 保育園、幼稚園、小中学校、医療機関、民生児童委員、地域の団体など、多様な関係機関・団体が連携し、地域全体で子育て家庭を支えるネットワークを強化します。

(ウ) 多様なニーズに対応した子育て支援

○多様な保育サービスの提供と利便性向上

- 保護者の働き方やライフスタイルに合わせた、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、休日保育などの多様な保育サービスを確保・拡充します。

○経済的負担の軽減と情報提供

- 国の制度（妊婦のための支援給付、児童手当など）を確実に活用し、本村独自の経済的支援（医療費助成、給食費補助など）についても、必要に応じて拡充を検討します。
- 各種助成金や手当、減免制度などの情報が、対象となる家庭に確実に届くよう、周知徹底を強化します。

○こどもの居場所づくりと成長支援

- 放課後児童クラブの充実や、こどもの貧困対策としての学習支援、こども食堂^{*1}など、地域におけるこどもの多様な居場所づくりを推進します。



※1 こども食堂：家庭における共食が難しい子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場。こども食堂の活動は様々だが、親子で参加する場合も含め、子どもにとっての貴重な共食の機会の確保となったり地域コミュニティの中でのこどもの居場所を提供する場となっている。



(3) 就業の支援

①現状

- 本村では、移住・定住による人口増加が続き、生産年齢人口は増加していましたが、今後、少子化、人口減少の進展に伴い、総人口、生産年齢人口ともに減少することが推計されています。
- 男女別就労状況の推移では男性、女性とも就労者数、就業率のどちらも大きな変化は見られませんが、男性の人数がやや多くなっています。
- 人口ビジョンによると、若者の社会動態は、専門学校、短期大学、大学卒業時と見られる20～29歳の転出が多く見られますが、ほぼ同数の転入も見られます。
- 共働き世帯の割合も、平成22年（2010年）以降、増加傾向にあります。アンケート調査でも、結婚を支援する取組について「夫婦が共に働き続けることができる職場環境」、「経済的に安定した雇用環境の創出」との回答が多くなっています。
- 子育て中の母親に対するアンケート調査では、フルタイムでの就労への転換希望の割合は少なく、パート・アルバイトとしての就労を続けることを希望しています。
- 育児休業は、こどもが保育園に入園するまでの期間としている母親が多くなっています。このような中、「女性再就職トータルサポートセンター」において、女性の再就職をサポートしています。
- コロナ禍を経て、テレワークやワーケーション^{*1}といった働き方の変化が見られます。子育てしながらでも対応できる新たな就業形態として、定着しつつあります。

②課題

- 特に女性が子育てをする20歳代後半から40歳代前半までは男女の就業率が他の年代と比較して大きな開きがあります。
- 女性の雇用形態は正規社員とパート・アルバイトがほぼ同数であり、希望する・しないに関わらず、女性が不安定な雇用形態であることがうかがえます。
- 育児休業については、母親の取得率が高くなっているのに対し、父親の取得率は低く、育児休業取得への考え方の違いが見られます。

※1 ワーケーション：「Work（仕事）」と「Vacation（休暇）」を組み合わせた造語で、「リゾートホテルや地方のキャンプ場など、いつもの職場や自宅とは異なる場所で働き、同時に休暇取得も行うスタイル。

③施策の展開

(ア) 若者の若年層の職業観醸成と定着支援

○キャリア教育^{※1}の充実と実践的な機会の提供

- 村内の小中学校と連携し、地域社会人を招いた講演会や企業見学や体験を通じて職業観を養います。
- 村内の企業が実施する学生に向けたインターンシップを支援し、職業理解とキャリア形成、ミスマッチの解消をめざします。

(イ) 雇用の質向上と多様な働き方の推進

○正規雇用の促進とキャリアアップ支援

- 地域産業を支える人材の確保に向けて、若者や女性・退職者の就職支援に取り組めます。また、U・I・Jターンの促進のために、移住に対する支援やインターネットなどを通じた積極的な情報発信などを進めます。

(ウ) 村内への就職促進と魅力発信

○大学・専門学校との連携強化

- 長野県内外の大学や専門学校と連携し、長野県などが実施する企業合同説明会への地元企業の参加を促します。
- インターンシップや就労に必要な学習機会の提供などによる就職支援を行います。
- 本村の公式ウェブサイトやSNSを活用し、村内企業の魅力(安定雇用、多様な働き方、地域貢献)や自然豊かな生活の魅力を発信し、U・I・Jターン就職を促進します。

(エ) 子育て世代の女性の就職支援

- 女性再就職トータルサポートセンターと連携し、子育て世代の女性の就職を促すための女性のための再就職応援セミナーなどの研修制度を行います。

※1 キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。文部科学省による手引きは小学生からある。



(4) 職場環境の整備

①現状

- 近年、社会で活躍する育児中の女性が増えています。しかし、職場の十分な理解が得られず、離職を余儀なくされるなど、キャリアをあきらめざるを得ない女性も多くいることが報告されています。
- 全国では「マタニティハラスメント^{*1}」や「パタニティハラスメント^{*2}」といった妊娠・出産・育児に関するハラスメントも報告されており、対応が求められています。
- 村総合計画では、地域を支える多様な人材の確保・育成を進めるとともに、仕事と家庭生活の両立ができる環境づくりに努めることを男女共同参画の推進施策としています。
- 「南箕輪村男女共同参画計画」策定時に実施したアンケートでは、女性の家庭と仕事の両立について、「職場の理解がない」との回答が多く、また、男性が子育てや家事に参加しない理由を「女性の役割と思っている」「仕事が忙しく時間がない」「職場の理解が足りない」との回答が多くなっています。

②課題

- 本村において、家庭づくり、子育ての希望が実現できる社会を築くためには、多様な働き方を支える職場環境の整備が喫緊の課題となっています。
- アンケート調査においても、育児休業から職場に復帰する際に「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「短時間勤務にすると給与が減額される」など、職場環境に左右されている意見が見られ、仕事と育児・家事との両立を図るためには、職場環境の整備が必要であることがうかがえます。

-
- ※1 マタニティハラスメント：女性労働者が、妊娠・出産したことや産前産後休業・育児休業などの制度利用を希望したこと、これらの制度を利用したことなどを理由に、同僚や上司等から嫌がらせなどを受け、就業環境を害されること。
 - ※2 パタニティハラスメント：男性労働者が、育児のために育児休業・こどもの看護等休暇・時短勤務などの制度利用を希望したこと、これらの制度を利用したことを理由に、同僚や上司等から嫌がらせなどを受け、就業環境を害されること。

③施策の展開

(ア) 仕事と子育ての両立支援制度の普及・定着支援

○育児休業取得支援の強化

- ・村商工会などの関係機関と連携して、企業・事業者に対して女性活躍推進の普及及び啓発を行うとともに、「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」^{※1}の策定や女性の管理職等への登用拡大・職域拡大などに向けた、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を促進します。

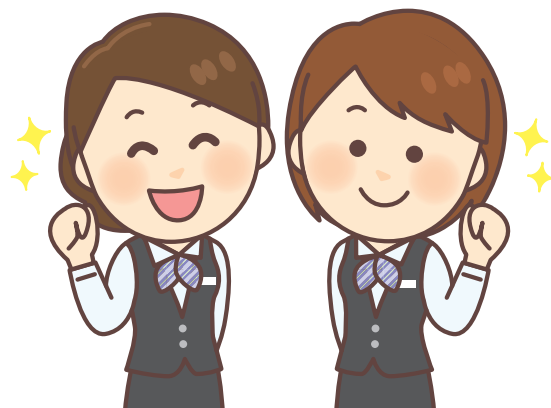
○安心して働くための支援

- ・安心して働き続けることができるよう、支援体制の充実を図ります。

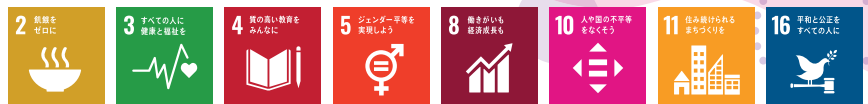
(イ) 妊娠・出産・育児とキャリア形成の両立支援

○再就職支援とキャリア継続サポート

- ・女性の就職、転職、再就職などへの相談体制の充実、女性の職業能力向上のために必要な情報の提供など、子育てで離職した女性の再就職を支援します。



※1 一般事業主行動計画：企業が従業員にとって働きやすい環境を整備し、仕事と生活の調和を図るために策定する計画。計画では、一定の期間内に達成すべき目標を設定し、その目標を実現するための具体的な対策を明確にする。企業には多様な働き方や生活環境を持つ従業員を支援しつつ、持続可能な事業運営を実現することが期待されている。



(5) キャリア教育の推進

①現状

- 本村では、こどもが将来、自分らしく生きるための生活や仕事、社会生活についてキャリア教育を実施しています。

②課題

- 少子化や核家族化が進む中、基本的な生活習慣を養う教育の一層の充実が求められているほか、変化の激しい社会の中で生き抜いていくための生きる力の育成を重視し、皆に寄り添った身近な教育の充実が課題となっています。
- 快適で安全・安心な環境づくりに努めるとともに、生きる力を身につけ、社会の激しい変化に流されることなく、社会的・職業的に一人ひとりが自立していくことができる教育、キャリア教育の視点を取入れることが必要です。

③施策の展開

(ア) キャリア教育の拡充

○キャリア教育の推進

- キャリア教育を通じて、こども一人ひとりの個性を伸ばす教育、自分に自信を持てる教育を推進するとともに、将来の生活や仕事、社会での役割や人との関わりりの大切さを学ぶことができるキャリア教育を推進します。

○自己表現力や探究する力の育成

- 教科学習や総合的な学習の時間を通して、仲間同士がそれぞれの考え方を認め、また対話することで、自己表現する力や探求する力を育むよう支援します。

○キャリアパスポートの活用

- キャリアパスポートを活用し、児童・生徒が小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自身の成長を自己評価することができるよう支援します。

○事業所における職場体験の実施

- 自然・農業体験学習や環境学習、福祉体験、職場体験など、社会体験を取入れた学習の場や機会を充実させて「豊かな心情」を育むよう支援します。

(イ) 多様なライフデザインへの理解と支援

○多様な家族形態・生き方の肯定的な理解促進

- 様々な家族のあり方や、夫婦の協力関係の多様性について、「南箕輪村男女共同参画計画」などを活用した学ぶ機会を提供します。

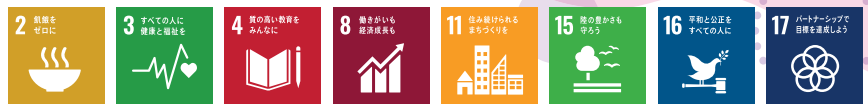
- LGBTQ+^{*1}に関する基本的な知識や、多様なセクシュアリティ・ジェンダー^{*2}を持つ人々への理解を深めるための啓発活動を行います。

○ライフデザインに関する情報提供と相談支援

- 家庭づくりや子育てに関する行政サービスや地域の支援情報の発信体制を強化します。
- 結婚相談、心配ごと相談、介護相談、子育て教育支援相談、健康・栄養相談、ママの就業お仕事相談など、ライフプランに関する個別相談を適切に運営し、不安や疑問に対しアドバイスを提供します。



-
- ※1 LGBTQ+：性的少数者を表す総称で、Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシュアル）、Transgender（トランスジェンダー）、Queer/Questioning（クィア/クエスチョニング）の頭文字を取った言葉。
 - ※2 セクシュアリティ・ジェンダー：「セクシュアリティ」は、個人の性的特徴や意識、能力を指し、誰に対して性的又は恋愛的に惹かれるか、又は惹かれないかといった要素を含む。一方、「ジェンダー」とは、社会的・文化的に構築された性別の概念であり、男性や女性の役割、期待、行動を含む。これらの概念は、個人のアイデンティティや社会的な関係性に深く関わっている。



(6) 地域の特性を生かした取組など

①現状

- 本村は、西側の山地や溪流など豊かな自然環境に恵まれています。
- 大芝高原などの自然環境や設備が充実した公園施設などが整備されています。

②課題

- 地域の特性を活かし、子育て世代の交流を通じた魅力的な地域づくりを進めることが必要となります。

③施策の展開

(ア) 自然・農業資源を活かした子育て環境の創出

○豊かな自然環境での体験機会の充実

- 本村の豊かな自然環境と農業資源を最大限に活用し、こどもたちの健やかな成長を促すとともに、子育て世代の移住・定住につながる魅力的な地域づくりを進めるため、農林業体験活動（田植え・稲刈り、野菜の収穫、森林散策など）を、年間を通じて企画し、食育や環境教育の機会を提供します。

○農業を通じた地域との交流促進

- 村内の農家と連携し、子育て世代が農作業を体験できる農業体験イベント実施を支援します。

(イ) 地域コミュニティの活性化と多世代交流の促進

○子育て支援拠点と地域コミュニティの連携強化

- 子育て支援センター「すくすくはうす」やこども館などの拠点を中心に、地域のボランティア、NPO、民生児童委員などとの連携を強化し、地域全体で子育て世代を支えるネットワークを構築します。

○住民参加型の子育て支援活動の奨励

- 地域住民が主体となって行う子育て支援活動を支援します。
- 子育てに関する困りごとを気軽に相談できる地域の居場所づくりを推進し、孤立感を解消します。



(7) 社会全体の気運醸成

①現状

- 家庭づくりや子育ての希望を実現できる社会を築くためには、個別の支援策だけでなく、地域社会全体で子育てを支える気運を高めることが求められています。
- 村総合計画では、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりに取り組み、未来を担う子どもを育成するために、社会全体として子育てをすることとしています。
- こどもの健全な育ちを地域で支えていく取組を推進することとしています。

②課題

- 男性の育児参加に対して、育児休業などの環境の整備が進められている一方で、地域社会全体では男性が育児休業を取得することや、日常的に育児に深く関わることにに対する理解が十分でない場合があります。

③施策の展開

(ア) 子育てを応援する気運の醸成と地域連携の強化

○ながの子育て家庭優待パスポート事業^{※1}の推進と拡充

- 長野県のながの子育て家庭優待パスポート事業を積極的に周知し、子育て世帯が地域で優遇される機会を拡充します。

○地域ぐるみの子育て応援活動の奨励

- 地域社会全体で子育てを応援する意識を高め、子育て世代が安心して子育てできる環境を醸成し、地域住民と子育て世代が自然に交流できる機会を創出するため、子ども食堂を開催する運営団体、学校に行きにくいこどもの居場所となる教育支援センター、見守り活動など、地域住民や団体が主体的に行う子育て支援活動に対し、助成や情報提供、場所の確保などの支援を行います。
- こどもたちの登下校時の見守りや、地域での防犯活動を強化し、地域全体で安全・安心を守る意識を高めます。

※1 ながの子育て家庭優待パスポート事業：地域全体で子育て家庭を応援する機運づくりを進めるため、長野県と県内市町村が協働し、協賛店の協力のもと、妊婦がいる家庭及び18歳以下の子どもがいる子育て家庭を対象に、買い物などの際にカードの提示で割引など各種サービスを受けられる。

(イ) 男性育児参画への社会理解の促進

○「共育(トモイク)^{*1}」推進の啓発

- 男性が育児に積極的に参画し、共に子育てを担うことを当たり前とする意識を醸成するため、本村の広報誌やウェブサイト、SNSなどを活用し、男性が育児や家事に積極的に関わることの重要性や楽しさを伝える情報発信を行います。
- 育児中の男性が参加しやすいイベントや交流会を企画し、男性同士のネットワークづくりを支援します。

○職場と地域の連携による男性育児支援

- 地域住民向けのワークショップや交流会において、男性の育児参画の重要性や、夫婦で協力して子育てを行うことのメリットについて学び、意識改革を促します。

(ウ) 多様な子育て・家族形態への理解促進

○住民向け多様性理解講座の実施

- ひとり親家庭、共働き家庭、多文化家庭など、多様な家族のあり方や子育ての形について学ぶ住民向け講座を人権教育の一環として開催します。

○交流機会の拡充

- 「こども館」、村民交流支援センター「すくすくはうす」を、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として活用します。

○地域全体での見守り・相談体制の強化

- 子育て中の家庭の孤立に地域住民が気づき、行政が必要な支援につなげられるよう、情報共有の仕組づくりを検討します。
- 子育てアドバイザーやファミリー・サポート・センター協力会員など、子育て支援に取り組む人材の発掘・育成に努めます。

※1 共育(トモイク)：共働き・共育ての推進のため、「職場」や「家庭」におけるいわゆる“ワンオペ”の実態を変え、男女ともに誰もが希望に応じて仕事と家事・育児を両立し、「共に育てる」に取り組める社会をめざし、特に、“企業”へのアプローチを主軸に、雇用環境・職場風土の改善等、多くの企業が「共育て」しやすい環境作りに積極的に取り組めるよう、普及啓発活動といった働きかけをメインに展開していく。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 本村の推進体制の整備

本計画に基づき適切に事業を実施するため、こどもや子育て当事者のニーズを把握するとともに、関係機関及び各担当課との連携をより一層深め、地域の実情に応じて効果的な施策を推進します。

(2) こどもの意見の尊重・社会参画の推進

こども施策の決定や実施に当たり、こどもから幅広く意見を聴くとともに、こどもが参画する機会を確保し、その意見が施策に反映されるようこども会議の設置等の検討を行います。

(3) 地域や関係団体などとの連携・協働

こどもの権利を保障し、こどもの育ちを地域全体で支えていくため、地域の子育て支援団体、NPO法人、企業などの活動を支援するとともに、連携を図り協力しながら計画を推進します。

2 施策の推進体制

(1) 点検・評価 (PDCA)

本計画に基づく施策を推進するために、主な事業における庁内関係各課及び関係機関等の取組の状況や成果・課題など進捗状況の点検を行いPDCAサイクルに基づき管理します。

進捗状況については、必要に応じて「子ども・子育て審議会」に報告を行うことで、外部からの視点も取り入れていきます。また、適宜計画の見直しなどを実施し、南箕輪村における「こども計画」の推進を図ります。

